

平成29年度

包括外部監査結果報告書

「市税の事務の執行について」

那覇市包括外部監査人

公認会計士 原 田 泰 人

目次

第1章 包括外部監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 監査の対象.....	1
4. 監査の実施期間.....	1
5. 包括外部監査の着眼点.....	2
6. 主な監査手続	2
7. 包括外部監査人及び監査補助者	2
8. 利害関係	2
第2章 監査テーマの概要	3
1. 市税の種類.....	3
2. 市税決算額等の推移	4
3. 那覇市の税務機構体制.....	10
(1) 組織体制	10
(2) 事務分掌	11
(3) 課別職員の平均担当年数.....	12
4. 実施した監査手続.....	12
第3章 外部監査の結果（総論）	13
1. 指摘・意見一覧.....	13
2. 総論.....	17
(1) 安定的な税収確保【意見】	17
(2) 徴税費の集計について【指摘】	18
(3) 税務部門の人員配置について【意見】	18
(4) 事務の進捗管理について.....	19
(5) 課税情報の正確性確保について.....	19
(6) 未申告者の捕捉について.....	20
第4章 外部監査の結果（各論）	21
1. 個人市民税.....	21
(1) 個人市民税の概要.....	21
(2) 事務の概要.....	26
(3) 決算額等の推移	27
(4) 監査結果	29
2. 法人市民税.....	34
(1) 法人市民税の概要.....	34
(2) 事務の概要.....	36
(3) 決算額等の推移	42
(4) 監査結果	42

3. 固定資産税.....	50
(1) 固定資産税の概要.....	50
(2) 事務の概要.....	57
(3) 決算額等の推移.....	64
(4) 監査結果.....	65
4. 軽自動車税.....	73
(1) 軽自動車税の概要.....	73
(2) 事務の概要.....	74
(3) 決算額等の推移.....	76
(4) 監査結果.....	76
5. 事業所税.....	81
(1) 事業所税の概要.....	81
(2) 事務の概要.....	84
(3) 決算額等の推移.....	85
(4) 監査結果.....	87
6. 市たばこ税.....	92
(1) 市たばこ税の概要.....	92
(2) 事務の概要.....	93
(3) 決算額等の推移.....	94
(4) 監査結果.....	94
7. 収納事務.....	96
(1) 定義等.....	96
(2) 収納率の変遷と概要.....	96
(3) 収納事務の流れ.....	98
(4) 監査の結果.....	111
(5) 意見.....	113
8. 滞納整理事務.....	114
(1) 滞納整理とは.....	114
(2) 滞納整理事務の手続フロー.....	114
(3) 那覇市における滞納整理基本方針と執行計画.....	125
(4) 個別監査の方法.....	129
(5) 監査の結果.....	130
(6) 指摘及び意見.....	134
9. 税システム.....	136
(1) 税システムの概要.....	136
(2) 事務の概要.....	136
(3) 基幹系業務システムに携る人員の推移.....	137
(4) 監査結果.....	138

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

市税の事務の執行について

(特定の事件を選定した理由)

那覇市の平成 29 年度当初予算の市税歳入額は 478 億円で、一般会計歳入予算 1,432 億円の 33.4%を占めており、市政の重要な財源となっている。平成 28 年度当初予算の市税歳入額 451 億円と比較すると 27 億円増加しているが、これは沖縄の観光産業が好調に推移していることによる税収増加が要因と考えられる。

一方で、年々増加する扶助費等の社会保障費への対応や、市営住宅や学校校舎の建替及び公園や道路の整備にも取り組む必要があり、財源の確保は厳しい状況にある。

そのため、市税の収納率の向上、適正な受益者負担による自主財源の確保による歳入の安定的な確保が重要な課題である。

さらにこれまで本市の包括外部監査において、当該テーマを直接的に特定の事件として取り上げられたことはなく、市税の賦課及び徴収が法令等に準拠して適正に行われているか、公平性が確保されているかを検討することは有意義であると考え、当該テーマを特定の事件として選定した。

3. 監査の対象

(1) 監査の対象とした部署・税目

対象部署:納税課、市民税課、資産税課、情報政策課

対象税目:市民税(個人及び法人)、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税

(2) 監査対象期間

平成 28 年度(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

但し、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4. 監査の実施期間

平成 29 年 7 月 20 日～平成 30 年 3 月 31 日

5. 包括外部監査の着眼点

- (1) 税の賦課及び徴収が法令等に準拠しているか(合規性)
- (2) 税の賦課及び徴収が効率的に行われているか(効率性)
- (3) 税の賦課及び徴収が網羅的に行われており、公平性が確保されているか(網羅性、公平性)

6. 主な監査手続

- (1) 関係部署からの説明徴取
- (2) 関係者に対する質問
- (3) 内部管理資料等の閲覧
- (4) 比率分析等の分析的手続
- (5) 関係帳票及び証拠書類との照合
- (6) 視察及び観察
- (7) その他監査人が必要と認めて実施する監査手続

7. 包括外部監査人及び監査補助者

包括外部監査人	原田泰人(公認会計士)
監査補助者	新見研吾(弁護士)
監査補助者	本永敬三(公認会計士)
監査補助者	友利健太(公認会計士)

8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査テーマの概要

1. 市税の種類

那覇市において課税される市税は以下のとおりである(那覇市税条例第3条)。

なお、普通税とは税金の用途が特定されておらず、一般的経費に充てることができる税金を指し、目的税とは、税金の用途が特定されている税金をいう。

また、納付すべき税額の確定の方式には、申告納税制度と賦課課税制度の2つがある。

申告納税制度とは、納税者自らが、所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を納税者が自ら納付する制度であり、国税の大半はこの方式を採用している。地方税では、法人住民税(法人市民税、県民税(県税))、事業所税、事業税(県税)は申告納税制度を採用している。

他方、賦課課税制度とは、行政機関の処分により税額を確定する方法であり、地方税ではこの方法が一般的である。

賦課課税制度により確定された税額の徴収方法として、普通徴収と特別徴収の2つの種類がある。普通徴収とは、納税通知書を納税者に交付することによって税額を徴収する(納付書により納める)方法であり、特別徴収とは、会社などが徴収(天引き)することによって税額を徴収する方法である。

普通税	市民税	個人市民税:その年の1月1日現在、市内に住所を有する人等に課される税 法人市民税:市内に事務所や事業所等がある法人に対して課される税
	固定資産税	その年の1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している人に課される税
	軽自動車税	毎年4月1日現在、市内で原動機付自転車、軽自動車などを所有または使用する人に課される税
	市たばこ税	製造たばこの製造者(日本たばこ産業(株))、特定販売業者(輸入業者)及び卸販売業者が、那覇市内の小売業者に売り渡したたばこに対してかかる税
	鉱産税	鉱物の採掘事業者に対して課される税。但し、該当しないため、課税されていない
	特別土地保有税	5000平方メートル以上の土地を保有・取得した場合に課される税。但し、平成15年度の税制改正により当分の間、課税停止となっている。

目的税	入湯税	鉱泉浴場の入湯客に対し課される税
	事業所税	事業所等において、一定規模の事業を行う個人や法人に課される税

税収に占める金額的重要性が乏しいことから、鉱産税、特別土地保有税、入湯税については、今回の検討対象から除外した。

2. 市税決算額等の推移

一般会計歳入総額、市税収入額、及び市税収入割合の推移は以下のとおりである。

(単位:億円)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
一般会計歳入総額(A)	1,325	1,308	1,399	1,438	1,476
市税収入額(B)	413	430	442	453	471
割合(B/A)	31.1%	32.8%	31.6%	31.5%	31.9%

(出典:那覇市一般会計歳入歳出決算書)

歳入総額、市税収入額は毎年増傾向にあるものの、市税収入割合は横ばいで推移している。これは、25 年度から 27 年度にかけて、主に市営住宅建設事業に係る国庫支出金や津波避難ビル建設事業関連基金繰入金の増、子ども子育て支援制度施行に伴う県支出金の増、消費税率 8%引上げ影響の通年化による地方消費税交付金の増等により、歳入総額が増加したため、市税収入が増加したにもかかわらず市税の歳入全体に対する割合は横ばいとなった。

なお、27 年度から 28 年度にかけて、地方消費税交付金及び普通交付税等が減となる一方、市たばこ税等の市税増により、市税の歳入全体に対する割合は上昇した(財政課からの回答書より)。

人口規模が那覇市と同程度の他の中核市の普通会計に対する市税収入割合は、以下のとおりである。

(単位: %)

	人口(千人) (28年3月31日現在)	25年度	26年度	27年度
那覇市	323	33.2	31.8	31.0
秋田市	315	34.6	34.1	31.1
郡山市	326	30.2	27.1	27.0
高知市	334	30.8	29.9	28.7
全中核市平均	394	39.6	39.7	38.3

(出典: 中核市市長会 HP)

那覇市と同規模の中核市との比較では、いずれの中核市も 30%前後で、年々収入割合が低下している点で共通しているが、全中核市平均と比べると、市税収入割合に開きがある。

これは、主に歳入全体に占める国庫支出金及び都道府県支出金の割合が大きいことや都市計画税を徴収していないことにより、全中核市平均と比べると市税収入割合に開きが生じている。国庫支出金及び都道府県支出金の割合が大きい理由として、他の中核市と比較し生活保護費負担金の割合が大きいことや沖縄振興特別措置法による高率補助の適用が影響と考えられる(財政課からの回答書より)。

次に税目別の決算額の推移は、以下のとおりである。

(単位: 億円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
個人市民税	128	131	135	139	145
法人市民税	43	47	52	52	49
固定資産税	198	203	207	209	212
軽自動車税	5	5	5	5	6
市たばこ税	28	32	32	36	46
事業所税	8	9	8	9	9
入湯税	0	0	0	0	0
計	413	430	442	453	471

(出典: 那覇市一般会計歳入歳出決算書)

全税目で概ね増収傾向にある。個人市民税及び市たばこ税は、28年度の伸びが大きい。

個人市民税は、前年の所得額を課税標準とするが、県内景気が全体として回復していることを背景に、本市の課税納税者及び調定額の約8割を占める給与所得者において、所得・雇用環境が好転したことにより、増収になったと考えられる。

また、市たばこ税については、近隣市から大手の小売販売業者が那覇市へ移転(平成27

年12月)したことに伴い、その小売販売業者に卸している業者からの申告納付額が大幅に伸びたためである(市民税課からの回答書より)。

また、参考までに市税の税目別収入割合を全国市町村と比較すると、下表のとおりであり、概ね比率は全国平均と近似しており、市税に占める住民税、固定資産税の割合が高いことが伺える。

(単位:%)

		那覇市 (平成 29 年度予算)	全国市町村合計 (平成 22 年度)
所得課税	個人市町村民税	42.0	33.3
	法人市町村民税		9.8
消費課税	たばこ税	9.9	3.9
	軽自動車税	1.4	0.9
資産課税	固定資産税	44.5	44.1
	都市計画税	—	6.3
	事業所税	1.9	1.4
	計	100.0	100.0

(出典:総務省 HP、那覇市一般会計歳入歳出予算書をもとに算出)

市税の決算額に対する収入未済額、不納欠損額、収入率等の推移は次のとおりである。

(単位:億円)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
調定額	438	449	457	465	481
決算額(収入済額)	413	430	442	453	471
不納欠損額	2.8	2.5	1.7	1.3	1.0
収入未済額	22	17	13	10	9
収入率	94.3%	95.6%	96.8%	97.4%	97.9%

(出典:那覇市一般会計歳入歳出決算書、那覇市からの入手資料)

調定額とは地方公共団体の歳入を収入する際に納入義務者に対して行う納入の通知に必要な事項を調査し決定した金額をいう(地方自治法第 231 条)。

収入済額とは歳入として調定された金額のうち収納された額をいう。

収入未済額とは歳入として調定された金額のうち収納されなかった額をいう。

不納欠損額とは歳入徴収額を調定したものの何らかの理由で徴収が行えず、今後も徴収の見込みが立たないため、地方自治体はその徴収を諦めた額をいう。

収入率とは収入済額を調定額で除した割合である。

収入率が年々改善している理由及び不納欠損額及び収入未済額が年々減少している要因としては次のことが考えられる(納税課からの回答書より)。

- ・納税環境として沖縄県の経済状況が堅調に推移したこと。
- ・組織として下記の改善策を講じたこと。
 - ① 納税催告センターによる、未納者へ早期に自主納付の呼びかける納付勧奨の強化(平成 20 年 9 月より民間業者へ委託)
 - ② 組織体制の見直し(現年専任班の設置)による現年課税分の徴収強化(平成 21 年度～)
 - ③ 預金等の郵送差し押さえの実施による滞納処分の効率化(平成 23 年度～)
 - ④ 県税職員の併任(常駐)による職員の資質向上と県税との協力体制の構築を図った(平成 22 年度～平成 26 年度)
 - ⑤ 納税者の利便性向上のためコンビニ収納開始(平成 21 年度～)
 - ⑥ 納税折衝が行き届きがたい小額滞納の対策強化のため専任班設置(非常勤職員で対応)(平成 24 年度～)
 - ⑦ 高額案件等のヒアリング実施による組織的なチェック体制の強化を図った。
 - ⑧ 内部研修会の実施及び外部研修会への職員派遣等により職員の資質向上を図った。
 - ⑨ 景気回復に伴い、不納欠損処理の対象者自体が年々減少している。

なお、人口規模が那覇市と同程度の他の中核市の収入率は、以下のとおりである。

(単位:%)

	人口(千人) (28 年 3 月 31 日現在)	26 年度	27 年度	28 年度
那覇市	323	96.8	97.4	97.9
秋田市	315	93.3	93.9	94.5
郡山市	326	93.9	94.4	94.8
高知市	334	95.2	96.1	96.5
全中核市平均	394	95.1	95.8	96.4

(出典:那覇市からの入手資料)

いずれの中核市も収入率は年々改善傾向にある点で共通するが、那覇市はとりわけ収入率は高く、全中核市平均よりも高くなっている。

那覇市では、第 4 次総合計画に基づき、「持続可能な財政運営を確立する」ため、市税収納率の向上に努めてきた。具体的には、平成 20 年の納税催告センターの外部委託、平成 21 年のコンビニ納付の導入(その後、範囲を拡大)、少額納税者に対する課税強化など、納税課内での業務改善及び組織体制の見直しを実施してきた。

これらの施策に加え、沖縄県の経済状況が比較的堅調であったこともあり、収納率の向上に繋がったと考えられる(納税課からの回答書より)。

<徴税費の推移>

那覇市の徴税費の推移は次のとおりである。

(単位:百万円)

		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
税収入(A)	市税(E)	41,325	43,011	44,267	45,353	47,109
	個人県民税	8,453	8,636	8,919	9,212	9,602
	合計	49,778	51,647	53,187	54,565	56,712
徴税費(B)	人件費	781	796	807	795	767
	需要費	116	159	127	126	162
	報奨金等	0	0	0	0	0
	その他	238	220	272	305	274
	合計	1,137	1,176	1,207	1,228	1,204
県民税徴収取扱費(C)		365	371	380	394	400
市税徴収に係る経費 (D)=(B)-(C)		772	805	827	833	804
税収入に対する徴税費割合	全体(B)/(A)	2.3	2.3	2.3	2.3	2.1
	市税(D)/(E)	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7
徴税職員数		145	148	151	146	146

(出典:市税概要)

上記のとおり、平成 28 年度における那覇市の税収入額に対する徴税費の割合は、県民税徴収取扱費控除後で 1.7%となっている。これは、税収 1,000 円あたり 17 円の徴税コストが発生していることを意味する。また徴税費割合は、年々低下してきていることが読み取れる。

次に平成 28 年度の人口規模が那覇市と同程度の他の中核市の徴税費を比較したものは次のとおりである(郡山市のデータ把握できなかったため、この項目のみ、いわき市のデータを記載した)。

(単位:百万円)

		那覇市	秋田市	いわき市	高知市
税収入(A)	市税(E)	47,109	43,391	49,379	44,741
	個人県民税	9,602	10,086	10,785	10,957
	合計	56,712	53,478	60,165	55,698
徴税費(B)	人件費	767	599	644	807
	需要費	162	267	301	114
	報奨金等	0	0	12	0
	その他	274	6	123	119
	合計	1,204	873	1,081	1,042
県民税徴収取扱費(C)		400	464	508	473
市税徴収に係る経費 (D)=(B)-(C)		804	409	573	568
税収入に対す る徴税費割合	全体(B)/(A)	2.1	1.6	1.8	1.9
	市税(D)/(E)	1.7	0.9	1.2	1.3
徴税職員数		146	104	125	133

(出典:各市の市税概要)

那覇市は他の中核市に比し、徴税費割合が高かったため、原因について納税課担当者に質問した。那覇市では、徴税費「その他」に還付金などの償還金約 200 百万円を含めており、これが徴税費を押し上げているようである。なお、他の中核市と同様、償還金を除くと、徴税費割合は全体で 1.8%、市税のみで 1.3%となり、概ね同程度の比率となった。

また、徴税費「人件費」は他の自治体より多額となっている。これは、徴税職員数が多いためと考えられる。

3. 那覇市の税務機構体制

(1) 組織体制

平成 29 年4月1日現在における税務に関する組織体制は以下のとおりである。

課名	グループ名	職員数
納税課	副部長兼課長	1
	副参事	1
	税制グループ	4
	収納グループ	6
	法人グループ	9
	納税推進1グループ	8
	納税推進2グループ	7
	滞納整理グループ	8
	国保税徴収支援対策グループ	2
	計	46
市民税課	課長	1
	副参事	1
	管理グループ	6
	個人第1グループ	10
	個人第2グループ	10
	法人・諸税グループ	7
	納税証明グループ	5
	計	40
資産税課	課長	1
	副参事	1
	管理グループ	5
	償却資産グループ	5
	土地グループ	9
	家屋グループ	13
	計	34
	合計	120

(2) 事務分掌

各課の事務分掌は以下のとおりである。

課名	事務分掌
情報政策課	(1) 電子自治体推進施策の企画立案及び総合調整に関すること。 (2) 電子自治体推進施策事業の進行管理及び総合調整に関すること。 (3) 基幹系業務処理システムの整備に関すること。 (4) 主管課の個別業務システムの整備支援及び調整に関すること。 (5) 庁内ネットワークの管理及び情報セキュリティーに関すること。 (6) サーバー、パソコン等の情報機器の管理に関すること。
納税課	(1) 税務の総合調整及び企画に関すること。 (2) 市税(国民健康保険税にあっては、滞納に係るもの等で市長が定めるものに限る。)の徴収に関すること。 (3) 納税証明等に関すること。 (4) 固定資産評価審査委員会に関すること。
市民税課	(1) 個人の市県民税及び法人等の市民税、軽自動車税、市たばこ税並びに入湯税の賦課に関すること。 (2) 所得証明、資産証明、納税証明、扶養証明等に関すること。 (3) 原動機付自転車等の標識交付に関すること。
資産税課	(1) 固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の賦課に関すること。 (2) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (3) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 (4) 施設等所在市町村調整交付金に関すること。 (5) 資産証明等に関すること。

(出典:企画財務部企画調整課企画調整グループ作成資料より抜粋)

(3) 課別職員の平均担当年数

平成 29 年 4 月 1 日現在の課別職員の平均担当年数(それぞれの課での在職年数)は、以下のとおりである。

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上	計	平均 年数
納税課	8	15	11	8	2	2	46	3.0
市民税課	7	18	10	2	2	1	40	2.4
資産税課	6	13	7	4	3	1	34	2.8
計	21	46	28	14	7	4	120	2.7

那覇市では採用後 8 年未満の職員はより多くの部署を体験してもらうため 3 年ごとに部署異動、8 年以上の職員でも 3～4 年で異動対象とする方針を採用している(平成 28 年度定期人事異動実施方針)。そのため、いずれの課でも平均年数が 3 年以下となっている。

次に人口規模が那覇市と同程度の他の中核市の税務職員の平均経験年数(平成 29 年 4 月 1 日現在)を比較したものは次のとおりである。

(単位:年)

	那覇市	秋田市	郡山市	高知市
平均年数	2.7	6.2	4.0	5.0

(出典:各紙の市税概要。秋田市、郡山市は 28 年 4 月 1 日現在)

他の中核市に比べ、平均経験年数が短いことが読み取れる。

4. 実施した監査手続

監査対象とした市税について、関係書類一式を閲覧し、所管部署にヒアリングを実施した。その際の監査の視点は次のとおりである。

監査の視点	合规性:地方自治法等の法令に違反していないかどうか 経済性:無駄なコストがかかっているかどうか 効率性:より成果の出る方法はないか 有効性:目的とした成果、効果をあげているか
-------	--

第3章 外部監査の結果(総論)

「指摘」：法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項

「意見」：「指摘」以外で、改善・検討を求める事項

個別検証の結果、複数の税目に共通して検出された指摘・意見は、「第4章 外部監査の結果(各論)」に記載した上で、「第3章 外部監査の結果(総論)」に集約し、より詳細に記載した。個別の税目のみで検出された指摘・意見は、「第4章 外部監査の結果(各論)」にそれぞれ記載している。また、市税全般に関する指摘・意見についても、「総論」に記載した。

すべての指摘・意見の概要と該当頁等を取り纏めた一覧表は次頁のとおりである。

1. 指摘・意見一覧

記載箇所	該当頁	指摘	意見	内容
総論(1)	17		○	自主財源である市税について、安定的な歳入確保に努められたい
総論(1)	17		○	宿泊税は新たな財源確保の手法であり、観光都市である那覇市においても導入の是非を検討されたい
総論(2)	18	○		公表データは、比較可能性の観点から他市と同じ基準で作成すべきである
総論(3)	18, 47, 71 91, 141		○	税務部門の人事ローテーションの見直を検討されたい
総論(4)	19, 68, 88		○	事務には期限や優先順位があり、進捗状況を管理できるような体制を整備されたい
総論(5)	19, 32, 42 67, 70, 88 89, 94		○	正確な課税情報の入手・検証及び適正な税額計算に努められたい
総論(6)	20, 29, 30 47, 68, 89 91		○	未申告者の捕捉・納税指導等に努められたい
個人市民税	29		○	給与支払報告書の未提出者に対して提出を促すような措置を講じられたい

記載箇所	該当頁	指摘	意見	内容
個人市民税	29		○	「昨年度送付したが、調査及び提出共がない事業所」についても、調査のうえ適切に対応されたい
個人市民税	29		○	税務署から入手している未申告者捕捉資料を有効活用されたい
個人市民税	30		○	市民税申告書について他の自治体の方法なども参考に今一度抽出方法の妥当性・網羅性を検証されたい
個人市民税	30		○	課税対象者の把握は定期的に見直されたい
個人市民税	30	○		市民税申告書の未申告者に対して訪問等何らかの手続きを実施すべきである
個人市民税	30		○	市民税申告書の未発送先について所得情報を捕捉し、申告を促すなどの対策を講じられたい
個人市民税	31		○	マイナンバーの管理には十分留意されたい
個人市民税	32	○		減免手続の際の担税力計算は、正確に実施すべきである
法人市民税	44		○	均等割で使用する従業者数のカウント方法を記載したリーフレットを申告書と一緒に送付するなどの周知活動を検討されたい。また従業者数 50 人前後の法人について可能な限り従業者数の確認作業を実施されたい
法人市民税	44		○	業務において把握した不備事項などについて、税理士へ情報提供されたい
法人市民税	47		○	課税台帳に記載されている情報を有効活用されたい
法人市民税	47		○	未申告者を捕捉するための手続きを可能な限り対応されたい
法人市民税	49		○	IT 知識・経験のある職員を配置するなど円滑な実施に向けた対応を検討されたい
固定資産税	67		○	航空写真による現況調査の方法として、固定資産評価システムに最低でもマッチング機能を導入することを検討されたい
固定資産税	68		○	航空写真による現況調査の自動化が実現するまでは、調査区域を設けて、調査担当者及び上席者の進捗状況を一覧できるよう管理されたい
固定資産税	68		○	過年度の課税漏れ案件情報を適切に管理し、引き継ぐ方法を検討されたい
固定資産税	68		○	案件を優先順位付けし、戦略的対応ならびに各担当者に合理的な事務量を分担することを可能にする進捗管理の方法を検討されたい
固定資産税	70		○	資産税課管轄の事業所税申告情報を活用し、網羅的な課税を図るための戦略的な実地調査を策定・実施されたい

記載箇所	該当頁	指摘	意見	内容
固定資産税	70		○	各事務に関するマニュアルを整備・運用されたい
固定資産税	71		○	税務経験のある退職者を活用するなど人員確保に対応されたい
固定資産税	72		○	単年度の収支ではなく中長期のスパンで、システム投資にかかる支出を上回る税収増加と人件費節減を見込めるかどうか検討されたい
軽自動車税	76		○	転出届(住所変更)の窓口となるハイサイ市民課をはじめ、周知・広報について庁内連携を図っていくとともに、県内市町村間においても共通課題として認識し、改善に向け取組まれたい
軽自動車税	78		○	県内市町村との連携(協議会)を密にし、引き続き、共通課題として是正に向け取組まれたい
軽自動車税	79		○	現場の業務負担が増大しないように、関係者でしっかりと議論して、さらなる業務の効率化に努められたい
事業所税	87		○	事務マニュアルは事務処理が変更された場合、随時更新されたい
事業所税	87		○	内部統制の整備運用状況を後日第 3 者がチェックできるよう、書類の保管体制を見直されたい
事業所税	87		○	事務処理をチェックする体制が十分とはいえず、必要最小限の牽制体制は整備・運用されたい
事業所税	88		○	未申告者を一元管理し、顛末までフォローできる資料を作成されたい。また、申告状況を定期的に上司に報告し、適切な指示を受けるなど対策を講じられたい
事業所税	88		○	申告書を受け付けた際、床面積以外の項目についても、何らかの確認作業を実施されたい
事業所税	89		○	床面積や従業者数を免税点ぎりぎり毎年申告してくる先については、より詳細な調査をすることで免税点を超える事業所の発見につながる可能性もあり、免税点以下申告書を有効活用されたい
事業所税	89		○	システムの入替えの際は、貸付申告書情報を有効活用できるようシステムの見直しを検討されたい
事業所税	89	○		減免申請書の添付書類は、申告の都度提出を求めるべきである
事業所税	89		○	今後も調査を継続し、未申告者の捕捉、税収確保に努められたい

記載箇所	該当頁	指摘	意見	内容
事業所税	91		○	収集した情報をデータベース化する場合には、借主でソートをかけられるような仕組みを構築されたい
事業所税	91		○	建築確認申請の際に、貸付申告書の提出義務者に該当すると見込まれる事業者に対しリーフレット等を配布するなど対策を講じられたい
事業所税	91		○	事業所税の担当職員を増員したとしても人件費を上回る税収確保が見込まれ、職員の適正配置について見直しを検討されたい
市たばこ税	94		○	課税標準(たばこの売渡本数等)について何らかの検証作業を実施されたい
収納事務	111, 113		○	既に実施している口座振替やコンビニ収納については、(インターネット上の掲載のみならず、チラシや広報への記載も含め)より積極的なキャンペーン(勧奨)活動を検討されたい
収納事務	111, 113		○	口座振替やコンビニ収納の方法以外にも、他の自治体で効果を上げているクレジットカードやペイジーを利用した収納システムの導入も進められたい
収納事務	112, 113		○	(3年毎にプロポーザルを行っているが、結果的に同一業者への委託が約9年間にわたって継続しているため)長期にわたる同一業者への外部委託を見直し、より効果的な外部委託の活用を模索することにより、収納率をさらに改善させることを検討されたい
収納事務	112, 113		○	納税課職員に向けた個人情報保護に関する規程(マニュアル)が存在しないため、これを整備したうえで、職員に周知徹底すべきである(滞納整理業務と共通)
滞納整理事務	131, 134	○		執行停止をした債務者について、不納欠損処分をする客観的基準(規程)を作成し、取扱いの公平性を担保すべきである
滞納整理事務	130, 135	○		債務者が反社会的勢力である場合の対応(特に、担当者が交替する場合の引き継ぎ)が不十分な事例があり、今一度、反社会的勢力への対応を周知徹底すべきである
滞納整理事務	132, 135		○	経験の浅い職員がベテラン職員からノウハウを得る機会をより多く設ける方策、及び、担当職員の知識・能力をチェックする機会(理解度テストなど)を積極的に導入し、各職員の目標、達成率等を数値化して検証するなど、各職員のモチベーションを維持・向上させる方策を検討されたい
滞納整理事務	132, 135		○	特に、債務者が不誠実で回収困難な事案や債務者が反社会的勢力である事案においては、外部専門家である弁護士の積極的活用について検討されたい

記載箇所	該当頁	指摘	意見	内容
滞納整理事務	134, 135		○	生活再建型滞納整理をより積極的に検討・実践されたい
滞納整理事務	131, 135		○	個々の担当者による分納の可否の判断の合理性・客観性が事後的に検証できる体制を検討されたい(たとえば、滞納額に応じて上長との事前協議を要件として、協議内容を書面に残すなど)
滞納整理事務	130, 135		○	「不法行為、不当要求及び迷惑行為等対応マニュアル」に、反社会的勢力に対する利益供与の排除の観点からの内容を盛り込まれたい
税システム	138		○	外部委託業者の OGS との間で合意した契約の目的を達成でき、かつ、実現可能な SLA について十分に協議し、SLA の契約を早急に締結されたい
税システム	139		○	定例の報告や表面的なシステム変更対応だけではなく、当市の基幹業務を担うシステムの重要性を踏まえて、SLA 契約を締結後、適切な時期に SLM を実施されたい
税システム	141		○	「適正な課税」という目的を達成するために必要な人材確保と人材育成を実施されたい

2. 総論

(1) 安定的な税収確保【意見】

第2章「2.市税決算額等の推移」に記載したとおり、普通会計に占める市税収入割合は、中核市全体では39%前後で推移しているのに対し、那覇市は32%前後となっており、市税収入割合が低い。那覇市と同規模の中核市との比較では、いずれの中核市も30%前後で、年々収入割合が低下している点で共通している。

これは、主に歳入全体に占める国庫支出金及び都道府県支出金の割合が大きいことや都市計画税を徴収していないことにより、全中核市平均と比べると市税収入割合に開きが生じている。国庫支出金及び都道府県支出金の割合が大きい理由として、他の中核市と比較し生活保護費負担金の割合が大きいことや沖縄振興特別措置法による高率補助の適用が影響と考えられる。

歳入の安定的な確保の観点から、自主財源である市税の確保は重要な課題である。「那覇市経営改革大綱(改訂版)」(平成26年4月策定)及び大綱を具体的に各課の施策に落とし込んだ「第4次那覇市経営改革アクションプラン(平成26年度～29年度)」においても、「安定的な歳入確保に努めます」として目標指標として掲げている。

財政健全化のため、自主財源である市税について、引き続き安定的な歳入確保に努められたい【意見】。

ところで東京都と大阪府では宿泊税が導入されている。宿泊税とは自治体内のホテル・旅館の宿泊者に課税される法定目的外税で、自治体の条例で定めることができる。税収は観光の振興を図る施策に要する費用に充てられる。京都市においても、平成 30 年 10 月 1 日から宿泊税条例が施行されることになっている。

宿泊税は新たな財源確保の手法であり、観光都市である那覇市においても導入の是非を検討されたい【意見】。

(2) 徴税費の集計について【指摘】

第 2 章「2. 市税決算額等の推移」に記載したとおり、那覇市では徴税費に還付金を含めて推移表を作成していた。この点に関し、総務省が自治体向けに毎年実施している「市町村税課税状況等の調」の記載要領では、徴税費の範囲について、「徴収に要した経費（還付金、還付加算金を除く）」と規定されている。

同記載要領は必ずしも拘束力はないものの、他の中核市も同要領に準拠して作成していると考えられ、比較可能性の観点からも同じ基準でデータを作成・公表すべきである【指摘】。

(3) 税務部門の人員配置について【意見】

那覇市では採用から 8 年未満の若手職員は幅広く多くの業務が経験できるよう同一課での在職年数を原則 3 年で配置換えする方針を採用している（平成 28 年度定期人事異動実施方針より抜粋）。そのため、税務部門のいずれの課でも平均年数が 3 年以下となっている。なお、他の中核市の平均経験年数は、第 2 章「3. 那覇市の税務機構体制」に記載のとおり、4.0 年～6.2 年となっており、那覇市の 2.7 年に比べ、経験年数が長い。税務部門は法律や税務に関する専門知識が必要であるうえ、毎年の税制改正に対応しながらの事務作業となることから、実務担当者の育成に一定期間が必要である。

このような特殊性に鑑み、人事ローテーションの見直しを検討されたい。また、職員のスキルアップのため勉強会や外部研修など専門性を高める施策も積極的に実施されたい【意見】。

また、第 2 章「2. 市税決算額等の推移」に記載したとおり、徴税費に含まれる「人件費」は他の自治体より多額となっている。これは、徴税職員数が多いことが原因と考えられる。

職員数を多く配置している理由について、納税課担当者は、「収納率を向上させるための組織改正及び業務改善等の結果によるものが大きいと認識」しているようである。

しかし、那覇市の人事ローテーション方針により経験年数が短い税務職員で対応しなければならぬため、多人数となっていることも要因と考えられる。

上記意見と合わせ、税務部門への適正配置（経験年数の長い職員で事務処理する体制）を検討されたい【意見】。

なお、これに関連する個別の税目での記載箇所は以下のとおりである。

該当頁	税目	項目
47	法人市民税	申告・納付漏れを防ぐための新しい取り組みについて
71	固定資産税	人員リソース確保及び人事異動の際の考慮事項について
91	事業所税	適正な職員配置
141	税システム	人材確保・人材育成について

(4) 事務の進捗管理について

事務の進捗管理の方法は、部署又は担当者でばらつきがあり進捗状況を一覧できる資料等が整理されていないものが散見された。

事務には期限や優先順位があり、進捗状況を管理できるような体制を整備されたい【意見】。

なお、これに関連する個別の税目での記載箇所は以下のとおりである。

該当頁	税目	項目
68	固定資産税	航空写真による現況調査の進捗管理方法について
68	固定資産税	各種事務手続の進捗管理方法について
88	事業所税	申告書の受付

(5) 課税情報の正確性確保について

税額の確定の方式には、申告納税制度と賦課課税制度があることはすでに記載したとおりであるが、いずれの方式であっても正しい課税情報がなければ、課税額は正確に算定されない。また、課税情報が正しくても賦課決定の際の税額算出方法に誤りがあれば誤った課税額を賦課することになってしまう。

個別税目の検証過程において、入手した情報の正確性の検証が十分実施されていないケースが散見された。また、減免申請手続において税額計算誤りが確認された。

正確な課税情報の入手・検証及び適正な税額計算に努められたい【意見】。

なお、これに関連する個別の税目での記載箇所は以下のとおりである。

該当頁	税目	項目
32	個人市民税	減免申請手続
42	法人市民税	均等割額の「適正な課税」を図る手続きについて
67	固定資産税	航空写真による現況調査の方法について
70	固定資産税	償却資産の実地調査について
88	事業所税	申告内容の検証
89	事業所税	減免申請書の検査
94	市たばこ税	市たばこ税申告書の課税標準の検証について

(6) 未申告者の捕捉について

課税の公平性確保や安定した税収確保の観点から、未申告者を捕捉する事務は重要である。そのためにはあらゆる情報を駆使し未申告者を発掘し、納税義務のある者を網羅的に把握する必要がある。また、納税義務があるにもかかわらず申告・納税していない者に対して適切に措置を講じる必要がある。

個別税目の検証過程において、未申告者の捕捉が十分実施されていないケースや未申告者に対する措置が不十分であったケースが散見された。

未申告者の捕捉・納税指導等に努められたい【意見】。

なお、これに関連する個別の税目での記載箇所は以下のとおりである。

該当頁	税目	項目
29	個人市民税	給報の発送・受付事務について
30	個人市民税	市申の発送・受付事務について
47	法人市民税	申告・納付漏れを防ぐための新しい取り組みについて
68	固定資産税	過年度の課税漏れ案件の取り扱いについて
89	事業所税	免税点以下申告書の有効活用
89	事業所税	貸付申告書の有効活用
89	事業所税	未申告者の捕捉
91	事業所税	貸付申告書の周知

第4章 外部監査の結果(各論)

1. 個人市民税

(1) 個人市民税の概要

個人市民税は、住んでいる地域の費用を住民が負担することを目的に課せられる市税で、均等の額による均等割と、所得に応じて納める所得割の2つからなっている。

また、市民税と県民税をあわせて一般的に住民税という。

<納税義務者>

納税義務者は、以下のとおりである。

区分	均等割	所得割
1月1日現在、市内に住所を有する者	○	○
1月1日現在、市内に住所は有していないが、個人事業用の事務所・店舗を有する者、家屋敷を有する者	○	—

<非課税制度>

区分	対象者
均等割も所得割も課税されない人	・生活保護法によって生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦・寡夫で前年中の合計所得金額が1,250千円以下の人
均等割が課税されない人	前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 320千円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族)+189千円 (注)控除対象配偶者と扶養親族のいない人は320千円
所得割が課税されない人	前年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人 350千円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族)+320千円 (注)控除対象配偶者と扶養親族のいない人は350千円

<税額の計算方法>

個人市民税額＝均等割額＋所得割額

区分	計算方法
均等割額	市民税 3,500 円 県民税 1,500 円
所得割額	(所得金額－所得控除)×税率－調整控除－税額控除

	税率は、市民税6%、県民税 4% 課税対象は前年の所得金額 (所得税(国税)は当年の所得金額)
--	---

所得割額を算出する際に必要となる所得金額、所得控除、調整控除、税額控除の内容は次のとおりである。

＜所得の種類と所得金額の算出方法＞

所得の種類	内容	所得金額の算出方法
利子所得	公社債、預貯金の利子	利子所得の金額
配当所得	株式の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	地代、家賃など	収入金額－必要経費
事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費
給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額－給与所得控除額(又は特定支出控除額)
退職所得	退職金など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2
山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額
譲渡所得	土地などを売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額
一時所得	賞金、懸賞当選金など	収入金額－必要経費－特別控除額
雑所得	公的年金など	収入金額－公的年金等控除額
	上記にあてはまらないもの	収入金額－必要経費

(出典:平成 29 年度 市税のしおり)

<所得控除>

所得控除は、災害や病気治療に要した費用、配偶者・扶養親族の有無等の個人の事情を考慮して、所得金額から差し引かれるものであり、所得控除の要件は以下のとおりである。

種類	要件	控除額
雑損控除	災害や盗難等で資産に損失を受けた場合	いずれか大きい金額 ・損失の額－総所得金額 ×1/10 ・災害関連支出額－5万円
医療費控除	前年中に医療費を支払った場合	(支払額－補てん額)－(総所得金額の5%または10万円のうち小さいほう)
社会保険料控除	前年中に社会保険料を支払った場合	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済掛金等を支払った場合	支払った金額
生命保険料控除	生命保険料、個人年金保険料を支払った場合	省略 (上限7万円)
地震保険料控除	地震保険料等を支払った場合	省略 (上限2.5万円)
障害者控除	本人・控除対象配偶者・扶養親族が障害者の場合	1人につき26万円 (別途定めあり)
寡婦(夫)控除	夫(妻)と死別・離婚したあと、再婚していない又は生死不明(所得制限あり)	26万円 (別途定めあり)
勤労学生控除	本人が大学生等で前年の合計所得金額が65万円以下で、給与所得以外の所得が10万円以下	26万円
配偶者控除	配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合	33万円 (70歳以上は38万円)
扶養控除	生計を一にし、その合計所得金額が38万円以下の親族を扶養している場合	33万円 (別途定めあり)
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額が38万円を超え、76万円未満の場合	上限33万円
基礎控除	すべての納税義務者	33万円

(出典:平成29年度 市税のしおり他)

<調整控除>

調整控除は、所得税と住民税の人的控除額(注)の差による負担増を調整するため、住民税所得割額から以下の額を減額するものである。

区分	要件
課税所得金額が200万円以下の人	以下のいずれか小さい金額の3%(県民税は2%) ・人的控除額の差の合計額 ・合計課税所得金額
課税所得金額が200万円を超える人	{人的控除額の差の合計額－(課税所得金額－200万円)}×3%(県民税は2%) 但し{ }の金額が5万円未満の場合は5万円×3%

(注) 人的控除額とは、障害者控除、寡婦(夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、扶養控除、配偶者特別控除、基礎控除をいう。

<税額控除>

項目	内容
配当控除	株式の配当などの配当所得がある場合、その金額に所定の率を乗じた金額が控除される。
外国税額控除	外国で得た所得について、その国の所得税等を納めているときは、一定の方法により、その外国税額が控除される。
住宅ローン控除	所得税の住宅ローン控除の適用があり、所得税から控除しきれない額がある場合、所定の額が控除される。
寄付金控除	地方公共団体等に対する寄付をした場合、所定の額が控除される。
配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除	株式等譲渡所得割が源泉されている上場株式等譲渡所得を申告した場合、所得割額から株式等譲渡所得割額が控除される。

個人市民税に関するその他の概要は以下のとおりである。

<課税の特例>

前年の所得金額については、原則として、すべての所得を合算して所得割額を計算する(総合課税)。但し次の所得については、他の所得と分離して課税する特例があり、これを「分離課税」という。

分離課税となる所得:退職所得、山林所得、土地・建物等の譲渡にかかる譲渡所得、先物取引にかかる雑所得等

< 申告 >

市内に住所を有する人は、毎年 3 月 15 日までに申告書を提出しなければならない。ただし、所得税の確定申告をした人、給与所得のみで給与支払者(会社等)から給与支払報告書が提出されている人や公的年金等の所得のみで年金支払者から公的年金等支払報告書が提出されている人は申告は不要である。

なお、個人の県民税の申告と納税は、個人の市民税と合わせて市役所で行う。

< 徴収方法 >

市民税の納付方法は、その市民の属性によって、普通徴収と特別徴収に分けられる。

区分	属性	納期
普通徴収	主に事業所得者	6 月、8 月、10 月、翌年 1 月
特別徴収	主に給与所得者 主に年金所得者	給与所得者:6 月から翌年 5 月まで年 12 回 年金所得者:4 月、6 月、8 月(前年度 2 月と同額) 10 月、12 月、翌年 2 月(年税額の 1/3)

< 減免制度 >

減免制度とは、納税者に以下のような事情が生じた場合に、個人市民税の一部または全部を徴収しないこととする制度である。

減免は、徴税猶予、納期限の延長等によっても、納税が困難であると認められる者に対して行われる救済措置である。

- ・生活保護受給者又は生活保護に準ずる公私扶助
- ・失業、疾病等による所得激減
- ・納税義務者の死亡
- ・勤労学生
- ・医療費の高額支出で生活困難
- ・災害により生活困難
- ・農作物に対する災害で所得激減

(2) 事務の概要

個人市民税の事務の大半は当初賦課業務であり、そのほか課税調査業務等がある。

<当初賦課業務>

項目	事務内容
資料収集	給与支払報告書(以下、「給報」という。)の発送・受付 事業所宛ての給報を作成・発送 提出期限(1/31)までに、紙媒体又は電子データ(eLTAX)で受付
	年金支払報告書(以下、「年報」という。)の受付 各年金機構から年報データを入力
	所得税確定申告書(以下、「税申」という。)情報を入手 税務署に提出された税申情報を国税連携システムより入手
	市民税申告書(以下、「市申」という。)の発送・受付 上記以外で納税義務のある者宛てに、市申のブランク用紙を作成・発送 提出期限(3/15)までに、申告会場又は郵送で申告書を受付
	パンチ入力(紙媒体の情報を電子化する作業) 市申、紙媒体の給報・年報情報の入力作業(外部委託)
資料登録	データの集計 資料収集事務で入手した給報、年報、市申、税申データを税務 LAN システムに取込。 所得の合算、名寄せ作業 提出された給報に論理的エラーがある場合(16 歳未満の扶養親族を扶養控除の対象としている等)、税務 LAN においてフラグがたつようになっており、担当者が内容を確認のうえ、処理している。
	税額計算 税務 LAN で作成した個人別所得データを基幹系システム(アクロンティ)に取り込み、税額算出
徴収業務	(特別徴収の場合) ・特別徴収税額決定通知書の送付 給与所得者については、事業主(給与支払者)が給与天引きし市に納付する仕組みのため、事業主宛てに決定通知書を送付し(5/31 までに通知)、6 月以降給与から天引きし納付してもらう。 退職者の異動情報の報告漏れ等があった場合、通知書を再発送する。 ・税額決定・納税通知書の送付

	公的年金受給者については、各年金機構(保険者)が年金から天引きし、市に納付する仕組みのため、年金機構への通知および年金受給者あてに通知書を送付する。 回送分(他市町村からの転入)について、再発送する。 (普通徴収の場合) 特別徴収以外で個人市民税を納付する義務のある市民(個人事業主等)には、納税通知書を発送し(5/31 までに通知)、4 回に分けて納付してもらう。
--	---

<課税調査>

課税調査の主要業務は、扶養確認業務である。これは、扶養控除としている被扶養者が扶養の要件を満たしているか、重複して被扶養者として控除されていないかを確認する作業である。

<広報業務>

税務署が開催している年末調整説明会に参加し周知、租税教室開催により広報活動している。

(3)決算額等の推移

個人市民税の過去 5 年間の調定額、収入額、収入率の推移は以下のとおりである。

(単位:金額;百万円、収入率;%)

	24年度			25年度			26年度			27年度			28年度		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
現年課税分	12,826	12,599	98.2	13,099	12,898	98.5	13,509	13,347	98.8	13,978	13,817	98.8	14,599	14,431	98.9
滞納繰越分	926	279	30.1	783	252	32.2	615	207	33.7	509	177	34.7	449	154	34.3
計	13,752	12,878	93.6	13,882	13,150	94.7	14,125	13,554	96.0	14,487	13,993	96.6	15,048	14,585	96.9

個人市民税の調定額、収入額は毎年増加しており、収入率も年々改善されている。

個人市民税は、前年の所得額を課税標準とするが、県内景気が全体として回復していることを背景に、本市の課税納税者及び調定額の約8割を占める給与所得者において、所得・雇用環境が好転したことにより、増収につながったと考えられる。

また、収入率の改善は、担当者による収納率向上の各種施策や、市民への税に対する啓もう活動の成果と考えられる。

なお、那覇市と人口規模に近い他の中核市と比較した収入額の推移は、下表のとおりである。

(単位:百万円)

	人口(千人) (28年4月1日現在)	25年度	26年度	27年度
那覇市	323	13,150	13,554	13,993
秋田市	315	14,716	14,818	14,998
郡山市	326	15,854	16,494	16,909
高知市	334	15,689	15,893	16,111
全中核市平均	394	21,299	21,783	21,403

(出典:中核市市長会 HP より)

那覇市は同規模の中核市に比べ、個人市民税の収入額が小さい。この点について、市担当者は、県民所得の差が収入済額に影響していると分析している。

26年度における上記中核市を含む県別1人当たり県民所得を比較すると下表のとおりであり、収入済額と1人当たり県民所得は相関関係にあることが読み取れる。

(単位:千円)

中核市	中核市を含む県	所得金額
那覇市	沖縄県	2,129
秋田市	秋田県	2,467
郡山市	福島県	2,861
高知市	高知県	2,530
	全国平均	3,057

(出典:「平成26年度県民経済計算について」内閣府経済社会総合研究所)

(4) 監査結果

事務マニュアルの整備

市申の入力方法、減免処理についてはマニュアルが整備されており、業務手順等が詳細に記載されていた。また毎年の確定申告時期に合わせてマニュアルは更新されており特段指摘事項はない。

(資料収集業務について)

給報の発送・受付事務について【意見】

平成 28 年 12 月に給報総括表を発送した際の抽出条件は、以下のとおりである。

- ① 今年度に特別徴収の実績がある事業所(15,313 件)
- ② 給報総括表の提出があった事業所(16,541 件)
- ③ 上記①②のいずれかに該当する事業所(17,645 件)
- ④ eLTAX で提出した事業所(2,884 件)
- ⑤ 昨年度送付したが、調定及び提出共にならない事業所(1,754 件)
- ⑥ 総括表発送不要と連絡のあった事業所(77 件)

発送件数は、③－④－⑤－⑥＝12,930 件であった。

そのうち、85 件が返戻され、事業所への電話問い合わせ、インターネットで住所検索し 50 件は再送したが、残りは連絡先不明等で処理不能となっている。また、最終的に提出がない者は 1,566 件あったが、提出を促すための手続等は実施していない。

給報の提出がないと、所得情報が捕捉できず、適正な課税が行えなくなるため、未提出者に対して提出を促すような措置を講じられたい【意見】。

また、⑤の「昨年度送付したが、調定及び提出共にならない事業所」についても何ら手続をしていない。今後も発送漏れとなるため、調査のうえ適切に対応されたい【意見】。

過去から提出のない事業所を捕捉するための資料は毎年9月頃税務署から資料を入手しているものの活用はしていない。事業所を捕捉することは課税の網羅性確保の重要な手続であり、入手資料を有効活用されたい【意見】。

市申の発送・受付事務について【意見】【指摘】

平成 28 年分の市申を発送した際の抽出条件は、以下のとおりである。

- ① 29 年 1 月 1 日現在住民登録のある者(約 324 千人)
- ② 未成年者(約 68 千人)
- ③ 65 歳以上で前年度総所得ゼロの者(約 31 千人)
- ④ 前年度給与所得のみ、年金所得のみ、税申提出者(約 133 千人)
- ⑤ 前年度被扶養者(約 24 千人)
- ⑥ 前年度市申申告者で税額ゼロ(約 13 千人)
- ⑦ 国保関連で発送(約 22 千人)
- ⑧ 税務署から税申発送者(約 15 千人)
- ⑨ その他(前年度課税履歴ない者ほか)

住民登録している住民①に上記②から⑨の条件を加減して市申の対象者を抽出している。

この抽出方法で市申を提出すべき人が網羅されているか疑問が残る。赤字で税申の申告義務のない個人事業主、税務署や市に開業届(及び税申)を提出せずに事業を営んでいる個人事業主、事業所が給報を提出しない給与所得者などが対象となるはずである。他の自治体の方法なども参考に今一度抽出方法の妥当性・網羅性を検証されたい【意見】。

また、上記⑥の前年度市申申告者で税額ゼロの者や⑨のうち前年度課税履歴がない者などについてはその後の所得情報を補足していない。そのため新たに税申や給報の提出がない限り課税対象者から外れる可能性が高い。課税対象者の把握は定期的に見直されたい【意見】。

市申の発送は約 39,000 件で、期限内申告約 19,000 件、期限後申告約 5,500 件、郵送による回収分約 2,900 件を差し引いた約 12,000 件が未申告となっている。

未申告者に対して何ら手続を実施していない。課税の公平性の観点から再送、訪問、電話督促、所得調査等何らかの手続を実施すべきである【指摘】。

また市民税課で別途集計した未申告者の推計は 43,000 人となっている。27 年度の国勢調査における那覇市の 15 歳以上の労働力状態において、労働力状態が「不詳」とされた人数が 40,286 人であり、概ね未申告者数に近似している。また、未申告者推計人数から、上記 12,000 人を差し引いた 31,000 人については何ら手続をしていない。

これは那覇市に住民登録している人数(約 32 万人)の約 10%にあたり、課税の公平性、歳入増加の観点から所得情報を捕捉し、申告を促すなど何らかの対策を講じられたい【意見】。

パンチ入力について

パンチ入力は、件数も多く繁忙期が重なることから外部委託している。

同一データを2人が入力しアンマッチリストを作成することで正確性確保(仕様書で指示)しており、特段指摘すべき事項はない。

(資料登録業務について)

データ集計について

名寄せ、合算時のエラーチェックはシステム上自動で論理エラーチェックがかかるようになっており、担当者はエラーの箇所について内容を確認したうえで登録しており、特段指摘事項はない。

特別徴収税額決定通知書関係【意見】

従業員の個人住民税の特別徴収義務者に送付される特別徴収税額通知書には従業員のマイナンバーを記載することとされている(地方税法施行規則様式第3号)。マイナンバー法を受け、地方税法施行規則の様式が改正されたため、各自治体もこれに合わせて記載してきた。

那覇市においても当該様式に従い、特別徴収税額通知書にマイナンバーを記載し送付している。

この点に関し、自治体が誤った先に通知書を発送したことにより、マイナンバーや所得情報が流出した事案が相次いで発生した。県内では、宮古島市で2事業所12人分が別の事業所に誤配された(平成29年7月5日付 琉球新報)。県外でも、横浜市、川崎市、京都市、福岡市等で誤送付が相次いでいる。

通知書にマイナンバーを記載することで誤送付による情報漏洩につながることを、通知書を管理する企業側の事務負担が重いことから、経済界や自治体からは不記載とする要望があがっていた。

これを受け、平成29年12月26日付けで地方税法施行規則が改正され(平成30年1月1日施行)、平成30年度から通知書へのマイナンバーの記載が不要になった。

今後、通知書からの情報漏洩リスクはなくなったが、マイナンバーは引き続き利用する場面は残るため、マイナンバーの管理には十分留意されたい【意見】。

減免申請手続【指摘】

減免申請にあたって担税力調査が必要な場合、収入状況等申告書に世帯員の所得見込み額を記載すると共に金融機関に預貯金調査を実施している。失業減免については上記のほか雇用保険受給資格者証で確認している。所得激減減免者については激減理由の資料（関係機関からの資料等）で確認している。

28 年度の申請状況と減免結果の状況は以下のとおりである。

(単位:件)

減免事由	10 割 減免	5 割 減免	2.5 割 減免	1.25 割 減免	不承認	計
生活保護受給者、生活保護に準ずる公私扶助受給者	35					35
失業、疾病等による所得減少者	11	14	5	2	24	56
納税義務の継承者						
勤労学生						
医療費の高額支出者	1					1
家屋等の災害者	1	1			1	3
農作物の被害者	1					1
計	49	15	5	2	25	96

(出典:「平成 28 年度市県民税減免処理簿」を集計)

上表のうち申請承認された 71 件の減免理由別件数、減免金額は以下のとおりである。

減免事由	件数	金額(円)
生活保護受給者、生活保護に準ずる公私扶助受給者	35	967,200
失業、疾病等による所得減少者	32	1,238,200
納税義務の継承者		
勤労学生		
医療費の高額支出者	1	74,100
家屋等の災害者	2	155,900
農作物の被害者	1	168,000
計	71	2,603,400

(出典:市民税課からの回答)

減免は、特別の事情によって減免を必要とする者に限って一部又は全部を徴収しない処分であるため、担税力調査は重要な手続きである。

本年度の合計所得見込額を算出する際の計算式は以下のとおりである。

本年度の合計所得見込額＝給与所得（給与収入から給与所得金額を控除）＋預貯金

28 年度減免申請書綴りをもとに、担税力計算が適切に行われているか再計算した結果、以下の問題点が発見された。

給与収入＋預貯金の合計額を給与収入とみなして合計額に係る給与所得控除を差し引いて見込額を算出しているケースが多数散見され、あるべき合計所得見込額が過少計算されていた。

結果的に減免結果に影響ないものが大半であったが、減免されていた以下の申請者については、市民税の徴収漏れとなっていた。

（単位：円）

	減免事由	実際減免額	正しい減免額	徴収漏れ額
A	失業、疾病等による所得減少者	19,500	0	19,500
B	失業、疾病等による所得減少者	112,000	56,000	56,000

担税力計算は、正確に実施すべきである【指摘】。

2. 法人市民税

(1) 法人市民税の概要

法人市民税は、当市に事務所、事業所(以下、「事務所等」という)を有する法人等にかかる税金である。その税額は、法人の資本金と従業者数によって決まる「均等割額」と、法人の収益に応じて算定された「法人税額」(国税)を基礎に算出される「法人税割額」との合計額である。

<納税義務者>

納税義務者は、以下のとおりである。

納税義務者	均等割	法人税割
那覇市内に事務所等がある法人	○	○
那覇市内に事務所等がないが、寮、保養所等がある法人	○	-
那覇市内に事務所等がある公益法人等(NPO法人を含む)又は法人でない社団等で、収益事業をおこなっているもの	○	○
那覇市内に事務所等がある公益法人等(NPO法人を含む)で収益事業をおこなわないもの及び公共法人	○	-

※事務所等とは、自己の所有であるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、継続して事業が行われる場所をいいます。

※地方税法第296条第1項第2号該当公益法人で収益事業を行わないものは非課税です。

(出典:那覇市役所ウェブサイト「法人市民税」)

<税額の計算方法>

法人市民税額＝均等割額＋法人税割額

均等割額＝(事務所等を有していた月数÷12ヶ月)× 税率(年額)

法人税割額＝法人税額×税率(9.7%)

(地方税法第312条、地方税法第314条の4)

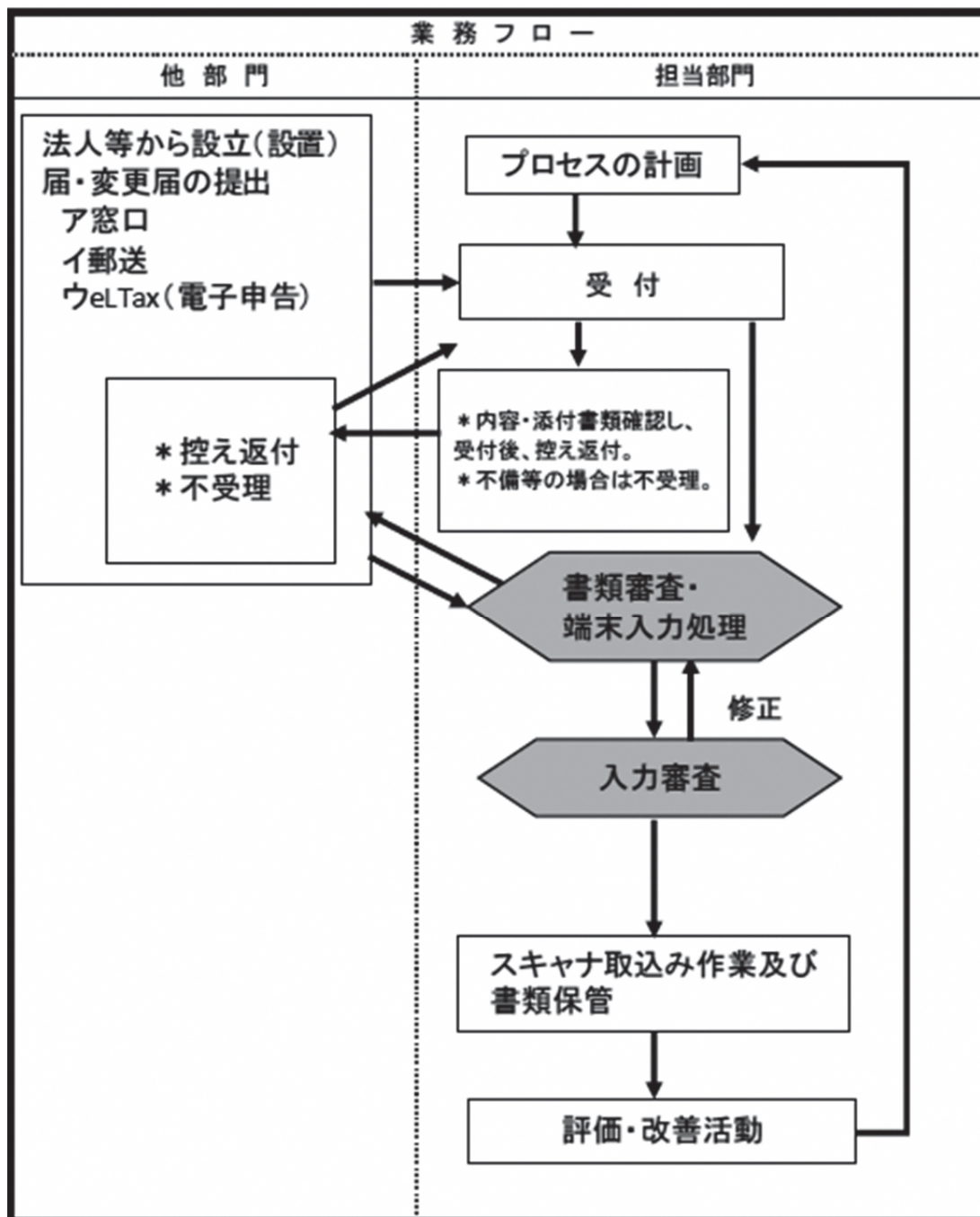
均等割額の税率(年額)は下表のとおりである。

法人等の区分	従業者数	税率(年額、円)
次に掲げる法人 ・公共法人及び公益法人等のうち均等割を課することができるもの (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く) ・法人でない社団等で法人とみなされるもの ・一般社団法人及び一般財団法人 (非営利型法人に該当しないもの) ・保険業法に規定する相互会社以外の法人 (資本金の額又は出資金の額を有しないもの)	-	50,000
資本金等の額が1千万円以下の法人	50人以下	50,000
	50人超	120,000
資本金等の額が1千万を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000
	50人超	150,000
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000
	50人超	400,000
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000
	50人超	1,750,000
資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	410,000
	50人超	3,000,000
※従業者数は、那覇市内にある事務所等又は寮などの従業者の合計数です。 ※「資本金等の額」は、法人税法第2条第16号または第17条の2に規定する額(保険業法に規定する相互会社の場合は純資産額)です。 ※従業者数および資本金等の額は、その法人の事業年度の末日で判定します。		

(出典:那覇市役所ウェブサイト「法人市民税」)

(2) 事務の概要

法人設立(設置)・変更届の業務フローは以下のとおりである。



【業務フロー】

① 年間計画の策定

② 受付（ア～ウの方法で受付）

- ・ 記入事項、添付書類の確認。
- ・ 法人設立(設置)状況等(設置日等)の確認。
- ・ 審査後、受付印を押し控えは法人へ返付。

※ア・イの場合、控えが無ければ返付作業無し。ウの場合、返付処理不要。

③ 端末入力処理・書類審査

- ・ 内容審査、入力。
- ・ 確認事項、追加書類等の必要があれば、法人へ連絡確認。
- ・ 不備等、保留の場合は保留リストに記録。
- ・ 入力後は届出日順に並べる。

④ 入力審査

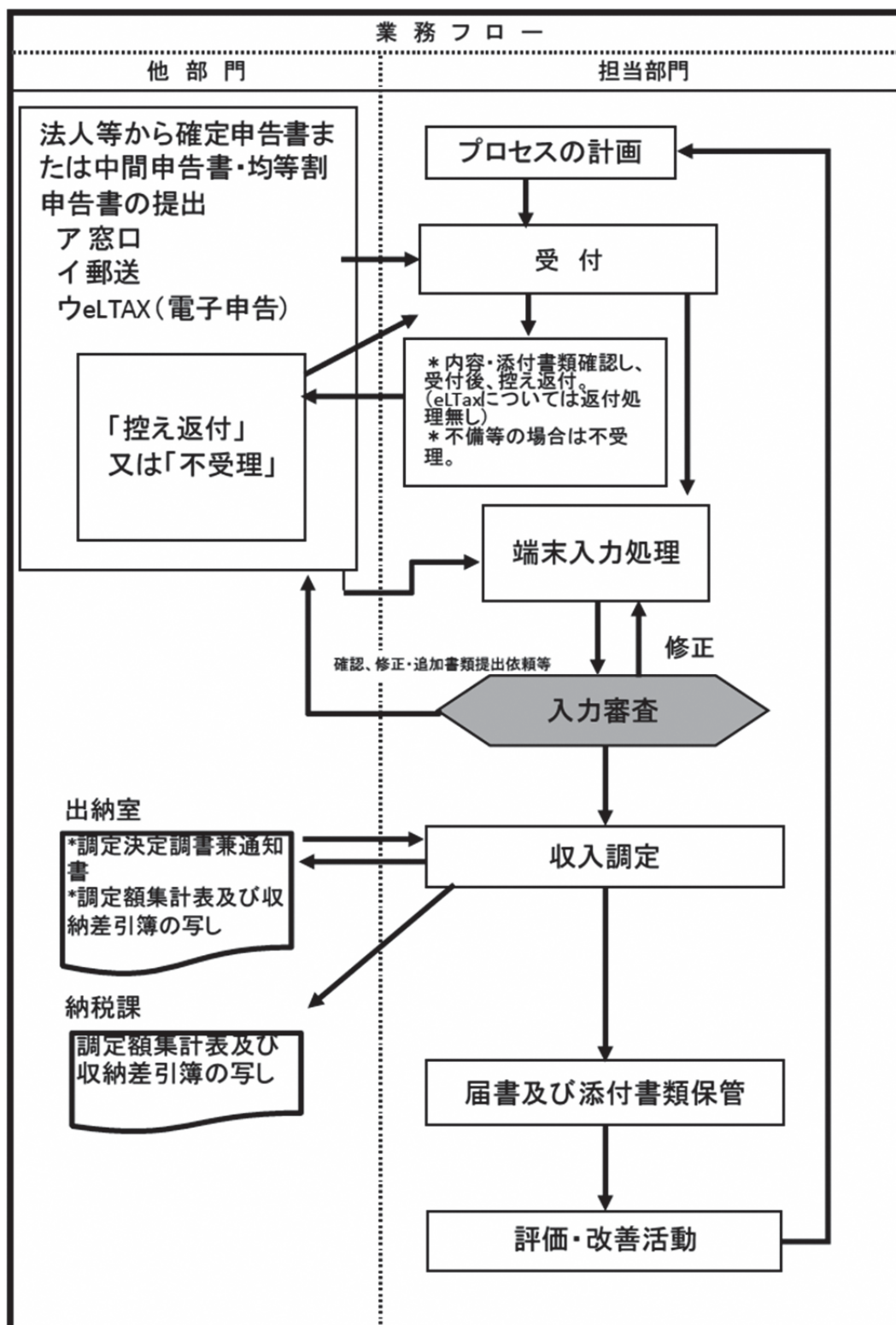
- ・ 適正に入力されているかチェック。
(申請書どおりに入力できているか、書類と端末を確認)
- ・ 不備等の場合は担当へ戻す。

⑤ 書類等閲覧システム(トーマス)への取り込み

- ・ グループ長の入力審査後、順次スキャナへ取込み作業を行う。
- ・ 取込み後は受付日順にフォルダ及びキャビネットへ保管する。

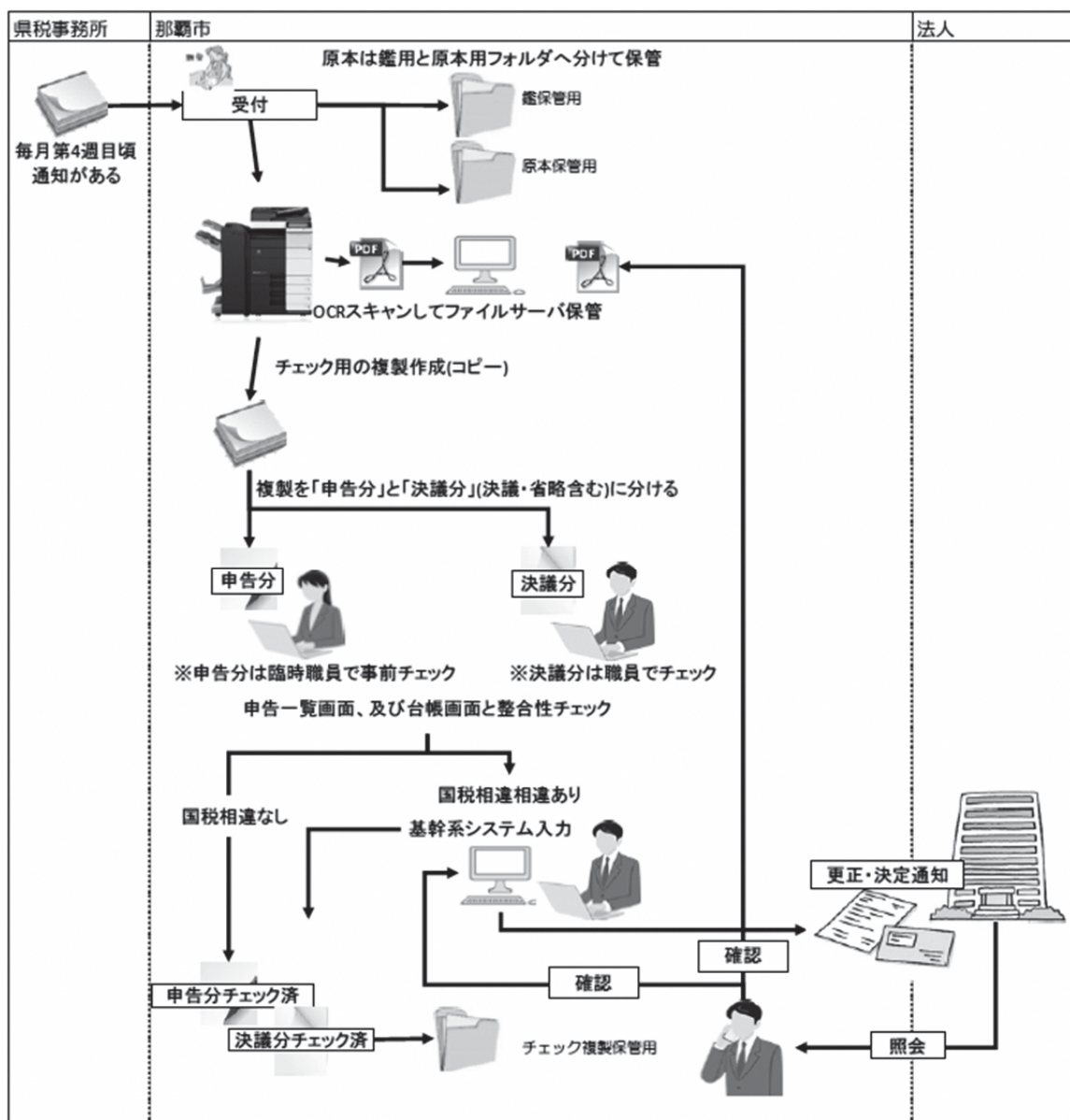
⑥ 問題があれば随時見直し・改善を行う。

法人市民税確定申告・中間申告・均等割申告の業務フローは以下のとおりである。



- ① 年間計画の策定
- ② ア～ウの方法で受付(随時)
- ③ 受付時、記入漏れ、添付書類の確認(随時)
 - ・ 審査後、受付印を押し、控えがあれば法人へ返付。
 - ・ イの場合、控えの同封が無ければ、返付しない。
 - ・ ウの場合、返付処理不要。
- ④ 端末入力処理(随時)
 - ・ 確認事項、追加書類等の必要があれば、法人へ連絡確認。
 - ・ 不備等、保留の場合は保留ボックスにて管理。
- ⑤ 入力審査(申告期限毎収入調定・月初め)
 - ・ 適正に申告内容が入力できているか、申告リストと申告書を確認。
 - ・ 入力誤りがあれば訂正。不備等の場合は保留ボックスにて管理。
- ⑥ 収入調定(申告期限毎収入調定・月初め)
 - ・ システムによる調定処理を行い、調定集計表(2種類)を作成。
 - ・ 調定集計表に合わせ調定額集計表及び収納差引簿を作成し決裁。
 - ・ 財務会計システムにより調定決定調書兼通知書を作成し決裁。
 - ・ 決裁後、調定決定調書兼通知書を提出(調定額集計表及び収納差引簿の写し添付)。
 - ・ 納税課へ調定額集計表及び収納差引簿の写しにより調定額報告。
- ⑦ 届書及び添付書類保管
 - ・ 申告書等は調定月毎に管理番号順でフォルダへ保管する。
- ⑧ 問題があれば随時見直し・改善を行う。

課税標準通知の業務フローは以下のとおりである。



- ① 毎月4週目頃、県税事務所より課税標準に関する通知が市に届く。
 ※受付日、処理日の月から2ヶ月後に届く(例:2月15日受付、2月28日処理であれば4月に通知が届く。)
 ※5月、6月分については件数が多い為、9月、10月頃に一度に届く場合がある。

- ② 届いた通知を受付し、次のとおり処理する。
- ア OCR(文字認識)スキャニングを行い、ファイルサーバーへ保管する。
 - イ 原本の鑑文を、鑑文フォルダへ保管する。
 - ウ 原本の課税標準文書を原本保管用フォルダへ保管する。
 - エ スキャニングと併せてチェック用として複製(コピー)をとる。
- ※アについては後述の法人からの照会があった場合や、古い申告状況等を確認する場合、紙文書を確認するより電子文書で検索をした方が効率が良いため、OCR(文字認識)でスキャニングし、ファイルサーバーへ保管する。
- ※エについてチェックの際メモを記載したり、書き込むことも多々あるため原本ではなく複製を利用している。
- ③ チェック用の複製を「申告分」と「決議分、決議・省略分」へ振り分ける。
- ④ チェック用の課税標準額等を基幹系システムの申告一覧画面、また法人基本台帳画面と比較し、相違が無いかチェックする。この際、申告分については件数が多い為、非常勤職員に事前チェックを行ってもらっており、相違がある部分を事前に確認してもらったうえで、当該申告分について職員で更正等の有無を判断する。決議分については、件数も少ない為、職員でチェックを随時行っていく。決議・省略分については、国税庁でも審査等を省略しているものなので現行特にチェックは行っていない。
- ⑤ 国税(課税標準額)との相違があった場合は必要に応じて基幹系システムの更正・決定処理を行う。
- ア 申告分の受付時に未登録法人がある場合、資料(登記事項証明書等)を収集し法人基本台帳等の新規登録を行う。
 - イ 課税標準となる税額について市申告と相違があった場合は「更正」処理を行う。
 - ウ 市への申告が未申告の場合は決定課税対象として調査の「決定」課税処理を行う。
- ⑥ 更正・決定を行ったら、通知を法人へ送付する。
- ⑦ チェックの終わった課税標準通知はチェック保管用フォルダへ保管する。
- ⑧ 法人より還付や通知の内容について照会があった場合、基幹系システムやスキャニングした原本を確認し、必要に応じて納税課収納グループにつなぐ。

(3) 決算額等の推移

法人市民税の過去 5 年間の調定額、収入額、収入率の推移は以下のとおりである。

(単位: 税額; 百万円、収入率; %)

	24年度			25年度			26年度			27年度			28年度		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
現年課税分	4,337	4,335	99.9	4,761	4,754	99.9	5,252	5,268	100.3	5,265	5,262	99.9	4,884	4,910	100.5
滞納繰越分	77	22	29.2	64	17	26.6	57	17	31.2	46	9	20.6	29	6	22.1
計	4,414	4,357	98.7	4,825	4,771	98.9	5,309	5,286	99.6	5,311	5,271	99.2	4,913	4,917	100.1

収入額を調定額で除した収入率は概ね 100%となっている。一方で、調定額、収入額は24年度から28年度までは増加傾向にあったが、28年度は大幅に減少(調定額:27年度 5,311 百万円から28年度 4,913 百万円と 398 百万円で減少率 7.5%、収入額:27年度 5,271 百万円から28年度 4,917 百万円と 354 百万円で減少率 6.7%)している。減少理由は、26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人税割の税率が 12.3%から 9.7%に引き下げられたことによるものであり、27 年 9 月決算分の確定申告から税収に大きく影響している。

(4) 監査結果

① 均等割額の「適正な課税」を図る手続きについて【意見】

法人市民税の均等割額は、市内の従業者数の合計の人数が、50人以下と50人超とでは、税率(年額)が大きく異なる。平成28年度の課税台帳から「非分割法人で従業者数が45人～50人」、「那覇市の均等割の算定基礎となる適用従業者数」が40人～50人である法人の中から任意で21先を抽出し、以下の監査手続きを実施した。

- ・ 管轄税務署に提出された法人税申告書の添付書類の「法人事業概況説明書」に記載された「従業員数」と、当市に提出された法人市民税申告書の「従業者数」の照合
- ・ 当市に提出された「給与支払報告書(総括表)」に記載された人数と、当市に提出された法人市民税申告書の「従業者数」の照合

監査手続きの実施結果は下表のとおりである。

No.	管轄 税務署	決算月	従業者数			分割区分	税務署に提出の 「法人事業概況 説明書」	那覇市に提出の 「給与支払報告書 (総括表)」
			総数	設置	適用			
1	那覇	2月	46	46	46	1号法人	-	20/49
2	北那覇	3月	48	47	47	1号法人	人数記載無	43/68
3	北那覇	3月	49	49	49	3号法人	49人	31/45
4	北那覇	6月	48	48	48	1号法人	48人	21/記載無
5	北那覇	6月	45	45	45	1号法人	45人	10/48
6	北那覇	8月	46	46	46	1号法人	46人	19/40
7	那覇	3月	48	48	48	5号法人	48人	30/41
8	那覇	3月	49	49	49	3号法人	49人	
9	那覇	3月	46	46	46	5号法人	45人	
10	那覇	3月	48	48	48	1号法人	48人	
11	那覇	3月	50	50	50	3号法人	50人	
12	那覇	12月	45	45	45	3号法人	45人	
13	那覇	8月	50	50	50	3号法人	-	10/15
14	那覇	2月	50	50	50	1号法人	51人	総従業員数記載無 市内10人
15	那覇	9月	59	49	49	非分割で はない。	59人	18/48
16	那覇	12月	48	48	48	3号法人	-	154/245
17	那覇	3月	47	47	47	1号法人	-	36/61
18	北那覇	6月	45	45	45	5号法人	46人	27/48
19	北那覇	2月	45	45	45	1号法人	47人	25/46
20	北那覇	12月	27	27	27	1号法人	30人	-
21	北那覇	2月	47	47	47	1号法人	47人	-

各情報の従業者数などに若干の差はあるものの、抽出先のほとんどの企業について、均等割額の税率(年額)が変わるほどの大きな差は認められない。

しかし、上記の手続きの結果、2先について以下の問題点が認められる。

【No.14 について】

平成 28 年度確定申告(事業年度 H27.3.1～H28.2.29)において、従業員数 50 人と申告があり、均等割区分は1号法人(50,000 円)となっている。しかし、税務署に提出された同事業年度の法人税確定申告の資料「法人事業概況説明書」では 51 人となっている。申告のとおり非分割法人かつ従業員数 51 人であれば均等割区分は2号法人(120,000 円)となる。

平成 28 年度確定申告における、従業員数について顧問税理士事務所へ確認したところ、実際の従業員数は 51 人であるが、そのうちの 26 人がパートアルバイト等の非正規従業員となっており、26 人を常勤換算(※)すると(総勤務時間数(3,119.5 時間)を 170 で除して算出すると)19 人となり、合計 44 人となるとの回答を受けた(総勤務時間数については H28.2 月分の給与支払一覧及び勤務時間集計表の提出を受け確認済みである)。

申告書に記載した従業員数に誤りがあるものの、結果として 50 人以下となり、均等割区分の修正はなかった。(※ 地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)2章11(2)ア)

上記の事例を踏まえると、従業者数のカウント方法を記載したリーフレットを申告書と一緒に送付するなどの周知活動を検討されたい。また従業者数 50 人前後の法人について可能な限り従業者数の確認作業を実施されたい。【意見】

納税者である法人の経営者、経理担当者は、「適正な課税」の前提である「適正な会計」を踏まえた「適正な税務申告」を行うことが求められる。しかし、当該事例のように、顧問税理士に税務申告書の作成代行を依頼していることも多く、日本税理士会連合会が発行しているパンフレット「税理士は中小企業支援の主役です」において、「法人税申告の税理士関与割合」について 87.7%であると公表している。このような状況を踏まえると、「適正な課税」の更なる徹底のためには、当市の担当部署の日々の業務において把握した不備事項などについて、税理士に対して適切な対応を求めるために、沖縄税理士会から税理士への周知協力を得ることを検討されたい。【意見】

【No.16 について】

H28 年度申告で、当市に提出された法人市民税申告書では従業者数48人であるため、均等割額は50人以下の税率(年額)で課税されている。しかし、当市に提出された「給与支払報告書(総括表)」では従業者数154人となっており、当法人のウェブサイトでも220人と記載されている。所管部署担当者から顧問税理士事務所に問い合わせたものの、その後明確な回答がないが、所管部署担当者によれば、那覇市内にある事業所は比較的大きく、50名以上は確実に在籍しているとのことである。

No.14 の事例と同様に、従業者数のカウント方法を記載したリーフレットを申告書と一緒に送付するなどの周知活動を検討されたい。また従業者数 50 人前後の法人について可能な限り従業者数の確認作業を実施されたい。【意見】

② 業種別経営状況を把握するための法人税割額の分析【意見】

法人市民税の課税台帳はシステムで保管管理されているため、平成28年度の法人市民税を調定した課税台帳の全データを分割・非分割、業種別、資本金別などの様々な切り口で集計し分析を実施した。

上記の「(3)決算額等の推移」の調定額 4,884 百万円と、課税台帳を加工して作成した表に記載した税額 3,804 百万円に差異が 1,080 百万円生じているが、調定額は均等割額を含めており、歳入還付額を差し引いていることによる差である。

なお、課税台帳は同じ法人であったとしても、「中間申告」や「修正申告」なども1件として管理するため、以下で示す「件数」は法人数ではなく、あくまでも課税台帳に保管管理されている「件数」である。

全課税データについて、分割・非分割の区分で集計したところ、区分が「1」で「非分割」である法人、つまり、那覇市内にのみ事業所を設置している法人は、件数割合54.7%と半数以上を占めているが、法人税割額は19.9%にとどまっており、1件あたりの法人税割額は 93 千円であった。

区分	内容	件数	税額	件数割合	税額割合	税額/件
1	非分割	8,081	757,928,000	54.7%	19.9%	93,791
2	県内分割市町村内本店	1,499	1,206,419,300	10.2%	31.7%	804,816
3	県内分割市町村内支店	950	208,853,200	6.4%	5.5%	219,845
4	県外分割那覇市内本店	142	44,050,200	1.0%	1.2%	310,213
5	県外分割市町村内支店	4,089	1,586,965,000	27.7%	41.7%	388,106
合計		14,761	3,804,215,700	100.0%	100.0%	257,721

上記の区分ごとに、さらに会社の規模を表す一つの指標である資本金を考慮すると、下表のとおり、那覇市内にのみ事業所を有する法人の中、資本金が 10 百万円以下である、いわゆる「中小企業者」と「小規模事業者」の1件あたりの法人税割額は 100 千円にも満たない状況である。

分割区分	資本金	0	1～ 1,000,000	1,000,001 ～10,000,000	10,000,001 ～100,000,000	100,000,001～	合計
1	件数	648	1,038	5,201	1,136	58	8,081
	税額	11,776,100	17,727,800	260,216,800	306,322,500	161,884,800	757,928,000
	平均	18,173	17,079	50,032	269,650	2,791,117	93,791
2	件数	31	36	650	695	87	1,499
	税額	12,339,800	533,500	82,377,100	253,969,400	857,199,500	1,206,419,300
	平均	398,058	14,819	126,734	365,424	9,852,868	804,816
3	件数	19	34	430	417	50	950
	税額	3,262,600	102,300	28,270,200	68,510,700	108,707,400	208,853,200
	平均	171,716	3,009	65,745	164,294	2,174,148	219,845
4	件数	2	13	61	54	12	142
	税額	900	2,001,300	9,688,600	19,732,100	12,627,300	44,050,200
	平均	450	153,946	158,830	365,409	1,052,275	310,213
5	件数	93	49	532	1,337	2,078	4,089
	税額	7,730,000	287,700	57,454,200	219,846,600	1,301,646,500	1,586,965,000
	平均	83,118	5,871	107,997	164,433	626,394	388,106
合計	件数	793	1,170	6,874	3,639	2,285	14,761
	税額	35,109,400	20,652,600	438,006,900	868,381,300	2,442,065,500	3,804,215,700
		平均	44,274	17,652	63,719	238,632	257,721

業種別・規模別とは別の観点として、沖縄県が観光立県を掲げており、その玄関口である当市においても、「那覇市観光基本計画」を策定しているため、業種別の税額を把握することとする。

1 計画策定の目的

日本の観光産業は国の成長戦略に組み込まれ「国際化」を目指すとともに、「地域が主体となった着地型観光の振興」「都市づくりやまちづくりと連動した観光振興」「観光を通じた地域産業の6次産業化」などのように、地域活性化や産業振興といった幅広い分野と連動した振興策が模索されています。沖縄県でも地域の自然、文化を核とした“地域らしさの磨き上げ”により、観光を通じた地域活性化に取り組んでいるところであり、「世界水準の観光リゾート地」となることを目標に掲げ、アジアにおけるゲートウェイとなるべく、人流や物流の拡大を図っています。

那覇市は、沖縄観光のゲートウェイとして、交通結節や宿泊、飲食物販などで中核的機能を担っており、平成20年に策定された第4次那覇市総合計画では、目指すべき都市像の一つに「観光交流都市」を掲げています。また、那覇市を訪問する外国人観光客の増加や、那覇クルーズターミナルの供用開始、那覇空港滑走路増設事業など、環境の大きな変化を見据え、観光客数の更なる増加と来訪目的の多様化に伴う受入環境の充実が求められています。

こうした状況を踏まえ、本計画は、那覇市自身が持つ歴史文化や産業などの那覇らしさを磨き上げ、国内のみならず海外の観光客にも魅力的な観光交流都市を目指し、その実現に向けた観光振興を進めていくための指針となることを目的として策定します。また、それが市民にとっても魅力的なまちづくりに寄与する計画となることを目指します。

出典：那覇市観光基本計画 P.1

上記の「那覇市観光基本計画」の「1 計画策定の目的」によれば、「那覇市は、沖縄観光のゲートウェイとして、交通結節や宿泊、飲食物販などで中核的機能を担っており」とある。

那覇市内にのみ事業所を有する法人について、業種別で区分して法人税割額が大きい順に並べると、不動産賃貸業・管理業、不動産取引業が上位を占めている。また、通信業は1件あたりの税額は1,298千円となっている。

事業種目	件数	法人税割額	件数割合	金額割合	金額/件
不動産賃貸業・管理業	1,338	213,089,700	16.6%	28.1%	159,260
不動産取引業	452	55,955,400	5.6%	7.4%	123,795
医療業	171	31,369,000	2.1%	4.1%	183,444
その他の小売業	348	29,686,200	4.3%	3.9%	85,305
運輸に附帯するサービス業	51	24,943,800	0.6%	3.3%	489,094
総合工事業	189	20,505,000	2.3%	2.7%	108,492
広告業	91	19,201,700	1.1%	2.5%	211,008
専門サービス業(他に分類されないもの)	437	18,432,500	5.4%	2.4%	42,180
宿泊業	62	17,171,500	0.8%	2.3%	276,960
通信業	13	16,886,100	0.2%	2.2%	1,298,931
その他	4,929	310,687,100	61.0%	41.0%	63,032
合計	8,081	757,928,000	100.0%	100.0%	93,791

一方で、那覇市内にのみ事業所を有する法人について、業種別で区分して件数が多い順に並べてみても、不動産賃貸業・管理業、不動産取引業が上位を占めており、専門サービス業、その他の小売業、一般飲食店、その他の事業サービス業、飲食料小売業は、件数が多いものの、1件あたりの法人税割額は100千円にも満たない状況である。

事業種目	件数	法人税割額	件数割合	金額割合	金額/件
不動産賃貸業・管理業	1,338	213,089,700	16.6%	28.1%	159,260
不動産取引業	452	55,955,400	5.6%	7.4%	123,795
専門サービス業(他に分類されないもの)	437	18,432,500	5.4%	2.4%	42,180
その他の小売業	348	29,686,200	4.3%	3.9%	85,305
一般飲食店	285	8,570,200	3.5%	1.1%	30,071
総合工事業	189	20,505,000	2.3%	2.7%	108,492
医療業	171	31,369,000	2.1%	4.1%	183,444
その他の事業サービス業	162	8,694,700	2.0%	1.1%	53,671
飲食料品小売業	158	7,658,800	2.0%	1.0%	48,473
政治・経済・文化団体	155	1,838,300	1.9%	0.2%	11,860
その他	4,386	362,128,200	54.3%	47.8%	82,565
合計	8,081	757,928,000	100.0%	100.0%	93,791

上記のように規模別、業種別など様々な切り口で課税台帳を分析することで、那覇市に所在する事業所の事業種目別の法人税割額の状況を大局的に把握することができる。

「那覇市観光基本計画」については、観光課の管轄であるが、それ以外にも税収を財源とした各部署においても那覇市の市民や法人に必要な補助金や助成金の対象先、金額の規模などを決定するにあたって、上記のような規模別、業種別の税収に関する情報について関連部署に適時に提供するなど有効活用されたい。【意見】

③ 申告・納付漏れを防ぐための新しい取り組みについて【意見】

当市は厳しい財政状況であるため、人員確保、人材育成に十分な財源等をかけられない状況であるが、その中でも未申告法人を把握するために、管轄税務署との連携による税務調査や、管轄税務署が作成して県税事務所経由で「紙媒体」で入手する「課税標準額等の通知」と、当市の課税台帳について担当者が目視による照合作業を実施することで「適正な課税」となるように取り組んでいる。

上記の手続き以外に未申告法人を把握する方法としては、大型ショッピングセンター開業後の各店舗への問い合わせや、新規開業した事業所のウェブサイト閲覧などによる情報収集などがあり、限られた人員の中ではあるものの、現在の業務に支障がない範囲で、上記取り組みを補完する形で可能な限り対応されたい。【意見】

なお、上記までに示した市民税課における業務を対応する職員数と平均経験年数は、以下のとおりであり、税システムを利用しているとはいえ、依然として手作業による業務が多量にあり、また、他の業務に比べ高度な知識を必要とする税務業務を対応する必要があるが、平均経験年数が2年に満たない状況である。

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
市民税課職員数	3人	3人	3人	3人
市民税課パート数	2人	2人	2人	2人
平均経験年数(※)	1.8年	2年	1.8年	1.8年

また、人口減少時代に突入していく今後の状況を踏まえてのことであると思われるが、財務省は企業による法人税と消費税の申告について「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」の利用を義務化する方向で検討している。それだけではなく、財務省がまとめた「行政手続きコスト削減に向けた基本計画」によれば、「地方税との情報連携の徹底」を掲げており、主な連携は以下のとおりである。

1. 電子的提出の一元化など
 - ・地方団体で作成した所得税確定申告書データの引継ぎの推進
 - ・給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書の電子的提出の一元化の推進
 - ・法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続きの電子的提出の一元化
 - ・法人税及び地方法人二税の電子申告による共通入力事務の重複排除
2. 国と地方の情報連携等
 - e-Tax と eLTAX の仕様の共通化の推進
 - e-Tax ソフトと eLTAX ソフト(PCdesk)との連携の推進

出典:総務省「行政手続きコスト削減に向けた基本計画」から一部抜粋

上記「行政手続きコスト削減に向けた基本計画」の中では、特に、「法人税及び地方法人二税の電子申告による共通入力事務の重複排除」の点について、「法人住民税・法人事業税(地方法人二税)の電子申告手続時の複数自治体への申告に共通する事項の重複入力の排除の検討・実現に併せ、総務省と連携して、民間ソフトベンダーへの仕様公開方法の改善や法人税申告情報のインポート機能の実装等を通じて、法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除に向けて取り組む。」とある。

つまり、現在の業務において、現在、当市で行っている担当者の目視による照合作業などが不要となる可能性があり、業務の効率性の抜本的な改善だけではなく、入力の正確性の向上を通じた「適正な課税」につながると期待される。

なお、スケジュールでは、平成31年度実施に向けて、順次、電子納税システムの導入や電子申請・電子申告等電子的提出の一元化が図られ、eLTAX の利便性が向上することによって、税システムの改修や関係部署との事務調整等、検証、改善に向けた準備作業が必要となっている。

したがって、短期間で迅速な対応が求められることから、限られた人員のなか、IT 知識・経験のある職員を配置するなど円滑な実施に向けた対応を検討されたい。【意見】

3. 固定資産税

(1) 固定資産税の概要

(出典:平成 29 年度 固定資産税のしおり)

固定資産税は、毎年 1 月 1 日(「賦課期日」という。)に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」という。)を所有している人がその固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金である。

償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものである。主な例として、次のような資産がある。

種類	主な償却資産
1. 構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備、受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
2. 機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備(ターンテーブルを含みます。)等
3. 船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4. 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5. 車両及び運搬具	大型特殊自動車等
6. 工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立等

<納税義務者>

固定資産税の納税義務者は、原則として固定資産の所有者である。具体的には、以下のとおりである。

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記(登録)されている人が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している人(相続人等)が納税義務者となる。

なお、償却資産のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引によるものについては、原則として所有者であるリース会社が納税義務者となる。

＜固定資産課税台帳＞

市町村は固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならないものとされている(地方税法第 380 条第 1 項)。

固定資産課税台帳とは土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳を総称したものである(地方税法第 341 条第 9 号)。

固定資産課税台帳の登録事項は以下のとおりである(地方税法第 381 条)

土地課税台帳	登記簿に登録されている土地について、土地の所有者の住所、氏名または名称、所在、地番、地目および地積、価格などを登録した帳簿。
土地補充課税台帳	登記簿に登録されていない土地で固定資産税を課することができるもの(例えば埋立地)について土地課税台帳の登録事項を登録した帳簿。
家屋課税台帳	登記簿に登録されている家屋について、家屋の所有者の住所、氏名または名称、所在、地番、床面積、用途、価格などを登録した帳簿。
家屋補充課税台帳	登記簿に登録されていない家屋で固定資産税を課することができるもの(例えば未登記家屋)について家屋課税台帳の登録事項を登録した帳簿。
償却資産課税台帳	申告および調査に基づいて、償却資産の所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、種類、数量及び価格を登録した帳簿。

固定資産税は、市町村の備える固定資産課税台帳に登録されている固定資産の価格等を課税標準とし、固定資産課税台帳に所有者として登録されている者を納税義務者として課されるものである。

＜税額算定のあらまし＞

固定資産税は、次のような手順で税額が決定され、納税者に通知される。

1.	固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格を基に、課税標準額を算定する。
	
2.	課税標準額×税率 = 税額 となる。
	
3.	税額等を記載した納税通知書を納税者に送付する。

① 固定資産を評価し、その価格等を決定

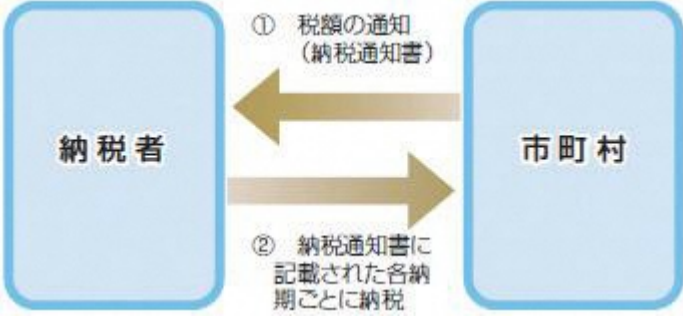
固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格を基に課税標準額を算定する。このようにして決定された価格や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録される。

価格の据置措置	固定資産税の土地と家屋の評価額は3年に一度評価替えが行われる。 土地と家屋については、原則として、基準年度(3年ごと)に評価替えを行い、賦課期日(1月1日)現在の価格を固定資産課税台帳に登録する。第二年度及び第三年度は、新たな評価を行わないで、基準年度の価格をそのまま据え置く。(平成29年度は第三年度。) ただし、第二年度又は第三年度において①新たに固定資産税の課税対象となった土地又は家屋、②土地の地目の変換、家屋の増改築などによって基準年度の価格によることが適当でない土地又は家屋については、新たに評価を行い、価格を決定する。 第二年度、第三年度の価格の修正 土地の価格は、上記のように、基準年度の価格を3年間据え置くことが原則であるが、第二年度、第三年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当ではないときは、価格の修正を行う。
償却資産の申告制度	償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告する。これに基づき、毎年評価し、その価格を決定する。
土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳に登録されている価格等の事項は、固定資産税の課税の基礎となる。 土地又は家屋の納税者は、当該市町村(東京都の特別区及び政令指定都市の区の区域)内の全ての土地又は家屋の価格を、通常4月1日から最初の納期限の日までの間、固定資産課税台帳を基に作成される土地価格等縦覧帳簿(※1)、家屋価格等縦覧帳簿(※2)により、閲覧できる。(市町村によって縦覧場所・縦覧期間が異なるため、市町村の公報等を参考。) (※1)記載項目は所在、地番、地目、地積、価格 (※2)記載項目は所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

② 課税標準額×税率= 税額

課税標準額	原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となる。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定される。						
免 税 点	市町村の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されない。 <table border="1"> <tr> <td>土 地</td><td>30 万円</td></tr> <tr> <td>家 屋</td><td>20 万円</td></tr> <tr> <td>償却資産</td><td>150 万円</td></tr> </table>	土 地	30 万円	家 屋	20 万円	償却資産	150 万円
土 地	30 万円						
家 屋	20 万円						
償却資産	150 万円						
税 率	固定資産税の税率は、市町村の条例で定めることとされている。なお、那覇市は標準税率の 1.4% である。 市町村が税率を定める場合に、通常よるべきものとされている税率（標準税率）は、1.4% である。しかし、市町村で財政上その他の必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができる。						

③ 税額等を記載した納税通知書を納税者に送付

納税のしくみ	固定資産税は、納税通知書によって市町村から納税者に対し税額が通知され、市町村の条例で定められた納期（通常は年 4 回）に分けて納税することとなる。 
納税通知書	納税通知書には、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所のほか、納期限までに税金を納付しなかった場合の措置や納税通知書の内容に不服がある場合の救済の方法等が記載されている。

＜固定資産税の非課税制度＞

地方税法は、地方公共団体の意思如何にかかわらず納税義務を負わせることができない範囲を定めている(地方税法 348 条)。

固定資産税の非課税範囲は、その根拠を、固定資産の所有者の性格の面(人的非課税)、固定資産それ自体の性格、用途の面(物的非課税)のいずれかに区分できる。

なお、非課税の適用に当たっては定期的に実地調査を行うこと等により利用状況を的確に把握し、適正な認定を行う必要があり、利用状況の把握のために、条例により申告義務を課することもできるとされている(「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)」第 3 章 第 1 節 18(総務省自治税務局市町村税課))。

所有者の性格による非課税 (人的非課税)	国、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(地方税法第 348 条第 1 項)が所有する固定資産
固定資産の性格又は用途による非課税 (用途(又は物的)非課税)	固定資産が供されている用途の特質に鑑み非課税とされるもの(地方税法第 348 条第 2 項、4 項～9 項)。 例) 宗教法人、学校法人、社会福祉法人がその本来の用に供する固定資産など

＜固定資産税の減免制度＞

市長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる(地方税法第 367 条)。

那覇市税条例第 71 条第 1 項に基づき、次のいずれかに該当する固定資産のうち必要があると認められるものは、固定資産税を減免する。

(ア) 減免の種類

- ・ 貧困により生活のため公的の扶助を受ける者の所有する固定資産
 - ➡ 生活保護法の扶助等を受けている者が所有する固定資産
- ・ 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く)
 - ➡ 集会所、公園、拝所、私道等
- ・ 災害減免
 - ➡ 災害・天候の不順等により損害のあった固定資産
- ・ その他減免
 - ➡ 公益上の理由により特に必要があると認められる固定資産

(イ) 減免の手続

固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、申請書に次に掲げる書類のうち、当該減免の事由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

- ① 納税通知書の写し
- ② 生活保護受給証明書
- ③ その他の資料

※減免が適用されるのは申請のあった日以降である。当該年度分の税額のうち、当該事由の生じた後に納期限の到来するものについて軽減し、又は免除するものとする。

<課税免除>

市は、地方税法第 6 条の規定に基づき、産業の振興及び雇用の拡大に寄与することを目的として「那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例」を定め、一定の要件を満たした場合に申請により固定資産税の課税免除を実施している。

沖縄振興特別措置法に定める下記 1～4 の指定地域・区内において、青色申告者が事業の用に供する施設又は設備を新設又は増設した場合、当該対象施設又は対象設備である家屋及び償却資産ならびに当該家屋等の敷地である土地に対する固定資産税を 5 年度分限り免除することができるというものである。

1. 観光地形成促進地域における課税免除
2. 情報通信産業振興地域における課税免除
3. 産業高度化・事業革新促進地域における課税免除
4. 国際物流拠点産業集積地域における課税免除

<固定資産税の申告制度>

(ア) 土地及び家屋

土地及び家屋については、原則、登記簿を基礎として、課税客体(課税対象となる土地及び家屋)及び納税義務者たる所有者を固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課している。そのため、課税客体の把握のための申告制度は採られていない。

(イ) 償却資産

償却資産については、土地及び家屋のような登記制度がなく、課税客体等を捕捉することができない。そのため、償却資産の所有者に対して申告義務を課している。

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって毎年 1 月 1 日現在における償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及びその償却資産の価格の決定に必要な事項を 1 月 31 日までにその償却資産の所在地の市町村長に申告することが求められている(地方税法第 383 条)。

(ウ) 住宅用地

土地のうち住宅用地には、課税標準の減額特例措置がなされており、多数の案件処理が想定されている。そのため、対象案件を把握する必要から市町村は条例を定めて申告制度を採用している(地方税法第 384 条、那覇市市税条例第 74 条)。

<不服審査>

納税者は固定資産課税台帳の登録価格に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に対して「審査の申出」をすることができる。

この審査の申出期間は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月までである(地方税法第 432 条)。

固定資産評価審査委員会は、申出を受けた日から 30 日以内に審査の決定をしなければならない(地方税法第 433 条)。

(2) 事務の概要

固定資産税の賦課業務(評価業務を含む)の担当は企画財務部資産税課である。資産税課はグループで役割分担しており、固定資産の種別ごとに土地グループ(以下 G という。)、家屋 G、償却資産 G と、総務的な役割を担う管理 G という体制を採っている。

<土地>

土地に関する主な事務の概要は以下のとおりである。

(ア) 土地の基本情報の異動の把握

市では下記の方法により、新たな固定資産の把握、所有権の移転・分割・家屋の滅失等の把握を行っている。

i) 法務局の登記情報の入手

市では土地及び家屋に関し、法務局から毎月送付される登記内容の変更通知(以下、登記済通知書)に基づいて、課税対象やその異動を把握している。

なお、登記済通知書は登記日から 2 か月後に送付される。賦課期日(基準日)である 1 月 1 日の登記案件は 3 月に送付される。固定資産税の価格決定期限が 3 月末であるため(地方税法第 410 条)処理可能である。

法務局から届いた登記済通知書(紙ベース)は、管理 G の土地及び家屋の各担当が確認後、土地 G 及び家屋 G の各担当者へ配付している。

各地区担当者は登記済通知書の内容に基づき、所有権移転や土地の分合筆、家屋の新築・滅失などの異動について必要があれば調査をし、その異動内容を基幹系システムに入力する。

入力者とは別の者が登記済通知書や調査資料と基幹系システムに入力された異動情報を突合することによりチェックをしている。

登記済通知書は、未処理分と処理済分にわけて保管している。

ii) 航空写真作成業務等の委託

市は、固定資産に係る課税客体の完全捕捉、適正課税の確保及び事務効率の向上に資することを目的に、経年変化の実態を把握するため、航空写真作成業務等を委託している。

この委託業務により、GIS(地理情報システム:Geographic Information System)機能を有する那覇市固定資産評価システムによる地図情報の管理、出力等を行い、デジタル方式による現況に即した精度の高い地番図、家屋図、路線価図を整備している。

委託業務の概要は次のとおりである。

- ① 土地評価業務(時点修正含む):評価に使用する基礎情報の登録や、路線価の算出も委託。路線価算出の方法は、主要街路(標準宅地)を基にその他街路の価格形成要因を調査し、路線価を算出。例えば、主要街路に比べ、幅員の小さいその他街路は減価し、大きい街路は増価し算出。
- ② 航空写真オルソデータ作成業務(平成 27 年度+平成 28 年度+平成 29 年度)
- ③ 固定資産評価システムの導入:当該システムが庁内で運用可能な状態に設置する業務
- ④ システムデータ更新等業務

航空写真撮影は、平成 27 年から毎年 1 月 1 日以降 1 か月以内に、市全域の航空写真を撮影し、航空写真等の成果物を市に提出する。

iii)全筆調査

地方税法第 408 条は、「市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならない」と定めている。

一方で、市町村等の税務担当者が地方行政制度及び地方税財政制度の運営に関する指針として利用している「固定資産税逐条解説」及び「固定資産税実務提要」(ともに固定資産税務研究会 編)では、実地調査について以下の記述がある。

固定資産税逐条解説

「・・・市町村の評価事務上の短期的な制約を考慮すれば、この実地調査は、必ずしも、全部の資産について、細部の一々にわたってまで行われなくとも、その固定資産税の状況を知り得る程度に行われれば足りるものと解すべきである。例えば、土地については、その現況の変化があった場合にそのことを確認する程度の調査を行うことで法の要請は満たされているものといえる」

固定資産税実務提要

「・・・およそ固定資産の価格の決定に当たってはその究極的な決定価格について適正を期すればよいものであり、かりに個々に土地、家屋又は償却資産を実地について調査しなかった場合においても決定価格が適正である限り当該価格の決定を直ちに無効又は取消し得べきものとする理由はない。」

固定資産税は、賦課期日現在の状況によって課税されるため、課税客体の把握は必要不可欠な業務である。しかし、実際には、職員の削減や人事異動により、賦課期日時点の全ての土地や家屋について、課税客体の把握は困難と考えられる。そのため、上記、固定資産税逐条解説で述べられているように、「(固定資産の)現況の変化があった場合にそのことを確認する程度の調査を行うことで(地方税)法の要請は満たされている」と言い得るレベルの調査を人的制約がある中で実施することが要求されていると思われる。

那覇市は、土地 G の担当者 9 名で地区を分担し、10 年ですべて(全筆)を調査する方針を採っている。10 年の根拠は、固定資産税過誤納金補填額の算定対象が過去 10 年としているためである。

固定資産過誤納金補填金

固定資産過誤納金補填金とは、固定資産に係る過誤納金(重大かつ明白な瑕疵ある課税及び返還することが公益上、真に必要と認められる瑕疵ある課税に係る過誤納金)のうち、地方税法第 18 条の 3 の規定により還付金の消滅時効(5 年)のため還付できない税相当額につき、納税者の受けた不利益を補填し、もって税負担の公平の確保と行政に対する信頼の回復を図ることを目的として支払う補填金をいう。市は、過誤納金補填金を支払うための要綱を定めて対応している。

平成 28 年度の全筆調査の進捗状況は次のとおりである。

平成28年度全筆調査 進捗状況			H29.1.31時点	
	担当者名	担当地区	要調査筆数	調査済筆数
1	-	〇〇2丁目	537	537
2	-	〇〇1丁目(一部)	66	66
3	-	〇〇2丁目(一部)	77	77
	合 計		680	680

なお、平成 28 年度固定資産概要調書における評価総筆数は 92,405 筆となっている。

iv)他部署からのデータ入手

① 福祉部チャージがんじゅう課

新設有料老人ホームの情報提供を受け、住宅特例適用の可否を判断している。

② 経済観光部商工農水課

農地転用資料の提供を受け、地目変更等の判断材料としている。

③ 都市計画部建築指導課

狭あい道路台帳、道路位置指定の資料の提供を受け、現況公道となっている部分について非課税としている。また、建築計画概要書の提供を受け、住宅特例の適用継続を判断している。

(イ)土地の評価の実施

i) 現地調査の実施

土地の基本情報の異動等を把握した結果、現地調査を要すると判断した土地について現地調査を行う。調査項目は地目(住宅用地か非住宅用地か等)や画地認定の妥当性等である。

ii) 固定資産評価システムへの登録及び評価

現地調査によって作成された土地調査票に基づき、現地調査の担当者は固定資産評価システムにその内容を入力する。土地の評価は、固定資産評価システムにて評価情報(間口・奥行等)を計測する。その結果を基幹系システムへ入力する。

(ウ)税額計算の実施

固定資産評価システムにより計測した土地の評価情報に基づき、基幹系システムにおいて、土地の課税標準額、固定資産税額等が自動計算される。

<家屋>

家屋に関する主な事務の概要は以下のとおりである。

(ア) 家屋の基本情報の異動等の把握

固定資産税の賦課にあたって必要な情報(所有者、用途、面積、新築・増築及び滅失等)の異動等は、主として以下の業務によって把握している。

i) 法務局の登記情報の入手

前述した土地と同様、法務局から毎月送付される登記済通知書に基づいて、所有者、家屋の用途等の変更、新築・増築家屋の把握及び滅失家屋の把握を行う。登記済通知書と課税台帳の内容が異なる次の場合等は現地調査の対象となる。

- ・ 新たな所有者が宗教法人や社会福祉法人等で非課税の対象となる可能性がある場合等
- ・ 課税用途と登記用途が相違する場合
- ・ 課税面積と登記面積が相違する場合
- ・ 新築・増築家屋の場合
- ・ 滅失家屋の場合

なお、登記済通知書の異動内容が、土地の課税にも影響する場合(住宅から非住宅や非住宅から住宅の用途変更の場合)には、必ず土地 G の担当者と連携し、調査を行うこととなっている。

ii) 建築確認申請による新築・増築情報の把握

家屋 G は、2 か月ごとに、都市計画部建築指導課から建築確認申請者リスト及び建築計画概要書(写し)の提供を受けている。建築確認申請者リストは紙媒体であり、分担を手書きで記入したうえで、当該リストに基づき、新築・増築家屋の把握と現地調査計画の策定に活用している。

iii) 家屋滅失届出書による滅失情報の把握

家屋 G は、登記済通知書及び納税者から提出された家屋滅失届出書及び現況確認により滅失情報を把握し、滅失家屋受付簿で管理している。

(イ) 家屋の評価の実施

i) 現地調査の実施

家屋の基本情報の異動等を把握した結果、現地調査を要すると判断した家屋について現地調査を行う。家屋の評価については高い専門性が求められるため、原則として、経験のある担当者とペアの2人体制で実施する。

調査においては、天井、壁、床の仕上げや建築設備の個数、外壁仕上げ等の多数の項目を確認する。

ii) 家屋評価システムへの登録及び評価

現地調査担当者は、調査に基づき作成された家屋調査票の内容を家屋評価システムに入力する。家屋の評価は、家屋評価システムで自動計算される。

(ウ) 税額計算の実施

家屋評価システムによって自動計算された家屋の評価情報を基幹系システムに入力する。基幹系システムにおいて、家屋の課税標準額、固定資産税額等が自動計算される。

< 償却資産 >

償却資産に関する主な事務の概要は以下のとおりである。

(ア) 償却資産の基本情報の異動等の把握

i) 償却資産申告書のチェック及び固定資産課税台帳への入力

那覇市内に償却資産を有する個人事業主及び法人は、資産の多少、増減の有無にかかわらず、償却資産の状況を那覇市へ申告しなければならない。申告方法は、申告書を書面で提出するほか、電子申告(eLTAX)による方法がある。平成28年度中に提出された申告件数は6,197件であり、うち1,739件はeLTAXによる申告である。償却資産 G は、eLTAX 申告分も紙で出力し、書面による申告分を含めて、エラーチェックのうえ、2 月下旬頃までに照

合作業を終えた「増加・減少申告」分は外部業者にパンチ委託している。電子化されたデータを受け取り、基幹系システムに取り込んでいる。全資産申告(又は企業電算申告)や法定申告期間外の申告書は、職員が基幹系システムにパンチ入力している。

ii) 償却資産の未申告者の捕捉及び償却資産申告書の正確性調査

A) 税務署調査

償却資産の未申告者の捕捉及び償却資産申告書の正確性については、税務署資料閲覧調査を「税務署資料による課税事務手順」に基づいて実施している。

那覇税務署及び北那覇税務書を隔年で調査している。5 月は個人、6 月は法人を対象に調査し、決算期に応じて7 月以降毎月、法人を対象に調査している。

税務署において法人税申告書(法人)及び所得税青色申告決算書(個人)を閲覧し、①資産取得総額 150 万円以上、②帳簿価額合計 150 万円以上のいずれかに該当する資産について、課税決定に必要な情報が記載されている償却資産関連の申告・決算書類を複写する。

税務署において複写した資料をもとに税務署受付簿(税務署調査処理簿)に記録した内容と市への償却資産の申告内容(基幹系システム登録内容)を照合し、市へ申告がない者(未申告者)及び申告内容が一致しない者に対して、申告慫慂(しょうよう: 申告を勧めること)

通知(通知文及び申告書一式)を送付する。未申告者への対応は、「那覇市固定資産税(償却資産)の調査による課税決定手続きについての取扱基準」及び「償却資産の調査課税による課税決定手続きのながれ」に沿って行っている。

B) 個別実地調査

過去の申告の有無にかかわらず、申告慫慂通知後においても未申告や反応が無い場合、まず電話等で連絡を行う。連絡がつかない場合や申告拒否の場合、実地調査を実施する。

電話連絡又は現地調査により事業継続が確認できた場合は申告指導する。また、事業実態がないことが調査により判明した場合は課税台帳等を整理(削除)する。

最近の実地調査状況は、平成 27 年度において 399 件の未申告共同住宅(平成 22～26 年建築)を対象に実施されている。平成 28 年度は家屋 G の実地調査へ同行するとともに、平成 27 年度の調査結果のフォローとして申告慫慂後に所有者から疑義があった 10 件程度について再調査を実施している。

iii) 他部署、外部機関との連携

償却資産 G は、税務署資料閲覧調査のほか、以下の部署や外部機関から情報の提供を受け、申告の態勢や案内を送付している。

- ① 家屋 G ➡ 共同住宅所有者情報
- ② 市民税課法人 G ➡ 新規法人申請登録情報
- ③ 保健所 ➡ 管轄する那覇市内の医科・歯科及び理・美容業等に係る情報
(年 1 回(7 月から 11 月頃))
- ④ 沖縄総合事務局(経済産業省) ➡ 太陽光発電設備について設置者照会

(イ) 課税標準額の計算及び賦課計算

償却資産に係る課税標準額の計算及び賦課計算については、基幹系システムにより自動計算される。

(3) 決算額等の推移

固定資産税の過去 5 年間の調定額、収入額、収入率の推移は以下のとおりである。

(単位：金額；百万円、収入率；%)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
固定資産税	21,389	19,881	92.9	21,503	20,382	94.8	21,588	20,768	96.2	21,519	20,901	97.1	21,775	21,256	97.6
純固定資産税	20,985	19,477	92.8	21,107	19,987	94.7	21,185	20,365	96.1	21,115	20,497	97.1	21,374	20,856	97.6
現年課税分	19,295	18,881	97.9	19,771	19,448	98.4	20,183	19,953	98.9	20,386	20,185	99.0	20,807	20,625	99.1
滞納繰越分	1,689	595	35.2	1,336	539	40.3	1,002	411	41.1	729	311	42.7	567	231	40.8
交付金	404	404	100.0	395	395	100.0	402	402	100.0	404	404	100.0	400	400	100.0

固定資産税の調定額、収入額は毎年増加しており、収入率も年々改善されている。

調定額、収入額の増加要因として以下の点が見られる。

- 納税義務者の増加
- 土地については単位当たり価格に増減が見られるが、評価総筆数・評価地籍・総決定価格は増加
- 家屋については総棟数、単位当たり価格に増減が見られるが、総床面積・総決定価格は増加
- 償却資産については決定価格の増加

但し、調定額の網羅性には留意が必要である。言い換えると、固定資産税の賦課漏れを如何に把握し、対応するかが重要である。この点に関しては、後記(4)監査結果を参照されたい。

なお、交付金とは、国有資産等所在市町村交付金である。これは、国や都道府県等地方公共団体が交付金を交付する年度の前年 3 月 31 日現在で所有する固定資産のうち、使用の実態が民間の所有のものと類似しているものについて、その固定資産が所在する市町村に対して、地方税法で定める固定資産税の代わりに交付される交付金である。国や県から交付されるため、収入率は 100%となっている。

(4) 監査結果

(ア) 監査の視点と手続

監査の視点は、第 2 章「監査テーマの概要」に記載のとおり合规性、経済性、効率性及び有効性をベースとしている。ここで、監査対象である課税業務は、税負担の公平性実現を重要な目的としている。この目的に鑑み、監査の視点としてより具体的に設定したのが調定額の「網羅性」と「正確性」である。

調定とは、その歳入の内容を具体的に調査し、収入すべき金額を決定する行為であり、その決定した額が調定額である。固定資産税においては、賦課決定された税額が調定額となる。調定額の「網羅性」と「正確性」を具体的な視点として設定したのは、調定額が漏れるリスク(網羅性)、及び算定を誤るリスク(正確性)をいかに防止ないし発見する事務手続(いわゆる内部統制)が確立されているかどうか、という視点から監査手続を計画・実施したということである。

「リスク」及び「リスクに対する統制」を簡潔に説明すると以下のとおりである。

調定額の「網羅性」

< 土地・家屋 >

1. 第一次情報源である法務局からの登記済通知書の網羅性

リスク: 未登記物件に対する賦課漏れ

リスクに対する統制: 全筆調査、現地調査、航空写真による経年異動調査など

2. 第一次情報を固定資産税課税台帳に登録する際の網羅性

リスク: 固定資産の評価・課税漏れ

リスクに対する統制: 登記済通知書の台帳登録進捗状況の可視化など

< 償却資産 >

申告の網羅性

リスク: 未申告者の捕捉漏れによる賦課漏れ

リスクに対する統制: 税務署調査、他部署及び外部機関との情報連携など

調定額の「正確性」

リスク: 固定資産課税台帳登録内容の誤り(現物との相違、登録誤りなど)、及び償却資産申告内容の誤りによる課税標準評価・税額計算の誤り。

リスクに対する統制: 登録事務のダブルチェック、税務署調査、基幹系システムによる自動評価・計算など

調定額の「網羅性」と「正確性」を阻害するリスクに対する統制(事務手続)の状況を確認するため、以下の監査手続を実施した。

- i) 基幹系システムから出力した平成 28 年度固定資産課税台帳データと、「平成 29 年度市税概要」に記載されている平成 28 年度固定資産税決算額(調定額)の整合性を確認した。【対象 G:管理】
- ii) 登記済通知書の異動情報が適切に基幹系システムに登録されていることを確認するため、平成 28 年度調定分の任意の件数について、登記済通知書と基幹系システムの登録内容を照合した。【対象 G:管理・土地・家屋】
- iii) 登記済通知書の受付・基幹系システム入力・入力結果チェック・進捗管理の方法について担当者へのヒアリング及び事務に使用する資料を確認した。
【対象 G:管理・土地・家屋】
- iv) 家屋滅失届出書綴りから任意の件数について現地調査票及び基幹系システムへの登録を確認した。【対象 G:家屋】
- v) 家屋 G からの家屋異動連絡票・家屋滅失連絡票による、土地地目等の異動情報が適切に基幹系システムに反映されていることを確認するため、平成 28 年度調定分の任意の件数について、家屋異動連絡票・家屋滅失連絡票と基幹系システムの登録内容を照合した。【対象 G:土地】
- vi) 建築指導課から提供された建築確認申請者リストに記載された任意の件数の新増築について現地調査票及び家屋評価システムへの登録内容を確認した。【対象 G:家屋】
- vii) 土地の地目及び家屋の用途が適切であることを確認するため、平成 28 年度調定分の課税台帳明細データから任意の件数について、土地の地目及び家屋の用途の適切性を確認した。【対象 G:土地・家屋】
- viii) 新築家屋の特例措置が適切に適用されていることを確認するため、平成 28 年度調定分の課税台帳明細データから任意の件数の家屋について、措置状況を確認した。
【対象 G:家屋】
- ix) 未申告者の捕捉の妥当性を検討するため、償却資産 G が実施した平成 28 年度の税務署調査処理簿ならびに他部署・外部機関との情報連携状況の閲覧、及び個別実地調査状況についてヒアリングを行った。【対象 G:償却資産】
- x) 固定資産評価システムから基幹系システムへのデータが適切に連携されていることを確認するため、平成 28 年度調定分の任意の件数について、固定資産評価システムと基幹系システムの登録内容を照合した。【対象 G:土地】
- xi) 家屋評価システムから固定資産税システムへのデータが適切に連携されていることを確認するため、任意の件数について家屋評価システムと固定資産税システムの登録内容を照合した。【対象 G:家屋】
- xii) 基幹系システムにおいて税額計算が適切に算定されていることを確認するため、平成 28 年度調定分の任意の件数について基幹系システムの税額計算を再計算した。
【対象 G:土地・家屋・償却資産】

xiii) 免税点の判定が適切に実施されていることを確認するため、平成 28 年度調定分の課税明細データについて、免税とされているデータを再計算した。

【対象 G: 土地・家屋・償却資産】

(イ) 監査結果

① 航空写真による現況調査の方法について【意見】(対象 G: 土地・家屋)

前記(2)事務の概要<土地>(ア)土地の基本情報の異動の把握 iii)全筆調査 において述べたとおり、固定資産の現況の変化があった場合に、そのことを確認する程度の調査を行うことが地方税法の要請であると考えられる。人的制約のため賦課期日時点の全筆調査が困難であるならば、全筆調査に代替し、かつ地方税法の要請に応える調査を実施する必要がある。市は、10 年ですべて(全筆)を調査する方針である。しかし、評価総筆数 92,405 筆に対し、人的制約などにより平成 28 年度の調査済み筆数は 680 筆にとどまる。

そこで、現状、航空写真による現況調査方法を活用している。調査方法は以下のとおりである。

- ・ パソコンの画面上に前回撮影時及び今回撮影時の航空写真を並べて比較する。
- ・ 家屋の新增築及び滅失、地目異動の有無を確認し、航空写真の地番に位置する固定資産について、基幹系システムを参照することにより、家屋の新增築処理や滅失処理の漏れ、地目異動の有無を確認する。

上記の作業については、固定資産評価システムによる自動照合機能の活用が考えられる。具体的には、前回と今回の航空写真データを重ねることで自動的に異動箇所を抽出する機能(マッチング機能)や、基幹系システム上の家屋及び地目情報が航空写真データに反映される機能である。現在使用している固定資産評価システムは当該機能をオプションで装備可能である。しかし、コストの観点から装備しておらず、現況調査は全て担当者の目視によって行われている。那覇市全域の広範囲にわたる写真の比較や、基幹系システムとの照合作業を目視により実施する現状の方法は、システムによる自動照合に比べ、見落としの可能性が高くなると考えられる。後述する②航空写真による現況調査の進捗管理方法について と併せた状況では、課税の網羅性に疑義が生じ、全筆調査に代替し、かつ法の要請に応える調査としては改善の余地があると言わざるを得ない。

航空写真による現況調査の方法として、固定資産評価システムに最低でもマッチング機能を導入することを検討されたい。【意見】

マッチング機能は、認識した異動箇所に対する優先的な実地調査に活用され、課税客体の効率的な把握を可能にすると考えられる。なお、固定資産評価システムにマッチング機能を装備する際は、後記⑧費用対効果の検証について で述べる PDCA サイクルでの検討が望まれる。

② 航空写真による現況調査の進捗管理方法について【意見】(対象 G:土地・家屋)

航空写真による現況調査は、家屋 G 担当者が目視で滅失確認後、上席者が口頭(メモ)による滅失処理を指示し、滅失家屋受付簿で管理している。

しかし、航空写真による現況調査の進捗状況を客観的に管理できていない。そのため、見落としの可能性はもとより、現況調査が那覇市全域を網羅的に実施されているか担保されているとは言い難い。

航空写真による現況調査の自動化が実現するまでは、調査区域を設けて、調査担当者及び上席者の進捗状況を一覧できるよう管理されたい。【意見】

③ 過年度の課税漏れ案件の取り扱いについて【意見】(対象 G:家屋)

家屋 G は、法務局からの登記済通知書や現地調査で発見した過年度の課税漏れ家屋について、適宜、調査及び評価を実施し、地方税法第 18 条に基づき最長 5 年の遡及課税を行っている。

しかし、過年度の課税漏れ家屋の管理簿がなく、遡及課税事務の進捗状況が確認できなかった。市は、人的制約がある中で費用対効果の観点から、現年度における新築・新增建築物の調査及び評価を優先せざるを得ない状況にあり、この状況は理解できる。一方で、課税の公平性を図るため、徴収権の時効消滅を回避し迅速かつ網羅的な遡及課税を行うには、その進捗状況を管理し、適切に引き継ぎ、金額的重要性の高い課税漏れ案件について優先的に対応するなど効果的に事務を行う必要がある。

過年度の課税漏れ案件情報を適切に管理し、引き継ぐ方法を検討されたい。【意見】

なお、平成 29 年度から過年度の課税漏れ案件情報の整備に着手している。

④ 各種事務手続の進捗管理方法について【意見】(対象 G:全て)

前記(2)事務の概要 で述べたように、資産税課各 G は以下の事務手続を実施している。

管理・土地・家屋 G:

- 法務局から送付される登記済通知書内容の固定資産課税台帳への反映 など

土地・家屋 G:

- 他部署から入手した情報に基づく課税対応
- 全筆・現地調査
- 地目変更や滅失届の対応 など

償却資産 G:

- 税務署資料閲覧調査
- 申告催告通知
- 実地調査 など

これら事務手続の進捗管理方法については、償却資産 G の税務署調査状況など担当者ごとに Excel で詳細に管理されているものもある一方で、他の G では、かなり簡素に管理している

ものや、申請書綴りで管理しているものなど、事務によって管理方法のレベルに差が見られる。また、固定資産課税台帳(基幹系システム)に状況登録することも事務によって差がある。それぞれの進捗状況がバラバラに管理され、課税対象である固定資産及び納税義務者が現在どのような事務手続(登録内容変更、現地・実地調査、減免、非課税など)の対象となっており、その進捗がどうなっているかといった一覧性が無い状態である。

課税事務であることに鑑み、効率的かつ効果的に税収確保を図るには、各事務手続を戦略的に行うため案件に優先順位付けをすることが考えられる。戦略的に行うとは、課税対象と人員リソースを考慮し、効率的かつ効果的に税収を上げる施策を客観的に策定し、実践することを想定している。しかし、進捗管理に一覧性が無いことから、他部署や外部機関との情報連携や、税務署調査の結果、税収改善がどれだけ図られているかの集計も容易ではないため、優先順位付けは困難な状況である。また、管理職は、各担当者の事務量について全体的なバランスを考慮し、オーバーワークを防止することが求められるが、実質的に対応がされているかどうか客観的に確認し難い。

案件を優先順位付けし、戦略的対応ならびに各担当者に合理的な事務量を分担することを可能にする進捗管理の方法を検討されたい。【意見】

進捗管理方法を検討の際は、以下の点を考慮されたい。

- 各固定資産に対する事務手続の進捗状況を一元管理できること
- 関係者が容易にアクセス可能であること
- 最新の固定資産課税台帳データと常に整合性が図られていること
- この進捗管理は基幹系システム上において一元管理できることが望ましい

なお、基幹系システムに一元管理機能を装備する際は、後記⑨費用対効果の検証について述べるPDCAサイクルでの検討が望まれる。また、事務手続は多岐にわたり、システム整備には相当の時間を要すると考えられる。そこで経過的な対応として、Excel等を活用した同レベルの方法を検討することが望まれる。

⑤ 償却資産の実地調査について【意見】(対象 G:償却資産)

償却資産 G は、申告義務通知後においても未申告や反応が無く、連絡がつかない場合や申告拒否の場合に実地調査を実施する。

償却資産に係る固定資産税の納税者は個人よりも法人が多いため、税務署調査等で法人税申告書との照合により、実地調査しなくてもある程度の成果(税収)は上げているとも考えられる。一方で現状、調査対象は、那覇市内に本社がある法人(那覇・北那覇税務署管内)に限定されており、那覇市以外に本社のある法人及び個人事業主を網羅的に調査できているとは言い難い。

資産税課管轄の事業所税申告情報を活用し、網羅的な課税を図るための戦略的な実地調査を策定・実施されたい。【意見】

なお、平成 27 年度においては 399 件の未申告共同住宅に着目して実地調査している。共同住宅(賃貸用アパート)には、土地や家屋の評価に含まれない償却資産(外構工事など)が付随していることから、課税漏れを発見するための戦略的な対応と言えよう。

⑥ 事務マニュアル等の整備について【意見】(対象 G:全て)

償却資産 G は、税務署調査及び調査による課税決定手続について内部マニュアルを整備している。しかし、管理・土地・家屋 G の各事務に関しては、ほとんど整備されていない。

このような状況においては、人事異動に伴う事務の引継ぎや、事務手続の質(適切性、効率性及び有効性など)のばらつき及び均質性(担当者によって成果に大きな差が無いこと)が、合理的に確保されているか疑問が残る。

また、前記(2)事務の概要 で述べたとおり、資産税課の各 G は、固定資産税の課税漏れを防止するため、市役所内の他部署が収集・管理する情報を活用している。しかし、当該連携状況を体系的に一覧できるものが無い。そのため、市役所内の情報を有効活用することは、課税の網羅性を確保する有効な手段であり、もって公平性に資すると考えられるが、十分に活用されているか疑義が生ずる。また、新入職員や異動者が効率的かつ効果的に他部署の情報を活用できるまでに時間を要する可能性がある。

各事務に関するマニュアルを整備・運用されたい【意見】。

なお、組織におけるマニュアルはややもすると事務を硬直化させるなど弊害を及ぼすこともある。そのため、i)全体像を理解できる内容であること、ii)リスクを認識すること、iii)改訂にかかる柔軟性があること、iv)定期的な見直しが必須となっていることの 4 点を考慮する必要がある。

この 4 点の具体的な説明は以下のとおりである。

i) 全体像を理解できる内容であること

市税の網羅的かつ正確な課税を図るため、資産税課の役割を理解したうえで、他部局の役割と連携の可能性について、全体像を把握することが考えられる。これは部署間の連携

意識を醸成するという点においても有意義と考えられる。勿論、税務という専門性に鑑み地方税法等の最低限の知識も備えたものとする。

ii) リスクを認識すること

いたずらにマニュアル化するのではなく、重大なリスクを明確化することが重要と考える。リスクとは例えば、本監査において認識した、調定額の網羅性や正確性を阻害する可能性のことである。担当課はもとより関連部署も含めて「那覇市のリスク」は何なのかを全体的に理解・共有することが必要である。

その結果、リスクを発見・防止するために必要十分な事務手続(内部統制)の構築につながると考えられる。また、このような検討を経ることで、現在の事務手続の中には、対応するリスクの発生可能性が著しく低いもしくは影響が軽微なものが判明するかもしれない。そのような事務手続を省略し、効率化を図ることも考えられる。

iii) 改訂にかかる柔軟性があること

マニュアルは、他部署との合理的な連携に関するものなど市役所全体を対象とし、かつその必要性が大きく低下することが考えにくい内容のものを除き、各部署、各 G 内の創意工夫を阻害することがないように、柔軟性のある取り扱いとして明確にしておくことが望ましい。

iv) 定期的な見直しが必要化となっていること

上記 iii) に関連するが、例えば主任以上の職員が次の異動前のタイミングで見直すことを必須化することが考えられる。これは、課題が見えてきて、こうしたら良いのではないかと思いついた時に異動することが考えられるため、そのような意義ある「気付き」の有効活用である。

⑦ 人員リソース確保及び人事異動の際の考慮事項について【意見】(対象 G: 全て)

本監査手続として実施したヒアリングの中で、現状の事務手続を理想的に実施するには、担当職員の増員が必要であるとの回答が散見された。特に、前述のとおり調定額の網羅性を確保するうえで全筆調査(実地調査)は有効であるが、人的制約により調査が制限されていることは否めないであろう。

税務経験のある退職者を活用するなど人員確保に対応されたい【意見】。

なお、人員確保を行う際も、費用対効果の観点が必要である。後記⑨費用対効果の検証についてで述べる PDCA サイクルの中で、システム投資とのバランスを検討されたい。

また、税務など専門性の高い事務については人事異動のローテーション(期間)を延長するといった提案がなされることがある。そのような対応もさることながら、新たに異動してきた職員の「新たな目」も重要である。つまり、前記⑥事務マニュアル等の整備についてで述べた資産税課にとって防止・発見すべきリスクが明確化されていることで、そのリスクを異動者が共有し、既存職員とは異なる目線で事務に取り組むことによって、既存業務の改善すべき点への気付きが期待できる。

⑧ 費用対効果の検証について【意見】(対象 G:全て)

本監査の結果、個別の各事務手続について、各担当者は非常に真摯に取り組んでいることを確認できた。

一方で、戦略的対応すなわち課税対象と人員リソースを考慮し、効率的かつ効果的に税収を上げる施策を客観的に策定し、実践することはなされていない。

前記①航空写真による現況調査の方法について 及び④各種事務手続の進捗管理方法について で意見として挙げた固定資産評価システムへのマッチング機能や、各固定資産に係る事務手続の一元管理方法を導入する目的は、戦略的対応を図るためである。

単年度の収支ではなく中長期のスパンで、システム投資にかかる支出を上回る税収増加と人件費節減を見込めるかどうか検討されたい。中長期で成果を求めることから、一朝一夕の一時的な検討で終わらず、いわゆる PDCA サイクルに乗せる形で検討されたい。【意見】

4. 軽自動車税

(1) 軽自動車税の概要

軽自動車税とは、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下、「軽自動車等」という。）の財産的価値に着目し、それを所有していることに担税力を見出し、これに対し課税する「財産的性格」と、その運行するところにより損傷する道路の整備のための「負担的性格」という二つの性格を持った普通税である。

< 納税義務者 >

4月1日現在主たる定置場のある市町村に軽自動車等を所有している者。

< 税率 >

車 種	構造・排気量・用途		標識番号（プレート）	H27年 度まで	H28年 度以降	
原動機付 自転車	50cc以下		あ～え、か行、さすせそ、な行、はひふほ、ら 行、A～G	1,000	2,000	
	50cc を超え 90cc 以下		た行	1,200	2,000	
	90cc を超え 125cc 以下		ま行、や行	1,600	2,400	
	ミニカー		わ	2,500	3,700	
軽自動車	軽 2 輪（125cc を超え 250cc 以下又はトレーラ ー等被牽引車）		1 沖あい、1 沖縄うえ、か行、りろ、わ、を	2,400	3,600	
	軽3輪		33 沖あ、33 沖縄い	3,100	3,900	
	四輪 乗用車	営業用	沖縄 580 り(平成 17 年度より登録)	5,500	7,200 10,800	
		自家用	沖縄 50 あ～え、か行、さすせそ、た行、な行、 はひふほ、ま行、やゆよ、らる、わ			
			沖縄 580 あ～え、か行、さすせそ、た行、な 行、わ 沖縄 581			
			沖縄 57 あ			
			沖縄 582～592（希望番号）			
			88 沖あいう、88 沖縄う			
	四輪 貨物用	営業用	沖縄 40・480 り、沖縄 80・880 り(特殊)	3,000	3,800	
			沖縄 895 り、沖縄 495 り			
			66 沖り(現在 66 沖縄りを使用)			
		自家用	沖縄 40 あ～え、か行、さすせそ、た行、な行、 はひふほ、ま行、やゆよ、らる、わ を(エンジンなしのトレーラー)	4,000	5,000	
沖縄 480 あ～え、か行、さすせそ、た行、な行、 はひふほ、ま行、やゆよ、らる、わ						
沖縄 481～485(希望番号)						
沖縄 41 あ、る、沖縄 47 あ						
沖縄 80・880 あ、わ、を、66 沖あい、66 沖 縄い						
小型特殊 自動車	農耕作業用	農	1,600	2,400		
	その他	特	4,700	5,900		
2 輪の小 型自動車	2 輪自動車(側車付 2 輪自 動車を含む。) 原則 250cc 超		沖あ、ま～む	4,000	6,000	
			沖縄めも、な行、はひふほ、ゆ、る、わ、を			

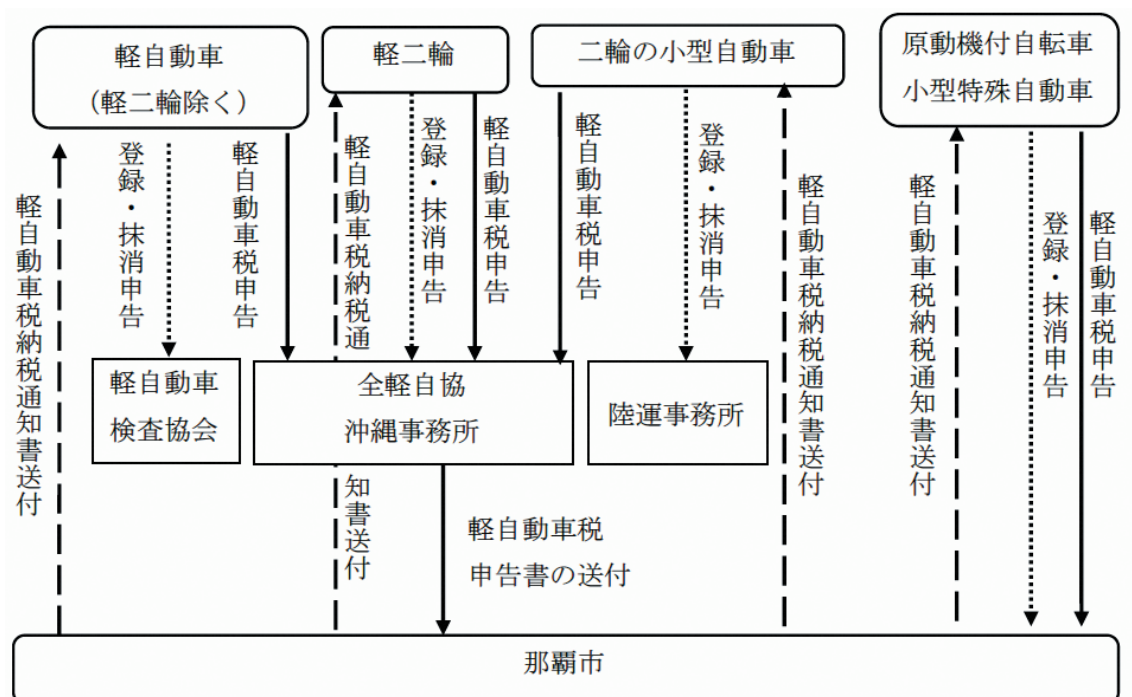
< 申告 >

軽自動車税の納税義務者である軽自動車の所有者または使用者になったものは、15日以内に申告書を提出しなければならない。その申告した事由に異動が生じた場合においても、また同様とする。

軽自動車等の所有者でなくなったものは、30日以内に申告書を提出しなければならない。
正当な理由がなくて上記申告をしなかった場合においては、10万円以下の過料を科する。

(2) 事務の概要

申告の業務フローは以下のとおりである。



当初課税に係る業務

月	事務の概要
11月～12月	・納税通知書（一般用、口座用）窓あき封筒（2種）の印刷業務委託業者の入札及び契約
1月	・郵便局との調整（マルコウ申請、パレットケース借用、作業場(会議室)借用） ・納税通知書印刷業者との調整（原稿校正）
2月	・情報政策課との調整（テスト用納税通知書のOCR読み取り確認依頼、納税通知書納品日やセットアップ日等の日程調整） ※セットアップの日は、4月1日が月曜日又は火曜日の場合は第1週、水曜日から日曜日の間の場合は第2週の日曜日が望ましい。
3月	・情報政策課との調整（テスト印刷、大量印刷業務委託連絡票送信） ・印刷業者より納税通知書納品 ・セットアップ前の確認事項 ①非課税分の課税区分 ②減免予定者 ③送付先指定 ④納税義務者変更申請書 ⑤標識番号（車台番号）のダブリチェック ⑥異議申立、賦課連絡票 ⑦課税保留等の処理もれ
4月	・セットアップ（4月第1週目に行うのが望ましい） ※賦課期日が水曜日以降の場合、セットアップを第2週目にする。 ・セットアップ後の確認事項 ①課税データの確認（項目チェック表に沿って、印刷イメージ(リストナビ)に印字もれがないか、整理区分通りに並んでいるか等を確認）②遅れて届いた税申告書や課税物件異動通知書により、課税取消しに伴う納税通知書の抜き取り及び課税処理に伴う納税通知書の作成（抜き取り・追加件数リスト作成） ③封書1通あたり11件以上の納税通知書の手処理による封入封緘（あて名ラベル作成） ④郵便料金内訳表作成 ⑤郵便局との調整（納税通知書発送日の再確認、発送件数の確認、郵便料金支払い） ・納税通知書の発送
5月	・納税通知書等に係る電話・窓口対応 ※疑義があれば随時、軽自動車協会、陸運事務所、他市町村へ車両照会 ・あて所不明等で返戻があった納税通知書を返戻ボックスにまとめる（本庁・真和志・首里・小禄・他市・県外ごとに分類） ・減免申請受付（受付期間：納期限まで）
6月	・あて所不明等で返戻された納税通知書は、一時的に課税を保留する。納税課が督促状を発送する前(毎年納税課に発送日を確認)までに、課税保留処理を行う ・課税保留となったものについては、住民基本台帳情報より転出転居を確認し、必要に応じて本籍地へ戸籍附票を照会する。新住所が判明次第、課税処理(返戻復活)を行い、納税通知書を発送する

(3) 決算額等の推移

軽自動車税の過去 5 年間の調定額、収入額、収入率の推移は以下のとおりである。

(単位: 金額; 百万円、収入率; %)

	24年度			25年度			26年度			27年度			28年度		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
現年課税分	503	487	96.8	524	507	96.8	548	533	97.3	564	548	97.1	687	670	97.4
滞納繰越分	45	13	30.9	41	11	28.9	40	12	30.6	38	11	30.4	38	14	38.8
計	548	501	91.3	566	519	91.9	588	545	92.7	602	559	92.8	726	684	94.3

収入額を調定額で除した収入率は概ね 94.3%となっている。調定額、収入額は24年度から27年度は概ね 20 百万円前後増加しており、28年度は大幅に増加(調定額: 27年度 602 百万円から28年度 726 百万円と 124 百万円増加(増加率 20.6%)、収入額: 27年度 559 百万円から28年度 684 百万円と 125 百万円増加(増加率 22.4%)している。増加理由は、上記「(1) 軽自動車税の概要」の<税率>で示しているとおり、28 年度から税率が上がったことである。

(4) 監査結果

① 市外転出者への周知・広報【意見】

地方税法第442条の2によれば「軽自動車税は、(中略)主たる定置場所在の市町村において、その所有者に課する。」と定められ、取扱通知(市)第四章軽自動車税によれば「主たる定置場」とは、軽自動車等の運行を休止した場合において、主として駐車する場所をいうものであり、その具体的認定にあたっては、明確な反証がない限り、次のとおりとなっている。

- ※ 原動機付自転車、小型特殊自動車・・・所有者が個人の場合は、その住所地(法人である場合は、その車両を使用する事務所の所在地)
- ※ 軽自動車及び二輪の小型自動車・・・自動車検査証又は軽自動車使用届済証(以下「自動車検査証等」)を交付された場合は、自動車検査証等に記載された使用の本拠の位置(その他の場合は、その所有者の住所地)

上記(2)のとおり、申告にあたっては、「原動機付自転車」、「小型特殊自動車」は、市民税課窓口において、直接、納税者から受付けるものであり、それ以外の軽自動車等については、(社)全国軽自動車協会連合会沖縄事務所(以下「軽自協沖縄」)を通して申告を受付ける運びとなっている。

適正課税の一環として、市外転出者の定置場が正しく申告されているかについて、次表のとおり、平成 29 年 9 月末を基準日として、平成 28 年度の課税データの検証を行った。

まず、表1中、軽自協沖縄を通しての申告受付のうち、「納税者住所が那覇市外」である件数が、4,754 件(割合 3.8%)、同様に市民税課窓口での申告受付のうち「納税者住所が那覇市外」である件数についても少数ではあるが、1,992 件(割合 1.6%)となっている。

表1:平成28年度課税データ【H29.9月末現在】

区分	件数	税額(円)	件数割合	税額割合
軽自協沖縄を通しての申告受付	86,513	603,042,100	68.6%	87.8%
（内、納税者住所が那覇市外）	4,754	33,250,055	3.8%	4.8%
市民税課窓口での申告受付	39,545	84,086,600	31.4%	12.2%
（内、納税者住所が那覇市外）	1,992	4,244,900	1.6%	0.6%

当データによれば、転出者は平成 28 年4月2日以降に転出したものであるため、「納税者住所が那覇市外」となっている計 6,746 件は、基本的には、次年度(平成 29 年度)の課税権はなく、他市にあるものと推測する。

特に市民税課窓口での申告受付となる「原動機付自転車」、「小型特殊自動車」は、住所地が定置場となっているため、1,992 件のうち、平成28年度転出者については、「廃車届」の申告がなされ、平成29年度課税台帳は、抹消されているはずである。

よって、次のとおり、申告状況を分析した。

表2:平成28年度転出者の申告状況【H29.9月末現在】

区分		件数	件数割合	H29年度課税件数
市民税課窓口での申告受付		39,545	-	-
（内、納税者住所が那覇市外）		1,992	-	-
内訳	名義変更済み	266	13.4%	0
	H28年度転出者(廃車届あり)	694	34.8%	0
	H28年度転出者(廃車届なし)	435	21.8%	0
	H29年度転出者	597	30.0%	597

表2中、「H28 年度転出者(廃車届なし)」の435件(税額 92 万円余り)は、転出先で新規登録されず、平成29年度課税されていない車両となっている。

市民税課では、市民への周知の一環として、納税者へ発送する「軽自動車税納税通知書」の裏面の「3. 納税義務の発生消滅の申告」に「納税義務が消滅した時はその日から30日以内に市長に申告してください」と記載している。また、「軽自動車税事務の手引」によれば、「9 転出者への通知について」で「原付バイクについては、原則、住所地を主たる定置場と認定するため、那覇市から転出した方へ「住所異動に伴う原動機付自転車等の手続きについて」(様式14)の案内を出すことになっている。

案内にあたり、直近3年度の抽出期間(転出日)と件数は表3のとおりとなっており、抽出データを基に転出者への周知を図る取り組みは、繁忙期の転出分は繁忙期後の7月ごろから送付する工夫もしながら、原付所有の全ての転出者に送付している。

表 3:原付転出者の抽出件数

年度	抽出期間(転出日)	件数
平成27年度	H27/4/1～H28/3/31	1,070 件
平成28年度	H28/4/1～H29/2/28	1,195 件
平成29年度	H29/3/1～H29/11/30	852 件

しかしながら、抽出件数は 1,000 件を超えるなか、税に対しての理解・関心が得られていない納税者も存在していることから、現行の周知方法だけでは十分とは言い難い。

課税漏れを防ぎ、適正な課税を推進していくうえでも、市民への周知広報は重要である。

今後においては、転出届(住所変更)の窓口となるハイサイ市民課をはじめ、周知・広報について庁内連携を図っていくとともに、県内市町村間においても共通課題として認識し、改善に向け取組まれない。【意見】

② 「適正な課税」に向けた業務の効率化【意見】

ア 軽自協沖縄を通しての申告受付

当市の軽自動車税申告の業務を効率化するために、「原動機付自転車」、「小型特殊自動車」以外の車両に係る申告受付業務については、軽自協沖縄に委託しているところである。

事務の流れとしては、軽自協沖縄より月2回ほど申告書を紙及び電子データで入手した後、当市の担当者が電子データで端末に登録する運びとなっているが、ヒアリングした結果、現状では次のとおり課題が浮き彫りとなっている。

◇ヒアリング概要

1. 軽自協沖縄を通しての申告書の件数

年間件数 約 39,000 件 月平均件数 約 3,250 件

2. 市担当者の人数

3 人

3. 軽自協沖縄への毎月の問合わせ件数

約 40 件(申告書一月分の件数)

4. 主な問合わせ内容(電話または文書照会)

- ① 申告書の記入漏れ・記入誤りについて。
- ② 申告書の送付漏れ・送付誤りについて。
- ③ 申告書と自動車検査証等との相違点について。

5. 課題事項

上記4について、結果的に、双方にとって事務負担・事務の煩雑に繋がっているため、県内市町村の共通課題として早期改善に向け調整を行っているようである。(H29.9月に南部広域市町村税務共同化協議会(以下「協議会」)を開催)

また、申告書は受付日毎にまとめられて届くが、処理をする際には標識番号順に並べ替える必要があり、その作業にかなりの時間を要しているとのことである。

「適正な課税」のためには、課税に関する「第一次情報」が正確であり、適時に処理されなければならない。

「適正な課税」の一環として、軽自協沖繩に業務委託する以上、委託者責任としては、適切な業務を実施するように受託者に対して適切に監督する必要があるため、その都度、改善要請等を行っているが、上記のとおり、業務の効率化が十分とは言えない状況にある。したがって、県内市町村との連携（協議会）を密にし、引き続き、共通課題として是正に向け取組まれない。【意見】

イ. 電子情報の利活用

本人又はディーラー等が利用することができる普通自動車 OSS(※)については、沖縄県では、平成29年10月2日から、利用が開始されている。

軽自動車 OSS についても、沖縄県内でも利用できる環境が整えば、軽自動車検査協会と自治体が電子情報連携で税申告書の入手が可能となる。これにより、現行委託方式よりも正確・迅速な課税データの入手や委託料の低減が見込まれる。完全に現行方式に代替することはないと思われるが、税務共同化を検討する上でその動向は十分留意すべきであり、当協議会で情報収集をしたほうが望ましい。

※普通自動車 OSS

自動車を保有するためには、各種行政手続きと税金・手数料の納付が必要となります。これらの行政手続きや税金・手数料の納付をオンライン申請で、一括して行うことを可能にしたのが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」です。

オンライン申請とは、紙媒体によって行われている申請等の手続を、インターネットを使ってパソコン上で行えるものです。

このサービスをご利用いただくと、申請のために各行政機関の窓口に出向く必要がなくなり、インターネット上で手続と納付をすることができます。

(出典: 沖縄県公式サイト「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)について」)

なお、当市においても軽自動車 OSS を導入することで、「職員の業務効率化等による総コスト削減(納付書発行減など)」、「申告書の記入漏れや検査証との不整合の減少(適正課税の強化)」を図ることを検討している。

しかし、現時点では国より軽自動車 OSS の方針等が示されているだけであり、実際に業務を行う事務レベルで具体的な対応方法が決まっていない。

導入に当たっては、当市の現行の事務手続き(軽自協沖繩への委託)に加えて、OSS の業務を併せて行うことになる。そのため、軽自協沖繩をはじめ関係機関と調整・連携が必須となるほか、システムによる効率化を図るということは、インターフェイスへの対応をはじめ、新たなシステムの構築が必要となってくる。

今後、「適正な課税」を達成するために、現場の業務負担が増大しないように、現場担当者の意見を踏まえて、関係者でしっかりと議論して、さらなる業務の効率化に努められたい。【意見】

5. 事業所税

(1) 事業所税の概要

事業所税は、人口や企業が過度に都市地域に集中したことによって発生した交通・公害・ごみ処理の問題などの解決を図り、都市環境の整備、都市機能の回復に必要な財政需要を賄うための目的税として、昭和 50 年度に創設されたものである。

那覇市においては昭和 51 年度から 53 年度まで事業所税を課税していたが、昭和 54 年度以降は人口が 30 万人未満に減少したため課税権を消失していた。その後、昭和 57 年 3 月末日の人口が 30 万人を超えたため、昭和 57 年 10 月 1 日から再び事業所税の課税団体となり、現在に至っている。

< 納税義務者 >

納税義務者は、市内において事業所等を設けて事業を行う法人または個人。

なお事業所等とは、人の居住の用に供さない事務所又は事業所をいい、所有して使用しているものだけでなく、借りて使用している場合も含まれ、具体的には、事務所、店舗、工場、倉庫などをいう。

< 課税標準、税率、免税点 >

課税標準の算定期間は、法人は事業年度、個人は課税期間(1 月 1 日から 12 月 31 日)である。

	資産割	従業者割
課税標準	事業所床面積 (㎡)	従業者給与総額
税率	1㎡につき 600 円	従業者給与総額の 0.25/100
免税点	那覇市内合計床面積 1,000 ㎡以下	従業者数 100 人以下
申告方法	申告納付	申告納付

免税点の判定にあたって、資産割については非課税床面積を控除した面積で判定する。従業者割の従業者数については、免税点を判定する際には、パート、アルバイトの数は含まれないが、課税対象となった場合にはアルバイトやパートタイマーへの支払額も従業者給与総額に含まれる。

また、地方税法第 701 条の 41 の規定により、課税標準を一定割合で軽減する措置があり、課税標準の特例という。課税標準の特例が適用されると、床面積又は従業者給与総額から、それぞれの控除割合を乗じた面積又は金額を課税標準から控除する。

課税標準の特例の対象となる主な施設は以下のとおりである。

- ・ホテル・旅館等施設
- ・倉庫業者の営業用倉庫
- ・協同組合等
- ・各種学校等

上記のほか、沖縄振興特別措置法に基づき特区・地域制度の適用を受ける場合は、資産割の床面積を 2 分の 1 にする措置がある。

< 非課税制度 >

非課税とは、地方税法第 701 条の 34 の規定により、事業所税が課税されないことをいう。非課税となる主な対象施設は以下のとおりである。

- ・国・公共法人、公益法人等が収益事業以外の事業の用に供する施設
- ・百貨店、ホテルなど一定の建物の消防・防災施設
- ・従業員のための福利厚生施設（保養所、更衣室、休憩室、食堂、喫煙室等。但し社宅は人の居住の用に供するものであるため対象外）
- ・一般公共の用に供される駐車場
- ・ガス・水道・電気事業施設
- ・鉄道・自動車運送事業施設
- ・病院・社会福祉施設

< 申告 >

事業所税に関する申告は、納税義務者のほか、貸しビル等の貸主も申告することになっており、詳細は以下のとおりである。

申告区分	申告義務者	申告期限	提出書類
納付・申告	那覇市内に所在する事業所等の合計床面積が 1,000 ㎡を超える又は合計従業員数が 100 人を超える(非課税部分を除く)事業者(納税義務あり)	(法人) 事業年度終了の日から 2 か月以内 (個人) 翌年の 3 月 15 日まで	納付申告書(第 44 号様式)
免税点以下申告	那覇市内に所在する事業所等の合計床面積が 800 ㎡以上 1,000 ㎡以下又は合計従業員数が 80 人以上 100 人以下(非課税部分を除く)の事業者	同上	免税点以下申告書
事業所等の新設・廃止申告	那覇市内の事業所等を新設又は廃止した事業者	新設又は廃止の日から 1 か月以内	事業所等の新設・廃止申告書
事業所用家屋の貸付等申告	事業所用家屋の貸付を行う者又は既に申告した貸付用家屋に異動が生じた場合の貸付を行う者	貸付又は異動の日から 1 か月以内	事業所用家屋に貸付に関する申告書(以下、「貸付申告書」という。)

<減免制度>

減免制度とは、納税者に下表のような事情が生じた場合に、事業所税の一部または全部を徴収しないこととする制度である。

28 年度において、1 号に該当する減免申請はなかったが、2 号に該当する減免申請は 30 件程度あった。

関連条例	事由	減免割合
那覇市税条例施行規則第 15 条 1 項 1 号	天災その他特別の事由により必要と認める減免	家屋の損害の程度により、資産割の 10 分の 4 から全部
同条 1 項 2 号	その他特別の事由による減免 (協同組合等が本来の事業の用に供する施設、倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫など)	資産割、従業者割の一部または全部

(2) 事務の概要

＜事業所税の申告にかかる主な事務手続＞

事業所税の申告にかかる主な事務手続は以下のとおりである。

項目	事務手続
申告書の 発送・受付	事業所宛ての申告書を作成・発送 抽出条件は毎年申告のある先、新設申告書提出先
	提出期限までに、紙媒体(窓口、郵送)又は電子データ(eLTAX)で申告書を受付
申告書の 入力	申告書をもとに基幹系システム(アクロシティ)に入力
	調定額決裁を受け、財務会計システムに入力
収納業務	納付期限(決算日より2か月以内)に納税義務者が金融機関等で納付 (納税課が担当)
貸付申告 書の管理	受付後、借主が適切に申告書等を提出しているか確認
減免申請 書の管理	決裁を受けた減免申請書の内容をアクロシティに入力する
未申告者 の捕捉	各種資料をもとに未申告者を捕捉し、申告・納税に繋げる
広報	事業所税の周知方法として「市税のしおり」に記載するほか、事業所税の申告義務者向けに「事業所税 申告の手引」や申告書・届出書のひな型をHP等で公開している。

(3) 決算額等の推移

事業所税の過去 5 年間の調定額、収入額、収入率の推移は以下のとおりである。

(単位: 百万円)

	24年度			25年度			26年度			27年度			28年度		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
現年課税分	835	835	100.0	907	905	99.8	888	887	99.9	922	922	100.0	985	976	99.1
滞納繰越分	5	1	26.9	4	1	32.5	4	3	69.2	2	2	100.0	0	0	—
計	840	837	99.6	911	907	99.6	892	890	99.7	924	925	100.0	985	976	99.1

また、現年課税分の調定額の内訳別推移表は以下のとおりである。

(単位: 百万円)

	25 年度		26 年度		27 年度		28 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
資産割	324	686	335	684	341	697	347	747
従業者割	127	220	125	204	135	224	135	237
計	451	906	460	888	368	922	382	984

(出典: 29 年度市税概要)

金額ベースで、資産割が 75%、従業者割が 25%前後で推移しており、事業所税に占める割合は資産割が大半を占めている。

また上記 2 表によると、28 年度において資産割の調定額及び収入額が約 50 百万円増加している。これは、28 年度において未申告者の捕捉調査を実施し、未申告書者と疑われる相手方に対し、電話・文書による問い合わせ・催告を行った結果、申告・納付につながったものである。このほか、新設事業所の増加、吸収合併に伴う事業所床面積の増加等も増加理由である。

なお、人口規模が那覇市と同程度の他の中核市の事業所税の収入額は、以下のとおりである。

(単位:百万円)

	人口(千人) (28年4月1日現在)	25年度	26年度	27年度
那覇市	323	907	890	925
秋田市	315	1,386	1,499	1,498
郡山市	326	1,815	1,887	1,892
高知市	334	1,034	1,055	1,068
全中核市平均	394	不明	2,063	1,828

(出典:那覇市からの入手資料)

他の中核市と比べ、事業所税の収入額が小さい。全中核市平均の約半分程度であり、27年度に事業所税の収入があった中核市41市のうち、那覇市の収入額は40位であった。担当者は、那覇市は面積が小さいため人口は集中しているものの大規模面積の建物が少ないことが原因と分析しているようである。また、未申告者の捕捉が十分に実施出来ていないことも税収が小さい原因ではないかとのことであった。この点については、(4)監査結果の「未申告者の捕捉について」を参照されたい。

(4) 監査結果

事務マニュアル等の整備【意見】

事業所税担当者向けに「事業所税業務手順書」(平成 28 年 3 月版)を作成しており、これに基づき事務処理されている。内容も具体的かつ詳細に記載されており、職員の業務引継ぎも適切に行えるような内容になっている。

但し、業務の流れをヒアリングした際、業務手順書と実際の事務処理が異なっている箇所が散見された。担当者もこのことは認識しているものの時間もないことからマニュアルの更新はしていない。今年度中に見直し予定とのことであるが、事務処理が変更された場合、随時更新されたい【意見】。

内部牽制体制及び文書保管体制【意見】

那覇市事務決裁規程第 5 条、第 7 条、別表第 2 によると、更正決定に関しては課長決裁、減免に関しては副参事決裁となっており、決裁文書は課長、副参事に回付され、決裁を受けることになっている。

サンプルベースで事業所税減免決定決議書を閲覧したところ副参事による承認印が漏れなく押印され保管されており、特段指摘事項はない。但し、決裁文書は申告書と一緒に綴られているため、承認手続きの網羅性検証するためには申告書綴りを閲覧しなければならない。今般地方自治法が改正され、内部統制の整備は首長が行うことが明記された。那覇市は中核市のため、すぐに義務化されることはないが、内部統制の整備・運用状況を後日第 3 者がチェックできるよう、書類の保管体制を見直されたい【意見】。

具体的には、決裁文書の原紙は決裁文書綴りに保管し、申告書綴りにはコピーを添付する方法が考えられる。

上記以外の事務については、上席による決裁はなく担当者による判断のみで事務が進められている。

事業所税は 1 名の職員で事務処理しており、担当者の事務処理をチェックする体制が十分とはいえない。事務処理を誤った場合、誤りに気付かないままとなってしまう可能性があり、必要最小限の牽制体制は整備・運用されたい【意見】。

なお 28 年度からは、課長決裁をうけたのち未申告者・期限後申告者宛てに文書を発送している。

申告書の受付【意見】

未申告の管理は、リストナビ(アクロシティーと連動したシステム)から出力される「事業所税催告書発送一覧」で行っている。具体的には、申告期限(毎月末)の翌月はじめに当該一覧を出力し、未申告者に電話督促する(電話がつながらない先には文書で督促する)。さらに 2 か月後にも再度「事業所税未申告発送一覧」を出力し、文書にて督促をかけ、それでも提出しない先には個別訪問する。

但し当該リストは決算月ごとに出力されるため一覧性に乏しいこと、また申告があったかどうかの顛末をリストに記載していないため、担当者以外がリストを見ても未申告者が特定できない。

未申告者を一元管理し、顛末までフォローできる資料を作成されたい。また、申告状況を定期的に上司に報告し、適切な指示を受けるなど対策を講じられたい【意見】。

申告書の正確な入力

受付した申告書に記載された基礎情報(床面積、給与総額等)をアクロシティーに入力すると、システム内で税額が自動計算される。担当者は、申告書に記載の税額との一致を確認し入力が正確に行われたことをチェックしている。また、別途エクセルで作成している「H28 年度申告書入力チェック表」の納税者別税額一覧の合計額とシステムから出力される「事業所税調定表 ○月分」の合計額の一致を確認しており、入力の正確性はダブルチェックされている。

なお、不一致となった場合は、個々の納税義務者の情報を突き合わせており、一致するまで調定手続はしないことにしている。

監査人が 28 年度の毎月のエクセルデータと調定表の金額が一致しているか確認したが、両者は一致していた。

以上より、申告書の内容は正確にシステムに反映しており、特段指摘事項はない。

申告内容の検証【意見】

申告書をもとにシステムに入力する際、申告書に記載された項目については、特段他の資料等との照合作業はしていない。但し床面積については、申告初年度において、登記簿情報との一致を確認したうえで登録している。

事業所税は申告納税方式を採用しており、この制度が適正に機能するためには、納税者が適正な申告をすることが前提となる。そのため、申告内容の確認作業が必要となる。事業所税の場合、資産割の算定基礎として床面積、非課税面積、控除面積、減免面積、従業者割の算定基礎として人数、給与総額をもとに計算される。

税務調査の際は、より詳細な調査が実施されるであろうが、毎年 of 申告時においても床面積以外の項目についても、何らかの確認作業を実施されたい【意見】。

提出された申告書の全項目を検証することは費用対効果の観点からも推奨しないが、前年と比較し記載項目が大きく変動している箇所については問い合わせや現地調査を実施する、給与総額については、給与台帳、従業員名簿と照合するなどの手続は可能と考えられる。

免税点以下申告書の有効活用【意見】

年間約 80 件程度の申告書を受け付けているが、申告内容について調査等は実施していない。

床面積や従業者数を免税点ぎりぎりですべて毎年申告してくる先については、より詳細な調査をすることで免税点を超える事業所の発見につながる可能性もあり、免税点以下申告書を有効活用されたい【意見】。

例えば、毎年一定の事業所数を決めて給与台帳や従業員名簿などの資料を入手し確認する手続が考えられる

なお、今回の監査において免税点ぎりぎりの申告書を数件サンプリングし、申告内容の正確性を検証したが、免税点を超えるものはなかった。

貸付申告書の有効活用【意見】

貸付申告書は、受付後借主の情報と照合し、借主が適切に申告書等を提出しているか確認する資料として利用している。但し、アクロシティへの入力を行っておらず、データベース化していないため、未申告者の捕捉には十分利用できているとは言えない状況である。

アクロシティへの登録は事務処理の煩雑化やシステムの不具合等により行っていないようである。平成 31 年度にシステムの入替えを予定しており、貸付申告書情報を有効活用できるようシステムの見直しを検討されたい【意見】。

減免申請書の検査【指摘】

市税条例 133 条第 2 項によると、「減免を受けようとする者は、・・・減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し・・・」と定められている。減免申請書に添付すべき書類は、減免申請の都度提出を求められる書類であるが、那覇市では申請初年度のみ提出を求めている。減免の要件を満たすかどうかを確認する書類であり、申告の都度提出を求めるべきである。

未申告者の捕捉【意見】

第 2 章「2. 市税決算額等の推移」にもあるとおり、事業所税の市税全体に占める割合は大きくないものの、免税点制度があることから、納税義務が生じると、納税義務者 1 者あたりの納税額は下記のとおり高額となる。

資産割： $1,001 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 600,600 \text{ 円}$

従業者割： $4,000,000 \text{ 円} \times 101 \text{ 人} \times 0.25\% = 1,010,000 \text{ 円}$ (1 人あたり従業者給与平均額を 4,000,000 円と仮定した場合)

この点に関し、28 年度は、「3. 決算額等の推移」に記載のとおり、リストナビから出力される「事業所税催告書発送一覧」、「事業所税未申告発送一覧」をもとに、未申告書者と疑われる相手方に対し、電話・文書による問い合わせ・催告を行った結果、前年に比べ事業所税の調定額が増加した。

調査の結果、判明した未申告者の状況は以下のとおりであり、約 3,300 万円の税込確保に貢献しており、評価したい。

(単位:万円)

事業所	調査方法等	未申告年数	調定額
A	リストをもとに文書・電話にて催告	5 年分	607
B	同上	5 年分	497
C	同上	4 年分	586
D	同上	3 年分	1,544
E	同上	3 年分	178

また未申告者を捕捉するため、29 年度において、資産税課の家屋データから 800 ㎡以上のすべての貸しビル等をリストアップし、借主の調査を開始した。ちなみに 28 年度までは、新規に建設された 1,000 ㎡を超える貸しビル等をリストアップし、借主の調査を行っていたため、過去に申告漏れとなった貸しビル等は捕捉できないという問題があったが、今回はすべての貸しビル等を対象としており、より網羅的な捕捉が期待できる。

調査の結果、住居以外の家屋面積 800 ㎡以上で事業所税の申告がない物件が約 1,000 件リストアップされた。そのリストから手始めに 13 事業所宛てに文書を発送し申告・納付義務の有無についての調査を開始した(29 年 8 月実施)。

30 年 1 月末時点における調査結果は以下のとおりである。

結果	件数	備考
貸付申告書受理済み	6 件	申告義務のある借主いるか今後調査予定
申告納付済み	4 件	納付額 20,840 千円
非課税面積あるため申告不要	1 件	
免税点以下申告書受理済み	1 件	
現在空き店舗のため、貸付申告書不要	1 件	
引き続き調査中	1 件	
計	14 件	重複回答あるため 13 件とは一致しない

13 件の調査結果から、ほとんどのケースで貸付申告書、納付申告書、免税点以下申告書の提出が漏れていることが判明した。今後も調査を継続し、未申告者の捕捉、税込確保に努められたい【意見】。

但し、この調査だと複数の事務所・店舗を賃借し、合計床面積が 800 m²以上となる事業者を捕捉できない。今回収集した情報をデータベース化する場合には、借主でソートをかけられるような仕組みを構築されたい【意見】。

このほかにも、未申告者を捕捉するのに有用と考えられる情報として以下の情報がある。

- ・建築指導課からの建築確認申請、法務局の登記情報
- ・保健所の飲食店営業許可情報

貸付申告書の周知【意見】

貸付申告書は、借主の申告の有無を確認する資料として有用であるものの、提出状況は芳しくない。現在は、那覇市 HP で周知している程度で十分に事業者には周知されているとはいえない状況である。

建築確認申請の際に、貸付申告書の提出義務者に該当すると見込まれる事業者に対しリーフレット等を配布するなど対策を講じられたい【意見】。

適正な職員配置【意見】

「未申告者の捕捉」に記載したとおり、約 33 百万円の調定額増加につながった調査や、未申告者の捕捉に効果のあった調査などは税収アップに貢献している。しかし、事業所税の専任職員は 1 名であり、今後も 1 名でフォローするには相当な時間と労力を要することになる。税収アップは那覇市の健全な税収確保の観点からも重要な施策である。また、「3. 決算額等の推移」で記載したとおり、那覇市の事業所税の調定額は人口規模が同程度の他の中核市に比べ小さくなっている。その要因として、職員不足により未申告者の捕捉が十分に行えなかった可能性がある。

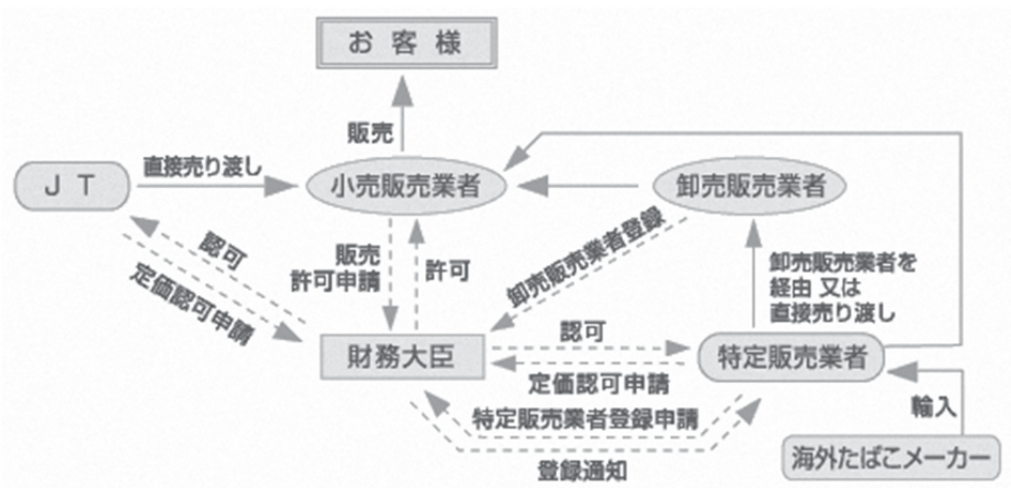
以上より、事業所税の担当職員を増員したとしても人件費を上回る税収確保が見込まれ、全体としては財政健全化に寄与すると考えられることから、職員の適正配置について見直しを検討されたい【意見】。

6. 市たばこ税

(1) 市たばこ税の概要

市たばこ税は、製造たばこの製造者（日本たばこ産業(株)(JT)）、特定販売業者（輸入業者）または卸売販売業者（これらを総称して「卸売販売業者等」という。）が、那覇市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税金である。

商品としてのたばこの流れは下図のとおりである。



※ 実線は商品の流れ、破線は申請・許認可等の流れを示しています。

(出典：日本たばこ産業(株)(JT) Web サイト)

< 納税義務者 >

納税義務者は卸売販売業者等である。しかし、たばこの小売価格には、すでに税金分が含まれているので、実際に税金を負担しているのは消費者になる。

< 税額の算出方法 >

税額 = 売り渡し本数 × 税率(5,262 円／1,000 本)

区分	税率 (1,000 本につき)
製造たばこ (旧3 級品以外)	5,262円
旧 3 級品の製造たばこ	3,355円

[2017年4月1日現在]

※旧 3 級品
うるま・バイオレット・わかば・
エコー・しんせい・ゴールド
ンバットの6銘柄である。

※沖縄県における特別措置(国産たばこのみ適用)

製造たばこの製造者（日本たばこ産業(株)）が毎月市町村に申告納付すべき税額は、沖縄の区域内において売り渡した製造たばこにかかる市町村たばこ税額を、直近の国勢調査による各市町村の成年者数であん分して得た額となる。

当該あん分計算は、申告義務者である日本たばこ産業(株)が行う。具体的には、国勢調査

を受けて変更となったあん分率について、事前に日本たばこ産業㈱から沖縄県企画部市町村課あてに照会を行う。県は、同社によるあん分率の算定方法ならびに結果を検算し、適正である旨を同社に回答する。その後、県から各市町村宛てにあん分率の変更について通知する。

なお、当該特別措置に係る関係法令は以下のとおりである。

「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」第 155 条第 8 項

「沖縄の復帰に伴う地方税法等の適用の特別措置等に関する省令」第 7 条

たばこは、国と県もたばこ税を課している。国のたばこ税は、たばこの製造場から製造たばこが出荷された時に、また、地方たばこ税（県及び市町村たばこ税）は、卸売販売業者等が小売販売業者に製造たばこを売り渡した時に課される。

1 箱（20 本）に占めるたばこ税の額は以下のとおりである（定価に関係なし）。

	1本あたりの税額	本数	合計
市たばこ税	5.262円	20本	105.24円
県たばこ税	0.860円	20本	17.20円
国たばこ税 (たばこ特別税を含む)	6.122円	20本	122.44円
合計	-	-	244.88円

[2017年4月1日現在]

＜申告と納税の方法＞

卸売販売業者等が、毎月末日までに、前月の売り渡し本数や税額等を記載した申告書を提出し、その申告に係る税金を納める。

(2) 事務の概要

市たばこ税の担当は企画財務部市民税課 法人・諸税グループ（以下 G という。）である。

市たばこ税の申告に係る主な事務の概要は以下のとおりである。

- (ア) 毎月月末までに、卸売販売業者等より、前月分の売渡本数や税額等を記載した申告書が提出される。
- (イ) 法人・諸税 G 担当者は、申告書の内容をチェック後、「市たばこ税調定本数等調べ」(Excel)に売渡本数や調定額等を入力し、基幹系システムに収納調定異動入力を行う。
- (ウ) 法人・諸税 G 担当者は、毎月 10 日までに、一月分の「調定決定調書兼通知書」を作成し、会計管理者出納室に提出する。
- (エ) 法人・諸税 G 担当者は、3 月末に、本年度申告のあった卸売販売業者等に対し、次年度 1 年分の申告書様式と納付書を送付する。（平成 28 年度に申告した卸売販売業者等の業者数は課税免除を含め 14 社である。）

(3) 決算額等の推移

市たばこ税の過去 5 年間の調定額、収入額、収入率の推移は以下のとおりである。

	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
市たばこ税	2,854	2,854	100.0	3,266	3,266	100.0	3,211	3,211	100.0	3,692	3,692	100.0	4,679	4,679	100.0
現年課税分	2,854	2,854	100.0	3,266	3,266	100.0	3,211	3,211	100.0	3,692	3,692	100.0	4,679	4,679	100.0
滞納繰越分	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-

(単位:金額;百万円、収入率;%)

平成 28 年度の主な増加要因は、平成 27 年 12 月に、近隣市から大手の小売販売業者が那覇市へ移転したことに伴い、その小売販売業者にたばこを卸している卸売販売業者からの申告納付額が大幅に伸びたためである。

(4) 監査結果

(ア) 監査手続

- i) 事務の概要について担当者へのヒアリング及び事務に使用する資料を確認した。
- ii) 卸売販売業者等から提出された「市たばこ税申告書」の課税標準・納税額計算の正確性について監査人が再計算により検証した。
- iii) 「調定決定調書兼通知書」の 1 年分をまとめた「平成 28 年度市たばこ税現年度分調定額調べ」について、「平成 29 年度市税概要」の平成 28 年度現年課税分決算額(調定額)との整合性を確認した。また、卸売販売業者等から提出された「市たばこ税申告書」が適切に積算されていることを確認した。

(イ) 監査結果

市たばこ税申告書の課税標準の検証について【意見】

法人・諸税 G 担当者は、申告書の課税標準(たばこの売渡本数等)の正確性について検証していない。

そのため、申告書の記載内容が虚偽又は誤ったものであれば放置されることとなり、調定額の網羅性及び正確性に疑義が生じ、課税の公平性の観点からも問題である。

課税標準(たばこの売渡本数等)について何らかの検証作業を実施されたい【意見】。

具体的には、申告した卸売販売業者等の中からランダムでサンプル抽出し、当該業者から、たばこの売渡本数の裏付けとなる決算資料等を徴求し、当該業者の仕入及び売上の明細情報と、申告書記載本数との整合性を確認するなどの作業が考えられる。

このような検証作業は、虚偽の申告に対する牽制といった副次的効果も期待できよう。なお、各市町村の賦課情報は沖縄県に集約される。県は県税分と各市町村の賦課情報が整合していることを確認している。そのため、県と協力して検証作業を行うことが効率的であると考えら

れる。例えば、県と市がそれぞれ別の卸売販売業者等の申告内容を検証し、その結果を共有することで双方の検証範囲を効率的に広げることができるといったことを想定している。

7. 収納事務

(1) 定義等

収納とは、徴収行為、すなわち調定及び納入の通知のあった収入金を受け入れる行為をいう。

収納機関とは、徴収機関が調定し、納入の通知をした歳入を現実に領収する機関をいう。

実際には、公金の収納又は支払の事務は、能率性と確実性を確保する見地から、市町村の場合、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる(地方自治法 235 条 2 項)。

那覇市においては、次の金融機関が指定されている。

- ・琉球銀行
- ・沖縄銀行
- ・沖縄海邦銀行
- ・コザ信用金庫
- ・沖縄県労働金庫
- ・沖縄県農業協同組合
- ・商工組合中央金庫
- ・みずほ銀行
- ・鹿児島銀行
- ・ゆうちょ銀行・郵便局

(2) 収納率の変遷と概要

那覇市における平成 20 年度から平成 28 年度までの収納率(※)の推移は、下表のとおりである。

※ 収納率＝当該年度収納額／当該年度調定額とする。

(単位:千円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
調 定 額	現年度	39,926,030	39,223,961	40,306,935	40,840,204	41,072,756	42,738,465	44,008,185	45,222,566	47,053,007
	滞納繰越	3,302,888	3,442,547	3,374,500	3,078,798	2,742,823	2,229,392	1,718,586	1,324,973	1,084,099
	合計	43,228,919	42,666,509	43,681,435	43,919,002	43,815,579	44,967,858	45,726,772	46,547,540	48,137,106
収 納 率	現年度	97.1%	97.3%	97.8%	98.1%	98.4%	98.7%	99.1%	99.2%	99.3%
	滞納繰越	25.4%	28.1%	27.0%	29.2%	33.3%	36.8%	37.9%	38.6%	37.5%
	全体	91.7%	91.7%	92.3%	93.2%	94.3%	95.6%	96.8%	97.4%	97.9%
	滞納繰越率= 滞納繰越/合計調定	7.64%	8.07%	7.73%	7.01%	6.26%	4.96%	3.76%	2.85%	2.25%

(出典:那覇市からの入手資料)

これを他の中核市と比較すると(平成 26 年度から平成 28 年度まで)、下表のとおりである。

(単位:%)

	人口(千人) (平成 28 年 4 月 1 日現在)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
那覇市	323	96.8	97.4	97.9
秋田市	315	93.3	93.9	94.5
郡山市	326	93.9	94.4	94.8
高知市	334	95.2	96.0	96.5
全中核市平均	394	95.1	95.8	96.4

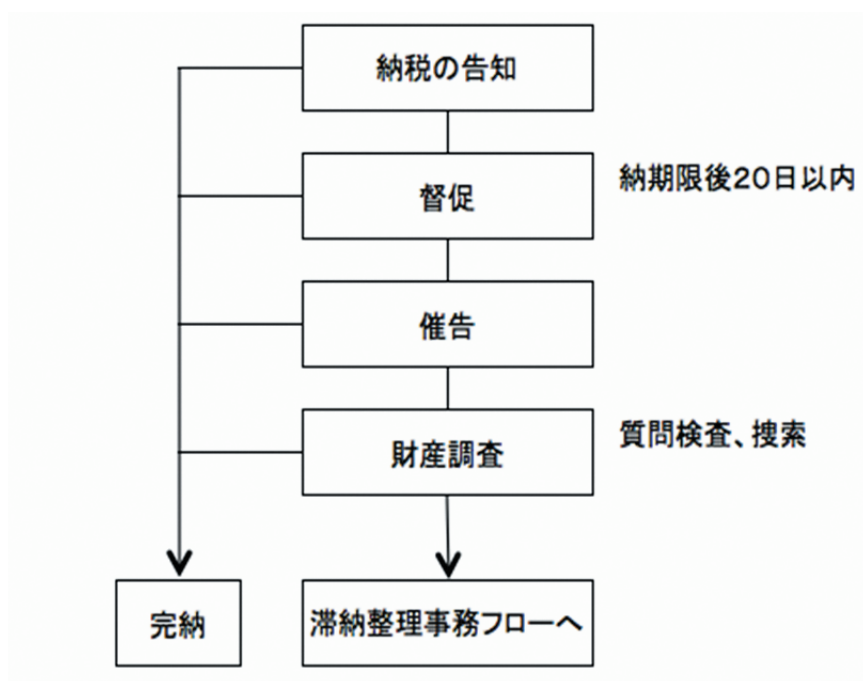
(出典:那覇市からの入手資料)

これによれば、那覇市は、他の中核市と比較しても高い収納率を維持しているものといえる(この収納率については、後記の「(4) 監査の結果」の項で詳述する。)。

(3) 収納事務の流れ

ア 各手続と法の規定(一般論)

市税の収納手続のフローは、次のとおりである。



上記の各プロセスの内容は、次のとおりである。

① 納税(納付又は納入)の告知

地方税法 13 条 1 項

地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金(滞納処分費を除く。)を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。この場合においては、当該文書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとする。

・納税の告知は、徴収決定した税額の通知(租税債権の確定の通知)と、その税額の履行の請求(具体的な納期限の決定)という2つの性質を併せ持っている。

納税通知書には、「納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法」を記載することとされている(地方税法1条1項6号)。仮に、納税通知書に記載すべき事項を記載せず、又は誤って記載して納税の告知をした場合は、その賦

課処分は無効又は取り消すべきものと解されている。

また、個人の市町村民税を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において納税者に交付する納税通知書は、遅くとも、納期限前 10 日までに納税者に交付しなければならないこととされている(地方税法 319 条の 2 第 1 項及び第 3 項)。

・納税の告知の効力(時効中断効を含む。地方税法 18 条の 2 第 1 項)は、納税の告知の文書(納税通知書)が納税者に送達されたときに生ずると解されている。

・納期限とは、地方税を納付する期間(納期)の末日を意味する。延滞金の計算の起算日は納期限の翌日とされている。

法定納期限とは、地方税法又はこれに基づく条例の規定により地方税を納付し、又は納入すべき期限(修正申告、期限後申告、更正若しくは決定、繰上徴収又は徴収の猶予に係る期限その他政令で定める期限を除く。)をいい、地方税で納期を分けているものの第二期以降の分については、その第一期分の納期限をいい、督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費については、その徴収の基となった地方税の当該期限をいう(地方税法 11 条の 4 第 1 項)。

随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなった日を法定納期限とすることとされている(同法 17 条の 5 第 1 項)。那覇市における各税の納期(2017 年度(平成 29 年度))は、下表のとおりである。

市税の種類		納期限
個人市民税	普通徴収	第 1 期 6 月 30 日 第 2 期 8 月 31 日 第 3 期 10 月 31 日 第 4 期 平成 30 年 1 月 31 日
	特別徴収	翌月 10 日
法人市民税	確定申告	会社の事業年度終了後 2 か月以内
	中間申告又は予定申告	会社の事業年度開始後 6 か月を経過した日から 2 か月以内
固定資産税		第 1 期 5 月 1 日 第 2 期 7 月 31 日 第 3 期 12 月 25 日 第 4 期 平成 30 年 2 月 28 日
軽自動車税		5 月 31 日
市たばこ税		翌月末日

特別土地保有税	保有分	平成 15 年度分以降、当分の間課税しません。
	取得分	平成 15 年 1 月 1 日以降に取得された土地に対しては当分の間課税しません。
入湯税		翌月 15 日
事業所税	個人	翌年の 3 月 15 日
	法人	事業年度終了後 2 か月以内

(出典:那覇市ホームページ)

② 督促

督促とは、納税者等が納期限までに徴収金を完納しない場合に、期限を指定してその納付を求める行為をいう。督促を行うことが滞納処分的前提要件とされており、督促後に滞納処分手続に入ることができる(前記フロー図参照)。

地方税法 329 条

- 1 納税者(特別徴収の方法によって市町村民税を徴収される納税者を除く。(中略))又は特別徴収義務者が納期限(第三百二十一条の十一又は第三百二十八条の九の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額又は不足金額の納期限をいい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下市町村民税について同様とする。)までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。
- 2 第十五条の四第一項の規定によって徴収猶予をした市町村民税に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。

このように、督促は、所定の書面(督促状)によって行わなければならない、口頭での督促は無効である。督促状の送付がなければ、納期限を経過していても滞納処分はできず、督促が、滞納処分的前提となる。

- ・督促の効力は、督促状が納税者等に送達されたとき(到達時)に生じる。

督促が差押えの前提となる場合には、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは、差押えしなければならない(地方税法 331 条1項)。

- ・那覇市における近年の督促状、催告書等の発送件数は、次のとおりである。

	督促状	催告書(軽自)	催告書	最終催告書	差押予告書
平成 24 年度	121,929	5,730	9,269	3,256	6,436
平成 25 年度	118,442	11,888	10,471	5,092	5,197
平成 26 年度	120,115	8,989	11,487	5,557	5,255
平成 27 年度	114,621	5,661	12,980	5,892	6,805
平成 28 年度	116,394	9,741	12,897	6,632	8,483

③ 催告

催告とは、督促状を送付してもなお納付をしない納税者等に対して納付を促す行為であり、地方税法上には規定はない。催告には、文書による催告、電話催告及び臨戸催告の口頭による催告、差押実施に係る催告、差押後の催告等がある。催告文書には、催告書、最終催告書、差押予告通知書等がある。

催告だけでは、時効中断効は生じず、民法 153 条による催告の効力が生じるのみであるから、催告から 6 か月以内に差押え等の法的手段をとらなければならない。

那覇市においては、平成 20 年 9 月 1 日から、電話で納税の呼びかけを行う「那覇市納税催告センター」を開設している。上記センターでは、専門のオペレーターが、督促状を送付してもなお納付をしない納税者に対し、電話による納税の勧奨を行っている。対象となる税目は、個人市県民税(普通徴収分)、固定資産税、及び軽自動車税である。

那覇市における近年の催告書の発送件数は、前記の表のとおりである。

④ 財産調査(所在調査を含む。)

財産調査とは、督促状を送付し、催告をしても納税がなされない場合に、滞納者の差押えすべき財産について調査する手続である。給与調査、預貯金調査、不動産調査、生命保険調査、動産調査等を行う。また、滞納者が所在不明である場合は、住民票調査、戸籍調査、戸籍の附票の調査、現地調査等を行う。滞納者が死亡している場合は、相続人の調査を行う。

さらに、税務署において確定申告書及び決算書等を閲覧することにより、滞納者の給与、預貯金、売掛金、保険、貸付金、賃貸料、有価証券、自動車、不動産等の財産が判明することがある。

国税徴収法 141 条(地方税法においても準用される。)

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第百四十六条の二及び第百八十八条第二号において同じ。)を検査することができる。

一 滞納者

二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

四 滞納者が株主又は出資者である法人

地方税法 20 条の 11

徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

財産調査によって滞納者の状況を知ること、次のステップである滞納整理を効果的に進めることができる。

イ 収納の方法

収納は、原則として、納付書による金融機関、コンビニエンスストア及び市の窓口での納付、金融機関の口座振替により行われる。

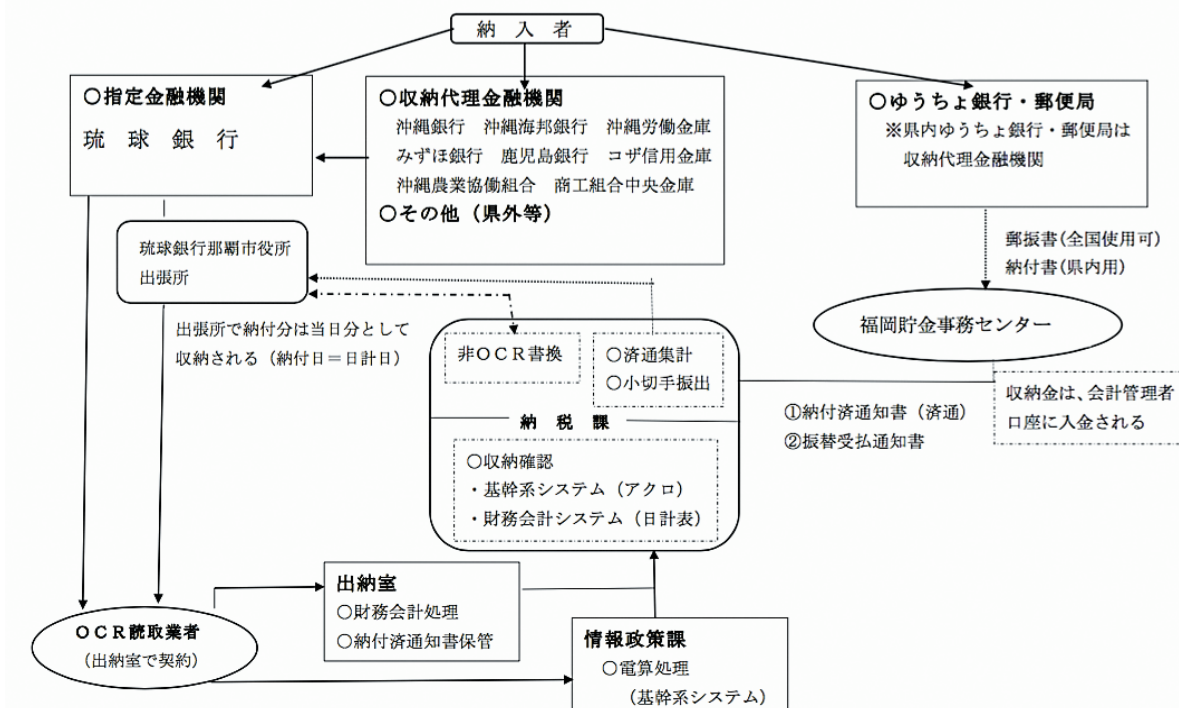
なお、那覇市においては、現在、訪問徴収は行われていない。

那覇市においては、平成 21 年 4 月、軽自動車税からコンビニ納付書を導入し、平成 24 年 4 月から、固定資産税及び個人市県民税(普通徴収分)など全庁的に拡大、さらに平成 26 年には、再発行用納付書及び督促状兼納付書をコンビニ納付に対応させた。現在、税部門においては、固定資産税、軽自動車税、個人市県民税(普通徴収分)について、コンビニ納付を導入している。また、固定資産税、軽自動車税、個人市県民税(普通徴収分)については、金融機関(琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県農業協同組合、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、みずほ銀行(那覇支店口座のみ)、ゆうちょ銀行(郵便局))での口座振替も可能である。

那覇市における各方法のフローは、次のとおりである。

(ア)指定金融機関での納付

収入金の流れ



個人や法人からの地方税の収納事務は、地方公共団体の委託に基づき金融機関も行うことができるが、「指定金融機関」又は「収納代理金融機関」に指定されている金融機関だけが、当該地方公共団体の地方税の収納事務の取扱いができる。

この場合、収納の具体的流れは、次のとおりとなる（上記フロー参照）。

- ① 地方公共団体から納税者へ納税通知書と納付書が届く。
- ② 納税者は、金融機関窓口で納付書を持参し納税手続を行う。
- ③ 収納代理金融機関に納付された場合は、納税者からの納付金を指定金融機関へ振り替える。
- ④ 指定金融機関は、納付金を地方公共団体の口座へ入金する。

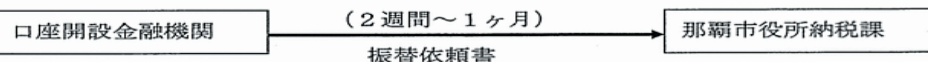
(イ)口座振替

口座振替業務について（流れ）

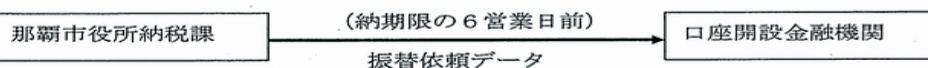
申込手続に必要なもの

- ・ 納税通知書番号の記載のあるもの
（納税通知書、領収書、督促状等）
- ・ 振替口座の通帳とその登録印鑑

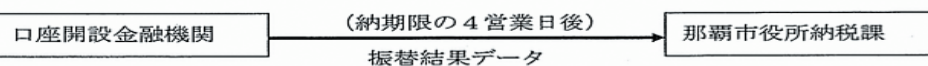
②金融機関での登録印等照合&合否通知



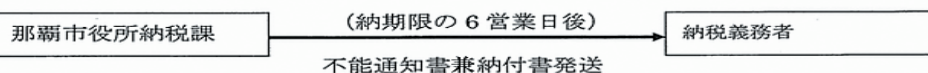
③納税課での入力作業&振替データ作成



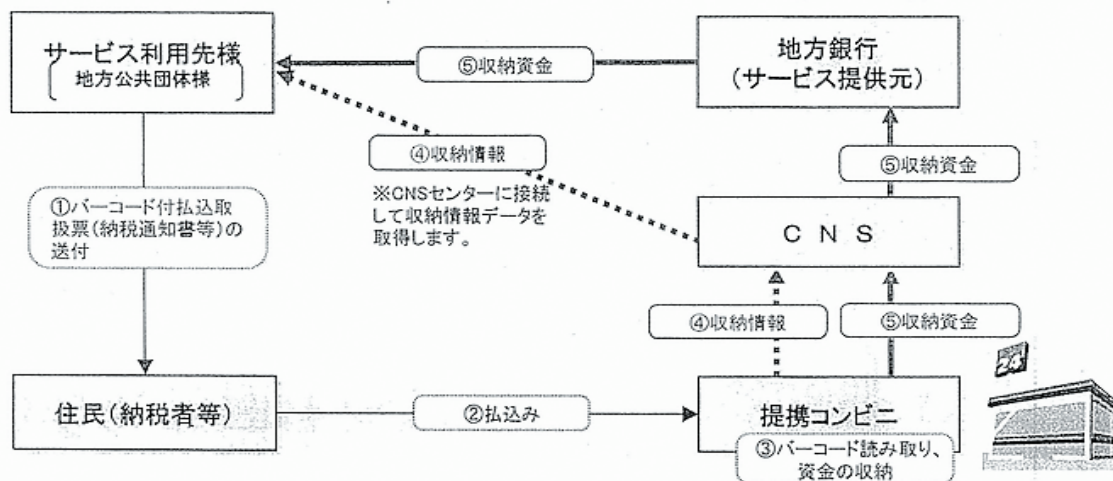
④振替&振替結果データの送付



⑤振替不能者への不能通知作成



(ウ)コンビニでの納付



那覇市における平成25年度から平成28年度までの税目ごとの銀行納付、口座振替、コンビニ納付の利用率は、下表のとおりである。

H25

科目名	納付区分名	収納件数	収納額	納付別割合
普徴市 県民税	銀行	97,954	3,822,563,261	68.0%
	口座振替	20,980	1,541,585,000	14.6%
	コンビニ納付	25,109	530,792,488	17.4%
	普徴小計	144,043	5,894,940,749	100.0%
固定資 産税	銀行	184,099	13,367,203,985	57.2%
	口座振替	104,880	5,772,784,437	32.6%
	コンビニ納付	32,981	759,565,188	10.2%
	固定小計	321,960	19,899,553,610	100.0%
軽自動 車税	銀行	48,817	220,401,515	42.0%
	口座振替	1,534	6,301,800	1.3%
	コンビニ納付	65,995	292,081,726	56.7%
	軽自小計	116,346	518,785,041	100.0%
小計	銀行	330,870	17,410,168,761	56.8%
	口座振替	127,394	7,320,671,237	21.9%
	コンビニ納付	124,085	1,582,439,402	21.3%
	合計	582,349	26,313,279,400	100.0%

H27

科目名	納付区分名	収納件数	収納額	納付別割合
普徴市 県民税	銀行	72,733	3,539,364,536	49.2%
	口座振替	21,785	1,699,102,800	14.7%
	コンビニ納付	53,178	1,082,325,822	36.0%
	普徴小計	147,696	6,320,793,158	100.0%
固定資 産税	銀行	158,054	12,738,920,938	48.5%
	口座振替	109,487	6,316,858,784	33.6%
	コンビニ納付	58,129	1,379,872,559	17.8%
	固定小計	325,670	20,435,652,281	100.0%
軽自動 車税	銀行	46,416	216,685,563	38.1%
	口座振替	1,383	5,918,800	1.1%
	コンビニ納付	73,874	336,023,391	60.7%
	軽自小計	121,673	558,627,754	100.0%
小計	銀行	277,203	16,494,971,037	46.6%
	口座振替	132,655	8,021,880,384	22.3%
	コンビニ納付	185,181	2,798,221,772	31.1%
	合計	595,039	27,315,073,193	100.0%

H26

科目名	納付区分名	収納件数	収納額	納付別割合
普徴市 県民税	銀行	77,570	3,628,995,596	54.2%
	口座振替	21,237	1,691,426,900	14.8%
	コンビニ納付	44,325	922,620,661	31.0%
	普徴小計	143,132	6,243,043,157	100.0%
固定資 産税	銀行	171,744	13,162,150,784	52.8%
	口座振替	107,141	6,050,743,172	33.0%
	コンビニ納付	46,170	1,078,410,925	14.2%
	固定小計	325,055	20,291,304,881	100.0%
軽自動 車税	銀行	46,646	214,729,379	38.7%
	口座振替	1,444	5,910,100	1.2%
	コンビニ納付	72,293	324,016,817	60.1%
	軽自小計	120,383	544,656,296	100.0%
小計	銀行	295,960	17,005,875,759	50.3%
	口座振替	129,822	7,748,080,172	22.0%
	コンビニ納付	162,788	2,325,048,403	27.7%
	合計	588,570	27,079,004,334	100.0%

H28

科目名	納付区分名	収納件数	収納額	納付別割合
普徴市 県民税	銀行	65,716	3,513,533,903	46.1%
	口座振替	21,157	1,734,147,300	14.8%
	コンビニ納付	55,646	1,154,032,883	39.0%
	普徴小計	142,519	6,401,714,086	100.0%
固定資 産税	銀行	154,606	12,826,614,458	46.9%
	口座振替	112,143	6,460,248,989	34.0%
	コンビニ納付	62,923	1,498,371,631	19.1%
	固定小計	329,672	20,785,235,078	100.0%
軽自動 車税	銀行	44,737	243,556,195	35.6%
	口座振替	1,270	6,896,400	1.0%
	コンビニ納付	79,823	433,188,743	63.4%
	軽自小計	125,830	683,641,338	100.0%
小計	銀行	265,059	16,583,704,556	44.3%
	口座振替	134,570	8,201,292,689	22.5%
	コンビニ納付	198,392	3,085,593,257	33.2%
	合計	598,021	27,870,590,502	100.0%

参考として、ウェブサイト上情報が公開されている他の市における口座振替の利用率は、下表のとおりである(データは各市のウェブサイト上の記載による。)

(単位:%)

	税目	区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
浦添市	個人市民税 (普通徴収)	人員	10.36	10.58	10.65	10.94	11.80	-
		調定額	-	-	-	-	-	-
	固定資産税	人員	23.91	24.93	25.88	27.46	28.21	-
		調定額	-	-	-	-	-	-
	軽自動車税	人員	0.59	0.55	0.50	0.47	0.43	-
		調定額	-	-	-	-	-	-
	合 計	人員	8.78	8.99	9.22	9.48	9.78	-
		調定額	-	-	-	-	-	-
大津市	市県民税 (普通徴収)	人員	-	-	-	-	15.18	-
		調定額	-	-	-	-	-	-
	固定資産税 都市計画税	人員	-	-	-	-	31.63	-
		調定額	-	-	-	-	-	-
	軽自動車税	人員	-	-	-	-	9.37	-
		調定額	-	-	-	-	-	-
	合 計	人員	-	-	-	-	20.72	-
		調定額	-	-	-	-	-	-
北見市	市道民税 (普通徴収)	人員	-	-	-	28.8	29.0	-
		調定額	-	-	-	45.1	46.7	-
	固定資産税 都市計画税	人員	-	-	-	44.1	44.3	-
		調定額	-	-	-	38.4	39.5	-
	軽自動車税	人員	-	-	-	22.8	22.8	-
		調定額	-	-	-	14.8	15.0	-
	合 計	人員	-	-	-	36.9	37.0	-
		調定額	-	-	-	40.0	40.8	-
熊本市	個人市民税 (普通徴収)	人員	25.98	27.59	27.60	-	-	-
		調定額	-	-	-	-	-	-
	固定資産税 都市計画税	人員	49.87	49.82	49.42	-	-	-
		調定額	-	-	-	-	-	-
	軽自動車税	人員	9.36	9.05	8.71	-	-	-
		調定額	-	-	-	-	-	-

	合 計	人員	27.81	28.29	27.86	-	-	-
		調定額	-	-	-	-	-	-
佐倉市	市民税	人員	-	18.4	16.3	16.9	16.4	-
		調定額		25.2	25.4	24.3	22.5	
	固定資産税 都市計画税	人員	-	43.4	43.7	44.0	43.9	-
		調定額		39.8	40.6	41.3	41.9	
	軽自動車税	人員	-	9.8	9.5	9.1	9.0	-
		調定額		9.6	9.2	8.9	8.8	
	合 計	人員	-	28.1	27.5	27.7	27.8	-
		調定額	-	35.8	36.4	36.8	37.2	-
多摩市	市民税・都民税 (普通徴収)	人員	24.6	24.6	24.4	24.7	25.0	-
		調定額	32.9	33.4	32.8	30.7	33.8	
	固定資産税 都市計画税	人員	47.9	48.1	47.4	47.8	47.7	-
		調定額	30.7	29.7	29.7	29.8	29.7	
	軽自動車税	人員	7.4	8.0	7.6	7.4	6.8	-
		調定額	5.4	5.8	5.6	6.2	6.1	
	合 計	人員	36.4	36.7	36.3	36.9	37.1	
		調定額	31.1	30.5	30.4	29.9	30.5	-
調布市	個人市民税・都 民税(普通徴収)	人員	-	-	-	-	-	-
		調定額	38.1	39.8	40.9	41.8	42.5	-
	固定資産税 都市計画税	人員	-	-	-	-	-	-
		調定額	44.3	44.5	44.6	45.3	46.1	-
	軽自動車税	人員	-	-	-	-	-	-
		調定額	-	-	-	-	-	-
	合 計	人員	-	-	-	-	-	-
		調定額	42.3	43.0	43.4	44.2	44.9	-
所沢市	個人市民税	人員	-	-	-	-	-	-
		調定額	-	-	-	-	-	-
	固定資産税 都市計画税	人員	-	-	-	-	-	-
		調定額	-	-	-	-	-	-
	軽自動車税	人員	-	-	-	-	-	-
		調定額	-	-	-	-	-	-
	合 計	人員	25.98	27.10	26.74	27.42	28.62	-
		調定額	-	-	-	-	-	-
西	市県民税	人員	-	-	-	94.2	94.9	95.1

尾 市	(普通徴収)	調定額	-	-	-	94.3	94.6	95.3
	固定資産税 都市計画税	人員	-	-	-	95.6	95.7	96.3
		調定額	-	-	-	96.2	96.0	96.5
	軽自動車税	人員	-	-	-	97.0	97.1	97.3
		調定額	-	-	-	96.9	96.9	96.9
	合 計	人員	-	-	-	95.9	96.0	96.4
		調定額	-	-	-	95.7	95.7	96.2
函 館 市	市道民税 (普通徴収)	人員	-	-	14.7	14.5	14.7	-
		調定額			22.9	22.0	22.1	-
	固定資産税 都市計画税	人員	-	-	34.5	34.4	34.6	-
		調定額			29.8	31.9	33.0	-
	軽自動車税	人員	-	-	4.6	4.6	4.5	-
		調定額			4.3	4.3	4.1	-
	合 計	人員			20.2	20.1	20.2	-
		調定額	-	-	27.5	28.8	29.7	-
ふ じ み 野 市	個人市民税 (普通徴収)	人員	-	24.15	24.35	24.30	24.99	25.43
		調定額	-	-	-	-	-	-
	固定資産税 都市計画税	人員	-	46.02	45.80	44.74	44.92	44.67
		調定額	-	-	-	-	-	-
	軽自動車税	人員	-	8.31	8.50	8.48	8.25	6.46
		調定額	-	-	-	-	-	-
	合 計	人員	-	30.61	30.49	30.76	30.31	30.90
		調定額	-	-	-	-	-	-
武 蔵 野 市	市民税・都民税	人員	-	-	93.4	96.9	97.0	-
		調定額	-	-	97.1	96.8	97.5	-
	固定資産税 都市計画税	人員	-	-	97.9	98.1	98.3	-
		調定額	-	-	98.2	97.9	98.4	-
	軽自動車税	人員	-	-	99.1	98.9	99.1	-
		調定額	-	-	98.8	99.6	99.1	-
	合 計	人員	-	-	96.7	97.8	97.9	-
		調定額	-	-	97.8	97.5	98.0	-

※西尾市の数値は振替済/振替依頼

ウ 那覇市における組織体制

那覇市において収納事務、滞納整理事務を担当している企画財務部納税課（以下「納税課」という。）の組織体制は、下表のとおりである。

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上	計	平均年数
納税課	8	15	11	9	1	2	46	3.0

年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	業務内容	備 考
定数	50	48	46	46	45	44	46	44	46	46	46		H25年度に公金収納対応として増員要求
課長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	法人・税制・収納の決裁権者	課長
副参事	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	推進1、推進2、滞納整理、 国保支援の決裁権者	副参事
管理G	7	8	6	6	7	7	10	7	6	5	6	歳入・歳出、収納及び課の庶務	H27～収納Gへ名称変更し、 税制Gと業務分担
税制G	-	-	-	-	-	-	-	-	4	5	4	歳入、コンビニ収納	H27～税制課を統合し税制G新設
推進1G	-	-	9	9	8	8	9	9	9	7	8	現年度滞納者対応	H21～推進1G新設
推進2G	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	7	現年度滞納者対応	H28～推進2G新設
滞納整理1G	6	6	7	7	7	6	8	9	7	9	8	滞納繰越分対応	滞納整理G
滞納整理2G	6	5	7	7	7	7	9	9	7	-	-	滞納繰越分対応	H27まで
滞納整理3G	6	6	7	7	6	6	-	-	-	-	-	滞納繰越分対応	H24まで
滞納整理4G	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現年度・滞納繰越対応	H20まで
滞納整理5G	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現年度・滞納繰越対応	H20まで
法人G	5	5	4	4	4	4	4	8	9	8	9	法人担当	H26～特別整理Gを法人Gにまとめる
特別整理G	6	4	4	4	4	4	4	-	-	-	-	高額・困難事案対応	H25までH26～法人Gと統合
国保支援G	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	国保滞納者	H27～国保支援G新設(増員)
	50	48	46	46	45	44	46	44	46	46	46		

このように、納税課においては、経験年数 10 年以上のベテラン職員を配置し、さらに経験年数 5 年の職員を各グループに最低 1 名配置している。

エ 外部委託の状況

那覇市においては、収納事務について、次のとおり民間業者への外部委託をしている。

① 非 OCR 納付書書き換え契約

委託先 株式会社琉球銀行(昭和 59 年～平成 28 年 3 月)

② 那覇市納税催告センター運営事業

委託先 (株)ベルシステム 24(平成 20 年 9 月～平成 29 年 5 月)

(株)アイティフォー(平成 29 年 6 月～平成 32 年 5 月)

③ コンビニエンスストア収納事務委託

委託先 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(平成 21 年 4 月～平成 24 年 3 月)

琉球銀行(平成 24 年 4 月～平成 33 年 3 月)

(4) 監査の結果

ア 収納率について

前記のとおり、那覇市における収納率は、年々改善傾向にあり、不納欠損額及び収入未済額も年々減少している。また、人口規模が那覇市と同程度の他の中核市の収納率と比較しても、那覇市の収納率は高いものとなっている。

もっとも、収納率とは、「当該年度収納額／当該年度調定額」であり、分母となる調定額との相関関係で算出されるものであるから、調定額の正確性・網羅性等の要素を検証することなくして、収納率の数値のみを取り上げて評価するのは早計である。

収納率が高い理由について、那覇市からのヒアリング及び関係資料の閲覧により調査したところ、概ね次のとおりであった。

(ア) 納税環境として沖縄県の経済状況が堅調に推移したこと。

(イ) 組織として、以下の改善策を講じたこと。

- ① 納税催告センターによる、未納者へ早期に自主納付を呼び掛ける納付勧奨の強化(平成 20 年 9 月より民間業者へ委託)
- ② 組織体制の見直し(現年専任班の設置)による現年課税分の徴収強化(平成 21 年度～)
- ③ 預金等の郵送差押えの実施による滞納処分の効率化(平成 23 年度～)
- ④ 県税職員の併任(常駐)による職員の資質向上と県税との協力体制の構築を図ったこと(平成 22 年度～平成 26 年度)
- ⑤ 納税者の利便性向上のためコンビニ収納の開始(平成 21 年度～)
- ⑥ 納税折衝が行き届きがない少額滞納の対策強化のため専任チームの設置(非常勤職員で対応)(平成 24 年度～)
- ⑦ 高額案件等のヒアリング実施による組織的なチェック体制の強化を図ったこと
- ⑧ 内部研修会の実施及び外部研修会への職員派遣等により職員の資質向上を図ったこと
- ⑨ 景気回復に伴い、不納欠損処理の対象者自体が年々減少していること

しかしながら、担当者からのヒアリング及び提供を受けた資料の検討を行った結果、次の点について改善の余地があるものと考えられる。

イ キャンペーン、他の収納方法について【意見】

既に実施している口座振替やコンビニ収納が収納率の向上に資することは、明らかである。

しかし、前記のとおり、那覇市は、いずれについても利用率が近年伸び悩んでおり、他の中核市に比べても利用率は高いとはいえない。特に、口座振替利用率は低調である。これらの方法について、より積極的なキャンペーン(勧奨)活動が有用と考えられる。特に、

高齢化が進む今日、納税者には高齢者も多いことから、インターネット上の掲載のみならず、チラシや広報等、紙の媒体への記載も有用と思われる。

また、収納手段の多様化が進む今日においては、口座振替やコンビニ収納以外にも、他の自治体で効果を上げているクレジットカードやペイジーを利用した収納システムの導入も検討すべきである。これらの方法は、パソコン、モバイル端末、ATM等からいつでも決済することができるため、収納率の更なる向上が期待できる。(なお、ペイジーについては、平成 30 年度の導入を検討中とのことである。)

ウ 外部委託について【意見】

現在、多くの自治体において地方税コールセンター業務が外部委託されており、テレマーケティング会社、人材派遣会社、シルバー人材センター等により、自主的納付の呼びかけ(ただし、公権力の行使に当たらない範囲)がなされている。

前記のとおり、那覇市においても、平成 20 年 9 月以降、「那覇市納税催告センター」が民間業者への外部委託により運営されているところ、収納率も平成 20 年度以降継続的に上昇していることから、外部委託との関連性が認められ、外部委託が市税の効果的収納に貢献しているものといえる。

もっとも、委託業者の選定方法については、再考の余地があるものと思われる。

すなわち、平成 20 年度においては、プロポーザルを経て、他の自治体における実績を有する外部委託業者を決定し、3年毎にプロポーザルを行っているが、結果的に同一業者への委託が約 9 年間にわたって継続しており、その間、合理性・妥当性の検証は十分になされているとはいえないし、健全な競争を通じたサービスの維持・向上が実現できているか、疑問が残る。

税を含む自治体債権徴収の外部委託に関する環境は、日々変容しており、ノウハウ・経験を有する民間業者は増加している。たとえば、債権回収会社(サービサー)は、従前は、債権管理回収業に関する特別措置法(以下「サービサー法」という。)上、自治体の金銭債権について、自主的納付の呼びかけを「集金代行業務」として受託していたが、サービサー法改正により、平成 27 年 5 月以降、法務大臣による納付勧奨業務の兼業承認を得れば、「納付勧奨業務」(従来の案内業務(集金代行業務)に、納付意思の確認、納付予定時期の確認、滞納理由の聴取を加えたもの)としての受託が可能となっている。

那覇市においても、長期にわたる同一業者への外部委託を見直し、より効果的な外部委託の活用を模索することにより、収納率をさらに改善させることを検討すべきである(ただし、平成 29 年度からは新事業者へ委託予定である。)

エ 個人情報保護対策について(滞納整理事務と共通)

収納事務、滞納整理事務は、大量の個人情報を取り扱うところ、納税課職員に向けた個人情報保護に関する規程(マニュアル)が存在しない。

確かに、那覇市では、那覇市役所全体を網羅するセキュリティマニュアル類の一部として「那覇市情報セキュリティポリシー」が存在しており、その中には、人的セキュリティや法令遵守、懲戒処分等に関する規定がある。しかし、上記ポリシーは、市の業務に関する概括的・一般的な内容にとどまっていることから、日々の業務において直接的かつ大量に個人情報を取り扱う納税課に特化した規程(マニュアル)を作成し、同課の職員に周知徹底することが望ましいといえる。【意見】

たとえば、パソコンに関しては、インターネットに接続できるパソコンを5台に限定する、USBメモリへロックをかけてパソコン内の情報の持ち出しができないようにするなどの対策がとられている。しかし一方で、職員が私物のスマートフォンなどを執務スペースに持ち込むことは禁止されていないなど、民間金融機関(銀行等)に比しても、個人情報保護対策は不十分である。

臨戸・出張時、電話対応時など、各場面毎の対応を規定した個人情報保護に関する規程(マニュアル)を整備し、職員に周知徹底させるべきである。たとえば、臨戸・出張時には、必要最低限の関係書類のみを携行し、帰庁時にチェックリストにより書類の確認をする、資料を自宅に持ち帰らないこととする、電話対応時には、納税者本人であることが明らかな場合を除いて個人情報を開示しない、氏名・住所だけでなく、納税番号等本人しか知り得ない情報をまず相手に言わせて確認するなどの処理(本人なりすまし対策)が必要であると考えられる。

(5)意見

【意見】

ア 既に実施している口座振替やコンビニ収納については、(インターネット上の掲載のみならず、チラシや広報への記載も含め)より積極的なキャンペーン(勧奨)活動を検討されたい。

イ 口座振替やコンビニ収納の方法以外にも、他の自治体で効果を上げているクレジットカードやペイジーを利用した収納システムの導入も進められたい。

ウ (3年毎にプロポーザルを行っているが、結果的に同一業者への委託が約9年間にわたって継続しているため)長期にわたる同一業者への外部委託を見直し、より効果的な外部委託の活用を模索することにより、収納率をさらに改善させることを検討されたい。(ただし、平成29年度からは新事業者へ委託予定である。)

エ 納税課職員に向けた個人情報保護に関する規程(マニュアル)が存在しないため、これを整備したうえで、職員に周知徹底すべきである。(滞納整理業務と共通)

8. 滞納整理事務

(1) 滞納整理とは

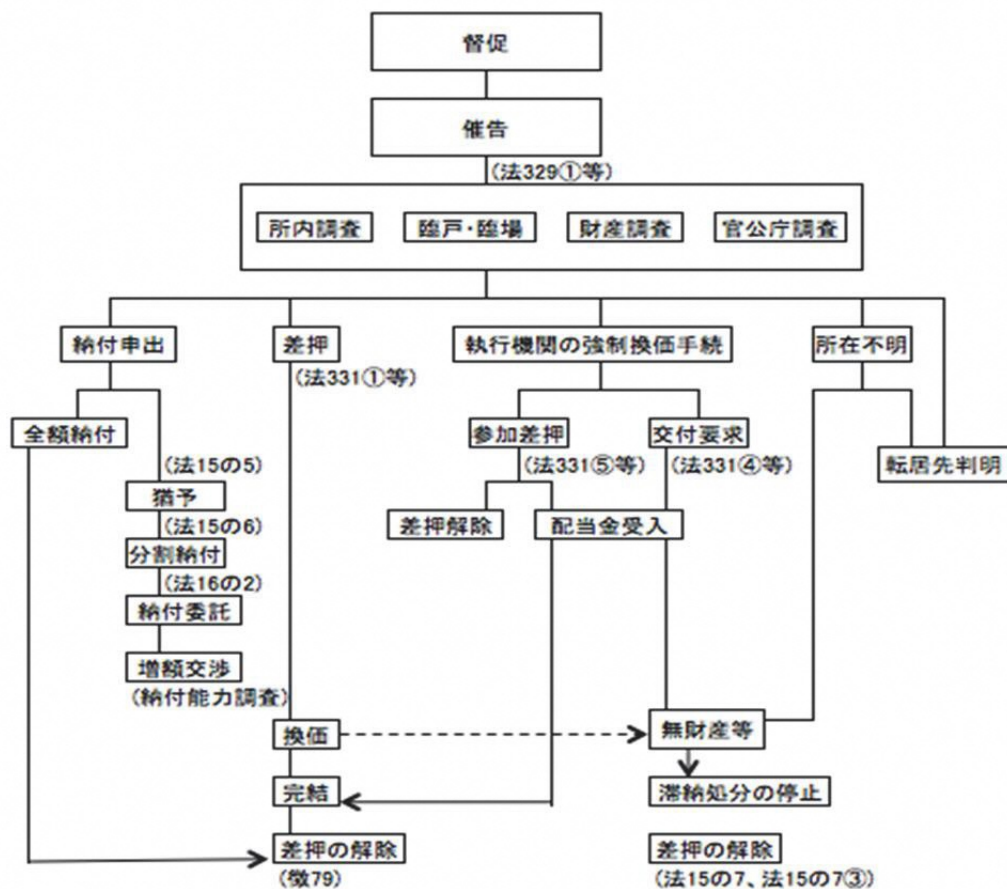
滞納整理とは、滞納となっている税金を最終的に収入し又は滞納処分の執行停止へと完結させてゆく作業である。

納税者等が納期限内に市税を納付しない場合に、①督促、②電話や文書による催告を行い、それでもなお納付が行われない場合は、③財産調査、④差押・換価及び交付要求等の滞納処分、⑤徴収猶予、換価の猶予等や、⑥滞納処分の執行を停止する納税の緩和措置などを行い、滞納になっている事案を完結させることとなる。

消滅時効が完成した場合や執行停止期間が3年経過した場合は、これ以上の徴収権はなくなり、会計上、不納欠損処理を行う。なお、納期限の翌日から納付の日までの期間は延滞金が発生するが、徴収された金銭は、滞納処分費、本税、延滞金の順で充当される。

(2) 滞納整理事務の手続フロー

ア 滞納整理事務の手続フローは、次のとおりである。（下図において、「法」とは地方税法、「徴」とは国税徴収法を意味する。）



イ 各手続・用語の解説とデータ

(ア) 滞納処分

滞納処分とは、法定納期限等一定の期日までに納付されない税について、徴収権者が、その税にかかる債権を滞納者の意思に関わりなく実現する行政処分である。地方税の滞納処分は、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされている(地方税法 68 条 6 項等)。代表的なプロセスは、次のとおりである。

①財産調査

滞納整理事務の中で財産調査は大きなウェイトを占める。主として、滞納者に納税に必要な資力があるか否かを判断するための情報を収集する。徴収職員が差し押さえるべき財産の発見等をするため、滞納者又は第三者の物又は住居その他の場所について行う強制処分を搜索という。

国税徴収法 141 条

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第百四十六条の二及び第百八十八条第二号において同じ。)を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

国税徴収法 142 条

徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

- 2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。
 - 一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
 - 二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。
- 3 徴収職員は、前二項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

那覇市における過去 5 年間の財産調査件数、搜索件数は、次のとおりである。

1-1.財産調査(財産の種類毎の調査件数、搜索件数)

＜財産の種類毎の調査件数＞

財産の種類	H24	H25	H26	H27	H28
預貯金	4,787	10,694	9,337	8,684	8,492
給与	1,133	954	813	1,255	1,342
その他	5,404	5,075	3,296	3,219	3,274
計	11,324	16,723	13,446	13,158	13,108

＜搜索件数＞

項目	H24	H25	H26	H27	H28
実施日数	0	3	4	5	1
実施件数	0	3	4	5	1
対象納税義務者件数	0	3	4	5	1
徴収額	0	575,040	76,950	233,150	280,500

②差押え

滞納者の特定の財産について、滞納者の意思に関わりなく、法律上又は事実上の処分を禁じ、それを公売その他の方法により金銭に換価可能な状態にするために行われる最初の手続(強制処分)である。自治体は、財産調査により滞納者の財産を発見した場合は、差押えに着手する。

国税徴収法 47 条

次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を發した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。
- 二 納税者が国税通則法第三十七条第一項各号(督促)に掲げる国税をその納期限(繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限)までに完納しないとき。
- 2 国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき国税通則法第三十八条第一項各号(繰上請求)の一に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。
- 3 第二次納税義務者又は保証人について第一項の規定を適用する場合には、同項中「督促状」とあるのは、「納付催告書」とする。

那覇市における過去 5 年間の差押え対象財産の種類毎の差押件数、及び代表的な財産についての充当額は、次のとおりである。

1-2.差押えの種類、件数、充当額 ※H24年度までの充当額は給与・生保・不動産も「その他」として分類していた。

種類	H24	H25	H26	H27	H28
	件数	件数	件数	件数	件数
動産	17	2	7	8	6
不動産	256	190	121	198	48
債権	1,813	2,270	1,813	1,588	1,740
その他	0	0	0	3	0
計	2,086	2,462	1,941	1,797	1,794

種類	H24	H25	H26	H27	H28
	充当額	充当額	充当額	充当額	充当額
預金	62,237,788	70,892,753	45,721,644	43,268,770	81,784,194
給与	0	32,974,430	20,360,127	19,945,874	16,168,021
生保	0	12,425,234	5,440,160	6,086,959	2,396,832
不動産	0	34,340,930	27,388,096	18,178,211	15,248,868
国税還付金	8,039,806	3,125,246	0	0	0
その他	90,972,798	57,056,831	23,412,581	25,183,022	18,696,094
計	161,250,392	210,815,424	122,322,608	112,662,836	134,294,009

③交付要求

交付要求とは、滞納者の財産について競売や差押等の強制換価手続が行われた場合に、その先行する執行機関に対し交付要求書を交付して、滞納税への配当を受ける手続である。

那覇市における過去 5 年間の交付要求の件数及び金額は、次のとおりである。

1-3.交付要求の件数、配当額

		H24	H25	H26	H27	H28
交付要求	件数	254	188	154	162	158
	金額(千円)	188,768	47,092	54,233	109,400	46,718
配当	件数	34	56	66	99	78
	金額(千円)	8,683,720	14,942,532	11,099,176	17,937,919	8,544,784

④参加差押え

徴税機関が、既に租税の滞納者の財産に対して差押えが行われている場合に、重ねて差押えることをいう。これは、交付要求の一形態であるが、先行の手続が他の国税・地方税等にかかる差押えであり、当該財産が国税徴収法 86 条 1 項に掲げられたもの（動産及び有価証券、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶、電話加入権）である点が交付要求との相違点である。

那覇市における過去 5 年間の参加差押えの件数及び充当金額は、次のとおりである。

1-4.参加差押えの件数, 充当額

	H24	H25	H26	H27	H28
参加差押え件数	117	106	61	167	51
充当額	1-3配当額に参加差押の充当額も含まれる				

⑤換価

換価とは、差押えた財産を強制的に金銭に換える処分である。差押えた財産は、金銭を除いて換価してその代金を滞納税に充当しなければならない。原則として、差押えた財産の売却（公売。入札又は競り売りの方法）により、一定の要件を満たせば随意契約による売却も認められる。

那覇市における過去 5 年間の公売の種類、回数及び落札金額は、次のとおりである。

1-5.換価(公売)の種類,回数,落札額

		H24	H25	H26	H27	H28
インターネット 公売(不動産)	実施回数	3	2	6	2	2
	出品数	4	3	14	12	11
	落札数	2	1	3	5	6
	落札額	8,383,000	3,305,000	2,326,000	14,095,500	11,460,000
インターネット 公売(動産)	実施回数	4	1	1	1	2
	出品数	37	5	2	3	3
	落札数	28	5	1	2	3
	落札額	1,039,201	85,040	3,300	63,650	331,150
自動車 公売会	実施回数	-	-	-	-	-
	出品数	-	-	-	-	-
	落札数	-	-	-	-	-
	落札額	-	-	-	-	-
不動産 公売会	実施回数	-	-	-	-	-
	出品数	-	-	-	-	-
	落札数	-	-	-	-	-
	落札額	-	-	-	-	-
合計落札額		9,422,201	3,390,040	2,329,300	14,159,150	11,791,150

⑥配当

差押・交付要求等により得た金銭は、一定の順位・方法に従って差押えに係る租税債権に配当しなければならない。配当により残余金が生じた場合は、滞納者に交付される。この配当により、滞納処分は完結する。

那覇市における過去5年間の項目別配当額は、次のとおりである。

項目別配当額(年度別)

年度	国税還付金		預金		給与・報酬等		家賃・資料等 (軍用地料含む)		生命保険	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24	114	8,039,806	749	62,237,788	0	0	0	0	0	0
H25	29	3,125,246	985	70,892,753	777	32,974,430	232	34,340,930	40	12,425,234
H26	0	0	840	45,721,644	580	20,360,127	182	27,388,096	35	5,440,160
H27	0	0	819	43,268,770	580	19,945,874	145	18,178,211	34	6,086,959
H28	0	0	968	81,784,194	508	16,168,021	116	15,248,868	12	2,396,832
	143	11,165,052	4,361	303,905,149	2,445	89,448,452	675	95,156,105	121	26,349,185

年度	年金		その他の債権		交付要求		ネット公売		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24	0	0	1,063	90,972,798	34	8,683,720	9	8,529,201	1,969	178,463,313
H25	253	13,138,107	123	43,918,724	56	14,942,532	2	2,837,140	2,497	228,595,096
H26	268	11,964,629	177	11,447,952	66	11,099,176	4	2,253,900	2,152	135,675,684
H27	215	10,803,693	195	14,379,329	99	17,937,949	4	13,201,950	2,091	143,802,735
H28	228	10,964,132	127	7,731,962	78	8,544,784	8	10,028,550	2,045	152,867,343
	964	46,870,561	1,685	168,450,765	333	61,208,161	27	36,850,741	10,754	839,404,171

*H24年度までは、給与・家賃・生命保険・年金も「その他の債権」として分類していましたが、件数が増えてきたためH25年度から項目を増やして分類してあります。

(イ) 分割納付

納税者又は特別徴収義務者について徴収の猶予、換価の猶予が認められた場合は、当該猶予に係る税額を分割して納付させることができる。その期間は、原則として 1 年以内である。分納の金額は、納税者の将来の支払能力を調査し、能力に応じ、事業の継続又は生活の維持に著しい支障を与えないよう定めることとなる(詳細は、後記の那覇市滞納整理基本方針を参照)。

那覇市における過去 5 年間の分割納付件数及び調定額は、次のとおりである。

1-6.分割納付の件数と調定額

	H24	H25	H26	H27	H28
分割納付件数	8,658	7,805	7,135	6,886	6,654
調定額	1,360,413,423	1,252,134,093	1,110,271,456	1,004,999,490	938,995,975

・徴収猶予

徴収猶予とは、納税者が災害を受けたこと等の事由によって、税金を一時に納付納入できないと認められる場合に、その納付納入を猶予(分割納付)する制度である(地方税法 15 条から 15 条の 4)。その要件は、震災、風水害、火災その他の災害を受け又は盗難にあった場合、病気にかかり又は負傷した場合、事業を廃止又は休止した場合、事業につき著しい損失を受けた場合等である。猶予期間は、原則として 1 年以内であるが、やむを得ない理由があると認められるときは、最長 2 年の猶予を認めることができる。

那覇市における過去 5 年間の徴収猶予件数及び猶予金額は、次のとおりである。

2-1.徴収猶予の件数と猶予額

	H24	H25	H26	H27	H28
猶予件数	151	82	25	4	0
猶予金額	集計困難のためデータなし				

・換価の猶予

換価の猶予とは、滞納者について、その財産の換価を直ちに行うことによってその事業の継続等を困難にするおそれがある場合等に、その換価を猶予(分割納付)する制度である(地方税法 15 条の 5)。その要件は、「その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき」又は「その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることと比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき」である。

猶予期間は、原則として 1 年以内であるが、やむを得ない理由があると認められるときは、最長 2 年の猶予を認めることができる。換価の猶予をした場合、必要に応じ、差し押えを猶予又は解除することができる。

那覇市における過去 5 年間の換価猶予件数及び猶予金額は、次のとおりである。

2-2.換価猶予の件数と猶予額

	H24	H25	H26	H27	H28
猶予件数	47	19	13	11	16
猶予金額	集計困難のためデータなし				

(ウ) 滞納処分の執行停止

滞納処分の執行停止とは、①滞納者に滞納処分をすることができる財産がない場合、②滞納処分をすることにより滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、③財産・納税者の所在がともに不明な場合において、地方団体の長が職権で滞納処分の執行を停止することをいう。

地方税法 15 条の 7

地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
 - 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
 - 3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。
 - 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
 - 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

滞納処分の執行停止後 3 年以内に同条 1 項の事由が消滅したときは、執行停止を取り消し、滞納処分を再開することとなる。一方で、滞納者の納税能力が回復しないまま執行停止が 3 年間継続した場合は、滞納者の納税義務は消滅することとなる。

那覇市における過去 5 年間の滞納処分の執行停止の事由と件数は、次のとおりである。

3.滞納処分の執行停止 事由と件数

事由	H24	H25	H26	H27	H28
無財産	1,279	1,018	833	888	1,490
生活困窮	207	121	135	174	138
居所不明	37	29	21	10	15
合計	1,523	1,168	989	1,072	1,643

(エ) 不納欠損処分

不納欠損処分とは、歳入徴収額を調定したものの何らかの理由で徴収が行えず、今後も徴収の見込みが立たないため、地方自治体はその徴収を諦めること(そのことを表示する決算上の処分)である。前記のとおり、消滅時効が完成した場合や執行停止期間が 3 年経過した場合は、これ以上の徴収権はなくなり、会計上、不納欠損処理を行うこととなる。一般的には、滞納者が破産、死亡、行方不明などの場合に不納欠損になることが多いが、消滅時効との関係が重要である。

すなわち、地方税法上、滞納した税には 5 年の消滅時効がある。

地方自治法 236 条 1 項

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

地方税法 18 条

地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(中略)は、法定納期限(次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日)の翌日から起算して五年間行使しないことによって、時効により消滅する。

- 一 第十七条の五第二項又は前条第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは同条第三項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 第十七条の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号の裁決等があつた日、同項第二号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同項第四号の更正若しくは決定があつた日若しくは同条第三項各号に

定める日

二 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日

2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3 地方税の徴収権の時効については、この款に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。

消滅時効完成による回収不能を防ぐため、債務者の財産差押えや分割納付・納付延長の誓約書等により、時効を中断することとなる。しかし、消滅時効の中断手続を怠り、消滅時効が完成すると、その分は損失として不納欠損に計上しなければならないこととなる。

那覇市における過去 5 年間の不納欠損処理件数及びその金額は、次のとおりである。

4.不納欠損処理 事由、件数、金額

事由/年度		H24	H25	H26	H27	H28
18条該当	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
15条の7 第4項該当	件数	7,987	8,932	7,993	6,313	5,563
	金額	100,265,268	121,825,583	87,763,968	77,794,737	64,047,821
15条の7 第5項該当	件数	4,655	4,955	2,040	1,545	799
	金額	162,825,821	129,254,690	79,782,793	52,305,707	29,120,126
合計	件数	12,642	13,887	10,033	7,858	6,362
	金額	263,091,089	251,080,273	167,546,761	130,100,444	93,167,947

(オ) 延滞金減免

地方税を納期限までに納付しなかった場合、遅延日数に応じた延滞金が賦課されるが、一定の場合(災害等の理由により納税の猶予をした場合等)には、延滞金の全部又は一部を免除し又は免除することができることとされる(地方税法 15 条の 9、20 条の 9 の 5)。

(3) 那覇市における滞納整理基本方針と執行計画

那覇市における平成 28 年度滞納整理基本方針は、大要、次のとおりである。

市税収入は、地方団体の自主財源の根幹をなすものであり、計画に基づく財政運営を円滑に推進するためにも、計上された予算歳入額の確保は確実なものとしなければならない。

本市の現年度徴収率は 99%を超え、滞納繰越額は約 10 億 9 千万円(昨年度は約 13 億 3 千万円)まで着実に圧縮してきたところである。

納税課においては、次の滞納整理基本方針に基づき、滞納整理の遂行と事務処理体制の強化を図り、更なる現年度課税分の徴収率の向上と滞納繰越分の圧縮に努める。それにより早期に予算額を確保、すなわち今年度の徴収率 97.5%以上を目指すものとする。

1 公平・公正かつ的確な滞納整理の推進

- ・滞納整理および滞納処分状況等は、密に上司へ報告し協議をする。
- ・高額又は長期滞納者については、その滞納原因や財産状況を的確に調査把握した上で、滞納整理方針を迅速に決定する。
- ・困難な事案については上司と協議を重ね、課を挙げて具体的な滞納整理に着手し、根本的な滞納整理の推進を図る。
- ・財産調査の結果、滞納処分の停止が妥当と判断できる場合には、滞納年度・滞納額に係わらず速やかに滞納処分の停止を決議する。
- ・課長・担当副参事・各 G 長は進行管理の徹底を図る。
- ・タイヤロック活用の差押やネット公売などの滞納整理も積極的に実施する。
- ・悪質滞納者へは搜索を検討し、実施する。

2 効率的な滞納整理の推進

- ・滞納者を滞納状況毎に分類し、効率的な滞納整理執行計画または、月別の滞納整理の取組みを遂行する。
- ・納税意識・意欲は、滞納が経年又は累積すると減退するので早期着手する。
- ・高額滞納者からの早期着手、差押財産は換価性の高い債権等を優先する。
- ・少額滞納者を効率的に滞納整理する。
- ・電話及び催告書等の文書による納付督促を徹底する。
- ・納付約束者及び分割納付者に対する納付管理を徹底し、継続的に折衝する。

3 未催告者の一掃

- ・催告(文書・電話・訪問等)を行わないまま長期間放置しないこと。催告により、自主納付の機会を平等に与え、反応がなければ速やかに調査・処分を行うこと。

4 現年度課税分徴収の推進(センターとの連携強化・電話番号調査強化)

・現年度課税分の徴収強化のため「納税推進 G」は、「催告センター」運営委託業者との連携を密にして、効果的な稼動ため電話番号調査を強化し、繰越額の圧縮を図る。

・「催告センター」が複数回電話催告しても納付に至らない未納者は、納税推進 G の担当職員で訪問臨戸等により早期接触を図り、適宜、差押等の滞納処分に着手するなど年度内解決を推進する。

5 納税相談の推進

・滞納者に対しては滞納額の一括納付交渉を原則とする。

・納付困難な場合は、早期完納を前提とした納付相談を行い延滞金等の趣旨を説明のうえ分割納付を認める。滞納原因の究明や預金調査等担税力調査を実施する。

また、那覇市においては、次のとおり滞納整理実施方法が定められている。

(1) 滞納者の分類

効率的な滞納整理を実施するため、滞納者を下記のとおり分類し、分類ごとに月別滞納整理執行計画をたて効率的な滞納整理を推進する。

① A リスト: 現年度のみ滞納者 (滞納整理の留意点別紙 1 参照)

② B リスト: 現年度+滞納繰越の滞納者 (滞納整理の留意点別紙 2 参照)

③ C リスト: 滞納繰越分のみの滞納者 (滞納整理の留意点別紙 3 参照)

(2) ワークフロー(キャルス V2)の活用について

効率的な滞納整理を行うため、ワークフローを活用すること(別紙 4 参照)。

(3) 法人市民税・事業所税・特徴(市県民税)について、滞管システムで出力されるリスト活用による効率的な滞納整理の推進(滞納整理の留意点別紙 5 参照)。

(4) 未折衝滞納者への対応

① 一度も文書催告、訪問等を実施していない滞納者に対しては折衝するよう努める。

② 再三の接触を試みるも折衝できない滞納者についても滞納処分の対象者として、滞納整理に努める。

(5) 分割納付約束者に対し、滞納管理システムを活用して分納管理を徹底する。

50 万円以上滞納者の分納については、税法上担保が必要である旨確実に伝え担保を徴収する。(徴収猶予・換価猶予・分納については、別紙 9 参照)

(6) 財産調査実施について

滞納者が次のいずれかに該当するときは、差押等の処分時期を失することがないよう、早期に財産調査を行い、差押等の準備に努める。但し、確実な一括納付や誠実な納付誓約の履行が見込める滞納者は除く。

① 猶予期間内に完納見込がない滞納者や分割納付不履行の滞納者。

② 催告書の発送を 2 回以上実施しているが納付がない者。

③ 納税相談等の折衝に応じない者。

- ④ その他、誠実な納税意思がないと思われる者。
- (7) 滞納処分の実施について(差押)
- 財産の所有が確認されている滞納者が、次のいずれかに該当するときは、滞納管理システムの経過記録等を参照のうえ、差押等の処分を行う。但し、確実な一括納付や確実な納付誓約の履行が見込める滞納者、または、差押等処分により徴収困難になる滞納者は除く。各徴税吏員は、差押目標件数を月間 5 件以上とする。
- ①催告書等の発送を 3 回以上行っている者
- ②分納不履行になっている滞納者
- ③その他、特に誠実な納税意思がないと思われる者
- ④早急に滞納処分等実施が必要な滞納者(例:時効中断のため等)
- (8) 差押事案等の適正な整理(滞納整理停滞事案の整理強化)
- 差押えたまま進展のない事案については、財産調査・差押物件に係る優先債権調査、差押替え、換価の実施を積極的に進める。また、自動車等の動産調査も実施し、それでも財産等がなく徴収見込みがない事案については、本人と折衝のうえ滞納処分の停止(全部・または一部停止)を適正に実施する。
- (9) 困難事案について
- 50 万円以上の高額滞納事案については、課長・担当副参事のヒアリングを実施し G 長、担当者を中心に滞納整理に努める。納付指導の結果、完納まで長期を要する事案については、基本的に財産差押えや担保を徴する等債権保全をする。組織的に全力を挙げて確実に納付に至るよう進行管理を行い、必要に応じて困難事案検討会議を開催して困難事案の早期解決を図る。
- (10) 長期累積滞納事案の整理強化について
- 担当副参事、納税推進 G・滞納整理 G の主査、法人 G の主査及び困難案件担当者でワーキングチームを結成し、当該職員が担当する合計 60 案件について、滞納整理方針を決定し集中的に滞納整理に取り組む。納付・執行停止を含めて 5000 万円以上の効果を目指す。
- (11) 少額滞納事案の効率的整理について
- 調定額 10 万円未満の滞納事案(滞納繰越分がある滞納者)について、納税推進 2 G 内に専任チームを設置して、効率的に滞納整理を行う。
- (12) 国保支援事案の滞納整理について
- 納税課に国保支援 G を設置して、国民健康保険課から移管された国民健康保険税の滞納について、移管調定額の 2.3%以上の徴収率を目指す。
- (13) 進行管理について(厳格に徹底・滞納管理システムの指示事項有効活用)
- 進行管理は滞納整理を遂行していく上で重要な業務であるので、課長・担当副参事・G 長は進行管理を徹底する。また、滞納整理事案について年度の早い時期に、ヒアリングを実施し滞納整理方針決定を行い、また、方針決定後適宜滞納整理の進

行状況のヒアリングを実施する。(進行管理別紙 8 参照)

- (14) 現年度のみ滞納者に対して納税推進 G は、納税催告センターの有効活用を目指すため電話番号不明者の電話番号調査に全力を尽くす。

年度当初 5 月に有効かつ効率的な電話催告計画を作成。効果的な電話催告または、文書催告を実施し、徴税吏員は電話催告が不可な未納者等の臨戸訪問を実施する。

※この滞納整理実施方法に定めるもののほか、詳細については納税課滞納整理マニュアル等を参照し、公平・適正な滞納整理に努める。

(4) 個別監査の方法

今回の監査では、以下の方法により、個別事案をピックアップして、それぞれについての一件記録を検討した。

1. 滞納額による(税目別でない)サンプル抽出
以下の条件を全て満たすものを、税目にかかわらず抽出する(約 15 件)。
 - (1) 滞納額が 100 万円以上
 - (2) 前年度から引き続いて滞納となっている。
 - (3) (適宜)前年度において折衝がなされていない。(上記(1)(2)だけでは件数が絞りきれない場合)
2. 税目別のサンプル抽出(上記1と重複しうる。)
税目毎に、滞納金額上位から以下の件数を抽出する。
 - ・ 個人市民税(普通徴収) 10 件
 - ・ 個人市民税(特別徴収) 5 件
 - ・ 法人市民税 5 件
 - ・ 固定資産税 15～20 件
 - ・ 事業所税 5 件以下
3. 消滅時効の観点からの抽出
 - ・ 直近 2～3 年の間に債権が時効により消滅したものをすべて抽出する。
4. 処分の態様ごとの抽出
 - ・ 差押となっている事案について
滞納額上位から 5 件程度を抽出する。
 - ・ 分割納付となっている事案について
滞納額上位から 5 件程度を抽出する。
 - ・ 未処分となっている事案について
滞納額上位から 5 件程度を抽出する。
 - ・ 滞納処分の執行停止となっている事案について
滞納額上位から 5 件程度を抽出する。

(5) 監査の結果

以上の基準により、個別事案の検証を行った結果判明した主要な点は、次のとおりであった。

ア 反社会的勢力への対応について

債務者が反社会的勢力であるケースは、当然に想定され、十分な対策を講じておく必要がある。

債務者が反社会的勢力である場合、⑦職員の身の安全に十分配慮しなければならない一方で(単独で面会しない、面会前に警察と協議する、など)、④反社会的勢力に対する利益供与にならないよう(市民から見てその疑いを持たれないよう)、毅然とした対応をする必要がある。

那覇市においては、「不法行為、不当要求及び迷惑行為等対応マニュアル」が存在している。上記マニュアルには、「不法行為、不当要求及び迷惑行為等」がなされた場合の具体的対応方法が規定されており、職員の安全対策(上記⑦)の観点からは有用なものといえるが、反社会的勢力に対する利益供与の排除の観点(上記④)が乏しい。たとえば、反社会的勢力である債務者に対して分納を認める場合、利益供与とならないよう、慎重な判断が要求され、かつ、文書に残すなどしてその判断過程の事後検証を可能にすることが求められる。【意見】

また、債務者が反社会的勢力である場合、パソコンの債務者情報のトップ画面上に特記事項としてその旨が記載されることになっているところ、実際には、引き継いだ職員が、引き継ぎ時点で債務者が反社会的勢力であることを認識しておらず、認識するまでにしばらく期間を要したケースがあった。パソコンの画面上の記載だけでなく、前任者から口頭による申し伝えを行うべきである。【指摘】

イ 消滅時効及び不納欠損処分について

地方自治体による地方税の徴収権の消滅時効期間は、原則として5年である。

納税課の説明によれば、那覇市においては、近年、時効消滅している債権は0件であるとのことであった。

しかしながら、それは、(執行停止を経ずに)みすみす債権の時効期間(5年間)を徒過してしまったために不納欠損処分に至ったケースが0件という意味とのことである。一方で、執行停止処分をした後に不納欠損処分に至っている債権は多数存在するのであるから(前記のとおり、滞納処分の執行停止が3年間継続したときも、不納欠損処分がなされる。)、時効完成債権が0件であることが、必ずしも直ちに債権管理が適正になされていることを意味するものではない。すなわち、たとえば、滞納処分の執行停止後3年間、回収可能性があったにもかかわらず回収を怠った結果、不納欠損処分に至った場合は、時効完成とはならないが、適正な債権管理がなされたとはいえない。

そうであるところ、那覇市においては、滞納処分の執行停止をした債務者について、不納欠損処分とする客観的基準(規程)が存在せず、個々の職員の判断に委ねられて

いるとのことであった。しかし、これでは、個々の職員の主観や場当たりの判断により、債権管理の帰趨が左右され得ることとなり、滞納整理事務の公平性が担保されているとはいえない。

したがって、執行停止をした債務者について、不納欠損処分をする客観的基準(規程)を作成すべきである。【指摘】

ウ 分納の決定プロセスについて

那覇市の滞納整理基本方針においては、分納を認める基準は、次のとおりとされている。

本来、税金は納期限内に完納することがルールとなっております。

しかし、災害や病気、事業廃止、事業・生活維持困難、その他やむを得ない理由などで、市税を一括で納付することができない場合には、次のとおり分納を認めることができます。

1 分納額について

分納額は、給与・年金等差押可能額を基準とします。

2 税額が 50 万円を超える場合の分納について

完納計画 期間	担保	担保(又は差押え) の種類	不履行時	備考
6ヶ月以内	不要		差押及び取立	法律外分納 又は猶予等
6ヶ月～1年 (最長2年)	必要	抵当権設定、先付小切手、 納税保証人、生命保険の差 押え等	差押及び取立	法律外分納 又は猶予等
2年以上	差押	不動産差押、生命保険差 押、債権差押承諾書(家賃、 給与・年金)	差押及び取立	法律外分納 又は猶予等

3 税額が 50 万円以下の分納について

完納計画 期間	担保	担保(又は差押え)の種類	不履行時	備考
6ヶ月以内	不要		差押及び取立	法律外分納 又は猶予等
6ヶ月～1年 (最長2年)	不要	債権差押承諾書(家賃、給 与・年金)	差押及び取立	法律外分納 又は猶予等
2年以上	差押	不動産差押、生命保険差押 等	差押及び取立	法律外分納 又は猶予等

しかしながら、上記基準の具体的適用については、第1次的には担当者に委ねられている(グループ長と相談はしているとのことである。)。滞納整理事務の中で、分納の可否は、特に公平性が保たなければならない局面であるといえ、個々の事案毎に慎重な判断がなされなければならない。そのため、個々の担当者による分納の可否の判断の合理性・客観性が事後的に検証できる体制を構築されたい(たとえば、滞納額に応じて上長との事前協議を要件として、協議内容を書面に残すなど)。**【意見】**

エ 内部組織体制、職員の教育について

那覇市には「滞納整理基本方針・滞納整理執行計画」等の処理手順、マニュアルが存在するところ、これらの職員への周知徹底方法についての市の説明は、次のとおりであった。

マニュアル類についての職員への周知方法は、主に研修を通して行っている。
この研修は納税課に新たに配属された職員を対象にして、納税課の業務を習得させるために行われているものである(3日間の研修。主査以上の職員が講師となる。)。
平成22年度から、OJTの一環として、ベテラン職員が新人職員を育成するシステムとしてのペア制を行っている。
このマニュアル類は徴税職員すべてに配布しており、日常業務においても常に活用している。

これらの方法は、一定の効果を上げているといえるが、滞納整理事務は、広範かつ専門的な知識と経験を要するものであるため、定期的に担当職員の知識・能力をチェックする機会(理解度テスト等)を設けることを検討すべきである。これにより、各職員の目標、達成率等を数値化して検証するなど、各職員のモチベーションを維持・向上させることも期待できる。

また、通常、市においては短期間で人事異動がなされる中、納税課においては、経験年数10年以上のベテラン職員を配置し、さらに経験年数5年の職員を各グループに最低1名配置し、新人職員の育成に当たらせている。このこと自体は評価でき、実際にも効果が認められる。

ただ、課全体又は各グループの職員の人数に比べると、ベテラン職員の数がいまだ少なく、経験の浅い職員の仕事内容を十分に見切れているのか、疑問が残る。また、ペア制についても、たとえば2年目の職員と1年目の職員がペアを組む場合もあり、必ずしも効果的な業務習得が実現されているか、疑問が残る。上記のとおり、理解度テスト等、客観的に担当職員の知識・能力をチェックする機会がないため、これらの教育の効果が上がっているかどうか、検証しづらいのが現状である。**【意見】**

オ 弁護士の活用について

個別検証を行った事例のうち、対応を弁護士に相談したものは、ほとんど見受けられなかった。しかしながら、債務者が不誠実で回収困難な事案においては、弁護士の有

する法令知識と経験をより積極的に活用することも有用である。また、債務者が反社会的勢力である場合も、反社会的勢力への対応に習熟した弁護士に回収業務を委任することにより、毅然かつ徹底した債権回収を図ることが期待できる。

以下、総務省ホームページ掲載資料「強制徴収公債権の回収における弁護士の役割～催告・納付相談業務にかかる弁護士の関与について～」より抜粋する。

弁護士の職務は、法律事務全般であり、司法書士、税理士等の隣接士業の職務を、本来的に当然行うことができ(弁護士法3条1項)、弁護士が弁理士業務と税理士業務を行うことができる旨規定する同条2項は注意的な確認規定である。他方、他の隣接士業の職務は、個別法令によってその資格が付与され、法令上許容された範囲内においてのみ法律事務を行うことができるにとどまる。

権利関係が複雑に錯綜する現代法治国家においては、憲法を頂点とする法令全体の体系的知識と経験、及び裁判等の公権的判断に対する正確な結果予測を十分に活用しなければ、行政事務のリスク管理や行政と国民の間の複雑困難な利害調節を適切に行うことは極めて困難になってきている。徴収・滞納処分の実務においても、問題が国民の財産権侵害に直結するものであるから、なおさら困難な判断が必要とされる局面が増えてきている。

例えば、不動産や預貯金等の滞納処分を実施する際には、不動産や預貯金等の実質上の権利者を把握し、金融機関等の他の権利者や差押権者等の間の複雑な法的利害関係を調整する必要に迫られる。

また、交付要求等によって破産手続を利用して滞納債権の徴収を図る場合にも、破産債権(優先・一般・劣後)や財団債権の取扱い、破産法上の破産手続(同時廃止、異時廃止、破産終結決定)と会社法上の清算手続との関連、督促や催告等の消滅時効と時効中断、督促状や差押通知等の送達等に関する適切な対応等の法的知識や実践経験に基づく適格な判断が必要とされる場面に遭遇する。

さらに、情報公開や行政機関保有個人情報等の取扱いについても、それぞれの専門的な法的知識や実践経験が必要とされる判断場面に直面することは避けられない。このように徴収・滞納処分の現場においては、憲法秩序を頂点とする法秩序全体の知識と経験がその適格な判断のために必要とされる局面に遭遇することは不可欠であるし、回避できない。それらの問題について、「意識しない」「気がつかない」場合と「意識する」「気がつく」場合とでは徴収・滞納処分のリスク管理においては徹底的な差となるのである。

(中略)

弁護士は、憲法秩序を頂点とする法秩序全体の知識や経験を体系的に活用することによって、徴収・滞納処分の実務に適切に対応することができる。弁護士の知識と経験は、徴収・滞納処分の実務において如何なく発揮することができるのである。これこ

そが他の隣接士業にはない弁護士業務の特徴である。

(中略)

自力執行権のない債権についての回収実績からすれば、強制徴収公債権にかかる回収業務に弁護士がかかわることによって相当程度の徴収率の向上を見込むことができる。また、催告・納付相談業務は弁護士にとって手慣れた業務であり、得意とする業務であって、こうした業務を弁護士が担当することにより徴収職員の負担が相当程度軽減され、その結果、徴収職員は公権力の行使にかかる業務に特化することができ、このことがまた、徴収率の向上につながるだけでなく、これまでであれば、業務過多のために手をつけることのできなかつた滞納者に対して的確な対応ができるようになり、公平性の確保につながる。

実際にも、上記資料においては、弁護士に債権回収を委託した場合の費用対効果について、江戸川区生活一時資金貸付金等の回収実績が紹介されており、回収金額が弁護士費用を大幅に上回っており、経費倒れになっていないとされている。那覇市においても、外部専門家である弁護士の積極的活用について検討されたい。【意見】

カ 生活再建型滞納整理等について

たとえば、消費者金融、クレジット会社からの借入れのある債務者については、過払金返還を受けられるなどの可能性もあることから、適宜、弁護士、司法書士への相談を誘導することも有用と考える。また、滞納者の中には、生活保護受給者等、経済的自立ができていない生活困窮者も多いことから、市の福祉関係課や社会福祉協議会との連携など、滞納整理を通じて自立支援をしていくスキームも有用であるとする。那覇市では、平成 27 年から、生活困窮者自立支援法に基づき「那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター」を立ち上げ、生活困窮者の自立支援活動を行っているが、具体的に、自立支援を通じて税金回収に結びつけられた事例は、まだ見受けられない。生活困窮者の多くは、税金滞納者であると考えられるため、今後、上記センターを通じて、債務者の自立支援を行うことにより徴収を強化することを、より積極的に検討・実践すべきと考える。【意見】

また、他の自治体(三重県津市等)においては、地方税管理回収機構(一部事務組合)と連携し、徴収困難事案については、より高度な徴収技術を持つ同機構へ債権を移管して徴収業務を行うという方策が採られており、効果を上げている。那覇市においても、将来、導入を検討する余地があるものとする。

(6) 指摘及び意見

【指摘】

- ア 執行停止をした債務者について、不納欠損処分をする客観的基準(規程)を作成し、取扱いの公平性を担保すべきである。

イ 債務者が反社会的勢力である場合の対応(特に、担当者が交替する場合の引き継ぎ)が不十分な事例があり、今一度、反社会的勢力への対応を周知徹底すべきである。

【意見】

ア 経験の浅い職員がベテラン職員からノウハウを得る機会をより多く設ける方策、及び、担当職員の知識・能力をチェックする機会(理解度テストなど)を積極的に導入し、各職員の目標、達成率等を数値化して検証するなど、各職員のモチベーションを維持・向上させる方策を検討されたい。

イ 特に、債務者が不誠実で回収困難な事案や債務者が反社会的勢力である事案においては、外部専門家である弁護士の積極的活用について検討されたい。

ウ 生活再建型滞納整理をより積極的に検討・実践されたい。

エ 個々の担当者による分納の可否の判断の合理性・客観性が事後的に検証できる体制を検討されたい(たとえば、滞納額に応じて上長との事前協議を要件として、協議内容を書面に残すなど)。

オ 「不法行為、不当要求及び迷惑行為等対応マニュアル」に、反社会的勢力に対する利益供与の排除の観点からの内容を盛り込まれたい。

9. 税システム

(1) 税システムの概要

当市では、専門性が高い業務である税システムを含む「基幹系業務システム」について、限られた人材、財源を最適に活用し、業務の効率化を図るために、沖縄行政システム株式会社（以下、「OGS」）に業務委託している。

契約名	基幹系業務システム最適化業務(住基／税／財務会計／介護保険区分)運用維持保守等業務委託契約	基幹系業務システム最適化業務(住基／税／財務会計／介護保険区分)サービス利用契約
契約者	甲 那覇市 乙 沖縄行政システム株式会社	甲 那覇市 乙 沖縄行政システム株式会社
契約目的	乙保有の基幹系業務システムの運用維持保守等を行うために必要な契約事項を定めること	乙保有の基幹系業務システムを甲が利用する対価として使用料を支払うために必要な契約事項を定めること
契約期間	平成 27 年 2 月 1 日から 平成 32 年 1 月 31 日	契約締結日から 平成 32 年 1 月 31 日
契約金額	552,079,800 円(税込) 各業務システムの内訳及び月額 ① Acrocity(※1) 8,628,930 円 ② FAST(※2) 567,000 円 ③ 介護訪問調査システム 5,400 円	659,404,800 円(税込) 各業務システムの内訳及び月額 ④ Acrocity 9,240,480 円 ⑤ FAST 1,441,800 円 介護訪問調査システム 307,800 円
契約日	平成26年3月28日	平成26年3月28日

※1:住基／税／介護保険システム

※2:財務会計システム

(2) 事務の概要

情報政策課の事務の概要は以下のとおりである。

- ① 電子自治体推進施策の企画立案及び総合調整に関すること。
- ② 電子自治体推進施策事業の進行管理及び総合調整に関すること。
- ③ 基幹系業務処理システムの整備に関すること。
- ④ 主管課の個別業務システムの整備支援及び調整に関すること。
- ⑤ 庁内ネットワークの管理及び情報セキュリティーに関すること。
- ⑥ サーバー、パソコン等の情報機器の管理に関すること。

なお、税システムの概要は以下のとおりである。

個人住民税

個人住民税の課税対象(個人・事業者)を管理し、資料の管理、課税、証明発行及び統計処理などを行う。

課税資料の入力から一連の課税事務(当初課税、照会、異動・更正処理、発行)を行う。

証明書交付や通知書発行を行う。

法人住民税

法人住民税の課税対象(法人)管理、申告書の管理、課税、証明発行及び統計処理などを行う。

申告書の発送から一連の課税事務(申告内容入力、未申告法人へのお知らせ通知書発送、課税、照会、異動・更正処理、発行)を行う。

証明書交付や通知書発行を行う。

軽自動車税

住民の届出および軽自動車協会からの申請内容に基づき、車両の登録、廃車登録をする。

登録された車両情報から一連の課税事務(課税、照会、異動・更正処理、発行)を行う。

証明書交付や通知書発行を行う。

固定資産税

固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の管理、評価・課税及び統計処理などを行う。

納税義務者は一般・共有・区分所有ごとに管理する。

証明書交付や通知書発行を行う。

(3) 基幹系業務システムに携る人員の推移

区分(単位:名)	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
当市職員	11	11	10	8
平均経験年数(※)	3.1	2.6	2.3	1.7
OGS 職員	7	7	7	7

※:当市の情報政策課の内、基幹業務システムに在籍している職員のシステム関連部署での経験年数の平均年数。

(4) 監査結果

①「サービスレベルの設定」の契約について【意見】

「サービスレベルの設定」について、外部委託会社の OGS と契約している「運用維持保守等業務委託契約」、「サービス利用契約」のどちらにも、「甲及び乙による協議によるものとし、別途協定を締結する」としているが、OGS との間で「サービスレベルの設定」の契約が締結されていない。

「運用維持保守等業務委託契約」第 37 条

「サービス利用契約」第 38 条

本件業務の遂行においては、サービスレベルを設定するものとする。サービスレベルの設定については、甲及び乙による協議によるものとし、別途協定を締結するものとする。

2 サービスレベルは、設定項目、協定値(基準値)、重要度、測定間隔、測定手法等について設定するものとする。

3 乙は、サービスレベルの測定値が協定値に達していない場合、書面にて理由や改善方法の報告を行う。また、協定値(基準値)に達するよう、改善方法の協議を行い、本市と合意の上、改善及び対応を行うこと。

4 前項に規定する事項については、システム稼動から 1 年間は、各サービスのレベルを規定するためのデータ収集期間とし、サービス開始から 1 年後、サービスレベルアグリーメント(SLA)を規定・締結する。ただし、データ収集期間中に置いても、四半期ごとに連絡協議会の中で報告すること。

なお、「基幹系業務システム最適化業務(住基／税／財務会計／介護保険区分、福祉・子ども区分、生活保護区分)サービス利用契約及び運用維持保守業務委託契約にかかるサービス仕様書兼サービス品質合意書」(以下、「仕様書 1」)を起案して課長までの決裁を受けている(起案日:平成 27 年 5 月 14 日、決裁日:平成 27 年 6 月 15 日)。

しかしながら、その後は仕様書 1 への押印を残すにのみとなったところで、OGS と各システム開発ベンダーとの間での SLA の内容調整に不備があることが判明し、押印も含めた適切な契約締結に至っていない。契約締結に至っていない原因についての情報政策課からの回答は以下のとおりである。

仕様書1にOGSが押印して当市に返却するのみという段階であったが、当時の担当者は合意した後にベンダーが押印をしないことを想定しておらず、締結は完了したと思い込んでおり、後任者に伝えていなかった。

しかし、実際は、OGSが仕様書1を受け取っていたにもかかわらず押印せず3年間保有し続け、その間、当市に何ら連絡もないまま、OGSの担当者変更、及び情報政策課担当職員の異動があり、締結が未完了である旨の申し送りが不十分となり、これまで締結に至らなかった。

現在、締結に向けて作業を行っている。

受託者である OGS 側にも原因があるとはいえ、当市は委託者の立場として、当市の重要な基幹業務に対して、適切に対応すべきであった。

なぜならば、上記の契約書で当市と OGS とで取りかわしたサービス利用契約の目的に関連して、「仕様書1」では「SLA の目的」について以下のように定められているとおり、当市において「基幹系業務システム」は、当市の主な業務である「住基／税／財務会計／介護保険区分」を支える重要な基礎である。

沖縄行政システム株式会社と那覇市は、沖縄行政システム株式会社が提供・サポートする基幹系業務システムに対し責任をもって契約期間中に均質のサービスを提供し続けるために、SLA を締結し、システムを運用する全期間にわたり SLM (Service Level Management) の実施を行うことを基本とする。

SLA の締結および SLM の実施目的は、提供されるサービスレベルの継続的な維持と向上であることから、万が一サービスレベルを下回る事態が発生した場合も、速やかに是正・復旧することが優先される。

つまり、「基幹系業務システム」の日々の運用において、重大なエラーが発生することなく、未然に防止されるために、SLAを規定し、当市とOGSとで締結するだけではなく、SLMの実施が徹底されなければならない。

よって、外部委託業者の OGS との間で合意した契約の目的を達成でき、かつ、実現可能な SLA について十分に協議し、SLA の契約を早急に締結されたい。【意見】

②基幹業務システムの適切な運用について【意見】

上記①のとおり、OGSとは締結に至ってはいないものの、当市の内部で起案承認された「仕様書1」に添付されている「別紙1: サービスレベル・サマリー」の「那覇市 基幹系業務システム最適化業務に関する SLA」に記載された項目の要旨は以下のとおりである。

大項目	中項目	No.	項目
サービス 管理	サービス稼働率	1	計画されたサービス稼働率提供時間(8:30～18:00)に渡りシステムが稼働することを管理する ※土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は対象外
	基準応答時間	2	サービス提供時間中の日常業務に対するレスポンスタイム(検索等の特殊な処理は除く) (平常時:3秒以内、ピーク時:5秒以内)
状態監 視	死活監視	3	コマンドにより稼働状況の監視を行う。
	冗長化監視	4	冗長化が正常に機能するか確認を行う。
障害対 応	障害通知	5	障害発生のお知らせを行う。
	一次切り分け	6	障害の一時切り分けを行い、関連部署に連絡する。
	復旧対応	7	障害復旧作業を行う。
	障害報告	8	障害の報告を行う。
	重大障害件数	9	重大障害の件数(重大障害とは市民や外部の機関に影響を及ぼすような障害や内部の事務執行において1時間以上の停止を余儀なくされるような障害とする)
ウィルス 対策	パターンファイルの更新	10	パターンファイルの更新を定期的に行う。
	発見、検知時の対応	11	発見時には適切な対応を行う。
ソフト管 理	不具合対応	12	プログラムミス及びパラメタ等による不具合状況および影響範囲を報告する。
		13	修正版を適用する。
ライセン ス管理	ソフトウェアライセンス管理・資産情報の維持管理	14	ライセンス及びバージョンを適切に管理、保管する。
バックア ップ管理	バックアップ率	15	バックアップ作業状況を管理する。
ヘルプ デスク	業務問い合わせ対応	16	問題解決率
		17	バックログ率
報告業 務	報告業務	18	稼働率、障害内容・件数、サーバー情報(搭載メモリ容量・内蔵 Disk 容量・残容量など)等のレポートを連絡協議会に提出する。

また、当市が作成した「基幹系業務システム最適化業務仕様書(住基／税／財務会計／介護保険区分)」(以下、「仕様書2」)の「1.2 業務概要」には、本業務を「システム導入業務」、「システム運用・維持・保守業務」、「主管課運用支援業務」、「ヘルプデスク業務」の4つの区分とし、その業務実施の目的として、以下のように定めている。

受託事業者は法令を遵守し、導入する業務システムが適切適法な環境のもと稼働できるよう業務を実施するものとする。

上記4つの業務実施において、受託事業者は業務実施計画書を作成し市の承認を得ることとする。市および受託事業者は、円滑に業務を実施するため、業務推進プロジェクトを組織する。受託事業者は、各業務システム・連携システムの導入業務、システム運用・維持・保守業務、主管課運用支援業務、ヘルプデスク業務に至るすべての業務について、責任をもってプロジェクト管理及び業務マネジメントを実施するものとする。

「仕様書2」には、連絡協議会を定期的開催し議事録を整備保管すること、OGS になが「業務進捗管理報告書」を提出させ協議会で進捗管理することが定められている。

SLA 契約の各項目、包括外部監査期間中に見直しを図っている最中であり、上記①に記載の【意見】のとおり、OGS との間で SLA 契約は締結されていないものの、SLAに準じた運用は行われているとのことであるが、連絡協議会の議事録などを閲覧した結果、上記の「サービスレベル・サマリー」の内、議事録で明確に確認できた項目は、No.15～18 であり、そのほかの項目について、適切な運用がなされているかどうかについて、確かめることができなかった。

本来は、適切な時期に SLA 契約を締結すべきではあるが、「基幹業務システム」そのものの契約を締結した平成 26 年 3 月 28 日から 3 年以上経っているため、毎月定例の連絡協議会において、締結予定であった SLA について協議する機会は毎月あったはずであるが、ごく一部分だけの対応に留まっている。

システムの不具合・障害・事故については、連絡協議会ではなく発生の都度報告を受けているが、SLA の運用が問題なく行われていたことについての報告を求めることがなく、情報政策課としての SLA の実施体制が不十分である。

今後は、定例の報告や表面的なシステム変更対応だけではなく、当市の基幹業務を担うシステムの重要性を踏まえて、SLA 契約を締結後、適切な時期に SLM を実施されたい。【意見】

③人材確保・人材育成について【意見】

従来は、当市の基幹業務システムは、当市の職員で対応していたが、IT の専門性が高度かつ煩雑になっていくだけではなく、当市の方針として専門性の高い業務や、定型業務について外部委託を推進していることなどから、基幹業務システムについても外部委託することになった。しかしながら、外部委託業者と適切な対話ができる水準の基礎知識や実務経験がなけ

れば、「受託事業者は法令を遵守し、導入する業務システムが適切適法な環境のもと稼働できるよう業務を実施」できているかどうかを確認することができない。

今回の監査にあたっては、現在の担当者だけではなく、前任担当者へ税システムに関する質問を実施したが、その対応状況から判断するに、基幹業務システムについて、外部委託業者の OGS に大きく依拠しており、十分な知識・経験を有しているとは言えない。

さらに、税システムについては、システムに関する知識、経験だけではなく、税に関する知識、経験がなければ、当市が遵守すべき法律に基づく適切な対応がなされないおそれがある。

よって、「適正な課税」という目的を達成するために必要な人材確保と人材育成を実施されたい。【意見】

以上